

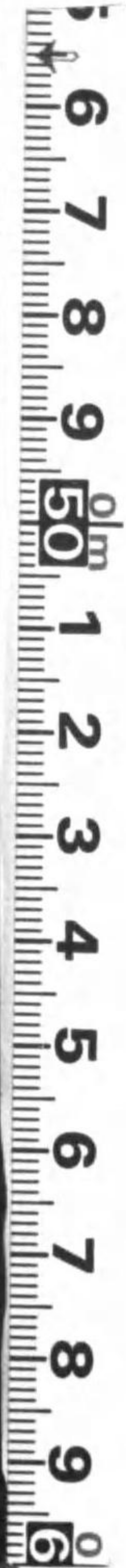
62-390



1200701680954

62
390

武邦米



始



62-39 01

久米邦武述

日本古代史



早稻田大學出版部藏版

目次

第一章 叙論

第十節 歴史の経験と知識の發達……………一頁

第二節 時代の思想と歴史の縱觀横觀……………四

第二章 日本支那朝鮮の原人

第三節 日本の原人……………九

第四節 北支那の原人……………一三

第五節 南支那の原人……………一八

第六節 韓半島の南種北種……………二五

第七節 亞細亞人種の二大流……………二八

第三章 日本の古境域の述

第八節 南北人種の争ひ、日韓閩の親和……………三三

第九節 日韓閩の聯合……………三七

第十節 高志入蝦夷人……………四〇

第四章 宗教と政治との起源

第十一節 三土聯合時代の統轄……………四四

第十二節 宗教の國縣を形成したる順序……………四九

第十三節 神裔及び其氏神……………五四

第十四節 南種北種の優劣……………五八

第十五節 諸國の祖神崇拜……………六三

第五章 諾冉二尊の八洲循服

第十六節 傳説時代と有史時代……………六八

第十七節 諾冉二尊の八洲循行……………七一

第十八節 出雲の黄泉軍……………七五

第十九節 出雲と新羅との關係……………八一

第二十節 天照大神素戔嗚尊の誓約……………八六

第六章 素戔嗚尊の上京

第二十一節 素戔嗚尊の洛中狼藉……………九一

第二十二節 三種神器の由來……………九七

第七章 韓閩の上古

第二十三節 新羅の上古……………一〇三

第二十四節 伊奘冉尊の新羅……………一〇七

第二十五節 素戔嗚尊の新羅……………一一三

第二十六節 日本新羅の往來……………一一八

第二十七節 閩の上古……………一二六

第八章 螢蠅の亂

第二十八節 忍穗耳尊と大己貴……………一三六

第二十九節 忍穗耳尊の西降……………一四四

第三十節 螢蠅亂の形勢……………一五一

第三十一節 日韓の古宗教……………一六〇

第三十二節 上古尙武の氣質……………一六八

第九章 國家統一

- 第卅三節 大己貴の國作り……………一七九
- 第卅四節 天穗日と少彥名……………一八九
- 第卅五節 出雲の避國……………一九五
- 第卅六節 大倭の開け大三輪君の起り……………二〇二
- 第卅七節 尾張連と物部連……………二〇九

第十章 高千穗宮時代

- 第卅八節 天孫西降及び伴部……………二一七
- 第卅九節 吾田國と熊襲……………二三一
- 第四十節 海幸山幸及び海賊の由來……………二四三
- 第四十一節 筑紫君及び邪馬臺……………二五三
- 第四十二節 貴族婚姻の古俗……………二六三

第十一章 大倭肇國

- 第四十三節 筑紫廻行……………二七三

第十二章 太倭闕史時代

- 第四十四節 東征軍草香の敗……………二八三
- 第四十五節 熊野吉野宇陀の形勢……………二九二
- 第四十六節 大倭背擊……………三〇四
- 第四十七節 檀原肇國……………三一六

第十三章 大倭の第二肇國

- 第四十八節 大倭の生意と東國開拓……………三二八
- 第四十九節 西國及び韓地の變遷……………三四三
- 第五十節 手研耳の變附后學皇族表……………三五三
- 第五十一節 韓地及び筑紫の動靜……………三六七
- 第五十二節 筑紫衰亂と句驪強盛……………三八〇
- 第五十三節 筑紫の再興附年代比較……………三九六
- 第五十四節 神宮皇居の分離……………四〇八
- 第五十五節 畿内鎮壓と荒夷征服……………四二二

第五十六節 筑紫の亂任那開府附常世の使……………四三五

第十四章 國縣制置

第五十七節 景行天皇西巡……………四四九

第五十八節 日本武尊の熊襲征伐……………四六六

第五十九節 日本武尊の蝦夷征伐……………四七六

第六十節 景行帝の東巡……………四九一

第六十一節 國縣制置……………四九九

第十五章 版圖擴張

第六十二節 仲哀帝西巡神功皇后征韓……………五一九

第六十三節 忍熊王の亂……………五三一

第六十四節 百濟服屬……………五四二

第六十五節 大陸の學藝移入……………五六〇

第六十六節 版圖擴張難波遷都……………五七七

第十六章 京師貴族の軋轢

一八三

第六十七節 難波宮の繁榮……………五九七

第六十八節 黑江皇子の變……………六一〇

第六十九節 允恭帝の英邁……………六二四

第七十節 眉輪王の變……………六三六

第七十一節 雄略帝の工藝改良……………六四八

第七十二節 百濟再建……………六五八

第七十三節 内地諸國の動靜附應神以後の年表……………六七一

第十七章 任那筑紫の變動

第七十四節 皇統衰微し繼體帝立……………六八四

第七十五節 任那の紛擾……………六九七

第七十六節 筑紫征定太宰府の起り……………七一〇

第七十七節 任那興復問題……………七二二

第七十八節 新羅百濟を破り任那を滅す……………七三五

第十八章 國教國政改革

一四〇

第七十九節 佛教流布……………七四九

第八十節 肅慎蝦夷の動搖……………七六一

第八十一節 物部大連の敗滅……………七七二

第八十二節 三寶興隆と任那再建……………七八八

第八十三節 冠位憲法制定……………七九九

第八十四節 遣隋使上宮太子の文化……………八〇九

第十九章 天智帝中興の業

第八十五節 蘇我氏擅權上宮王殲滅……………八二一

第八十六節 蘇我入鹿を誅し大化改新……………八三三

第八十七節 大化時代國內の状況……………八四八

第八十八節 蝦夷及び肅慎征伐……………八六一

第八十九節 遣唐使及び百濟救護……………八六八

第九十節 天智帝の政治……………八八二

第廿章 天武帝國政整理

第九十一節 壬申の亂……………八九一

第九十二節 天武帝の朝政整理……………九〇二

第九十三節 八姓及び位階改定……………九一〇

第九十四節 遷都の議及び南島を開く……………九二一

日本古代史

久米邦武講述

第一章 叙論。

○第一節 歴史の經驗と知識の發達。

史學は新起の學なり、是まで歴史を讀たるとは大に思想を異にす、因て其大意を簡略に述おくべし。

歴史は古來の社會が經驗の跡を記録したる書なり。凡そ學者は理想のみにて經驗なければ、これを事實となすに及んで失敗を取り易きものなり、故に總て諸科學に於て精審なる研究をなすには必らずこれを事實の經驗に對較して進まざるはなし、謂ゆる情と理とを并せ究むる所にて、即ち局部の歴史經驗に考ふるなり。

然しながら社會の顯象には複雑なる事情の存するものにして、只一局部のみを撮
舉しては瞭知し得らるべきものに非ず、必ず全局の顯象より觀察を下し、而して種
々なる問題に向ひて局部は精究し、いるに非ざれば其効はなかるべし、史學の大價
値は此に存す。

是までの學者は階級制の下に常祿を受けて坐食したる士のみなりしによつて、
政務の外には經驗の必要を感ずる意念甚だ乏しく、且其政治は德義の制裁なりし
故に歴史の經驗もたゞ舊例故格の形式を檢するに止まり、又學問といへば歴史を
勸善懲惡の教育に應用して、幼稚の者に前哲の眞似をなさしむるために讀ませた
り。夫れ父兄の子弟に對する先輩の後進に對する、彼等が稚き腦漿に昔しの經驗
を注入し、おくは、後日に知識を開發する徑路を誘き、おく所にて全く初心の事なり。
然るに舊き學問の思想にては其初心に停まりて、いつまでもひたすら古代を尙び、
先哲を畏敬するが習はせなりしに因て、今の學問とは全く反對の方向に背いて走
りたりき。當今の教育者も猶其舊習を洗ひ去らずして、被教育者が學問の津路には
迷霧はまだ霽ず、故を以て此に史學の要を一言しおかん。

學は是
非の判斷
に止る

史學の研究は、歴史の事實に就て、利害得失、成敗の因果を闡明して、是非の判斷を
下すに止まるべし。其人の心理にまで究め、或る教義を準率となしたる理想
を以て、善惡邪正の品評をなすには及ばざるなり。此説は史學雜誌拾貳凡そ社會
編八號に論じおけりの知識は世運の健行に催され、蒙より明に向ふて常に發達しつゝあり、一息も退歩
するを許さざるなり、吾人の眼前に睹る生物の顯象はみな然らざるはなし、故に歴
史の顯象も亦然らざるはなし、是を自然力の制裁と謂ふ。苟も自然力に逆戻する
物あればみな朽廢して歴史の鏽と成畢なり、經驗は其鏽を去り、其光を磨き、進歩を
速かにする試験石となるものにて、子は親にまさり、孫は又其親にまさり、斯くあり
てぞ其家はます、盛昌すべし、是を發達といふ。若し是までの思想の如く、歴史
を先哲の眞似するため、讀ものとなすならば、智識の發達は停まりて、世は一世と
衰滅すべし。

尙古の風は儒教の煽りたる階級世祿の鏽なり。此病的顯象は世祿の廢したる
と同時に消滅したり、されど猶其幻影を留めてや、もすれば世運に逆戻せんとす
る人も少なからず、今の新思想の人は素り其非を知、瞭する所なれど、其實は古の人

尙古の風
は消滅せ
り

も早く其非を覺悟したるとあり、舊想に執着せる人のために之を贅言しおかん。老子は周の大史なり、故に彼の道學は博く歴史を覽たるにより發明したる哲理とす。老子の博學には孔子も先輩と畏敬したりしが、曾て老子に逢しとき、老子は其間に對へて子所言其人與骨皆已朽矣、獨其言在耳といひたり、是即ち歴史は經驗の跡にして人事の鏽なりと説破したる旨意とす。孔子も亦易の乾の象を説いて、天行健、是以君子自強不息といへり、俱に玩味すれば趣味多き語なり。此の如く孔子も天行の健運なるを觀察しながら、尙古の思想を離れ得ず、たゞ勸懲の歴史を著はすに止まり、而してさすがに老子の卓見も哲理に向ふて走り、一は卑く、一は高く、共に史學の正鵠を得ざりしは、畢竟時の政治に壓せられたるによれども、其識見は既に到りたり。然るに其後の發達にて今の世運となり、政治の壓力は全く絶へたるに、猶古人の朽骨を拾ふて、健行の天運に戻らんとするものは、抑も老子孔子の笑ふ所なるを悟一悟せんを要す。

○第二節 時代の思想と歴史の縱觀横觀

人智の發
達は明に
進む

天然力の新陳代謝は一定の規則ありて、いつも健全に運行す、故にいさとし生る物みな生を營み死を護し、繁息を遂るの機能は健全ならざるものなし、是料學者が其理を鈎知して準率を立る所以なり。然れども人智の發達は蒙より明に進みつゝあるものなり、蒙とは天理に暗きを謂ふ、故に其進行間に於て天然に逆ひたる行爲を試みて失敗し、幾多の經驗をなして歪線に進み來り、其跡を歴史上に印したり。彼は社會の生を營む事を沮めて競争を熄んと試みたる時代もあり、彼は社會に死を輕んずる心を勵まして自衛せんと試みたる時代もあり、一時は人多ければ天に勝てふ語も稱道されたり、歴史の複雑なる顯象は其原由たる一端に非ず。故に人為の事實にはよく、此に注意して其時代々の思想になりて考慮を用ゐ、而して後に天然の理に順ふて判斷を下すべし、史學をなすには此の如く圓活なる頭腦を養成しおかざるべからず。

喩へば現今の民權を重んずる思想を以て、舊政の下に於る士族が賣買借貸を禁ぜられ居たると聞て、直に民權剝奪の屈辱を甘んずるものと謂は、其觀察は盡く謬らん、其時代の思想にて考ふならば、是は却て榮譽にてありしとを發見すべし。

其例の如く今の自由貿易の思想を以て舊幕まで官府貿易の時代を論ずべからず、汽船發明後の思想を以て風帆船航海の時代を論ずべからず、徳川氏鎖國後の思想を以て足利時代まで航海の健なるを疑ふを得ず、佛教衰頽して宋學神道學興れ、其後の思想を以て足利氏時代までの信教を論ずるを得ず。されど古の歴史を聞まゝに直に今の思想を以て解釋するは、なへての人に免れざる通病とす、史學をなすものは先づ其病を去りて、時代の思想といふとを心に銘して常々怠りなからんを要す。

社會の顯象が蒙より明に進みたる順序を觀察するには縱觀横觀の兩法あり。上古に於て先づ文明が貴族より良家に及び、良家より士に及び、平民に及び、而して今の階級撤去の世に到達したり、其順序は古今の歴史にて觀察さるゝ、是を縱觀法となす。又現時の社會に於ても各人知識の明蒙は幾多の等級あるかを知らず、最上の知識ある人は數百年の世運に住み、次なるも、猶世運に先だちて進む、中級は世運に促され、或は躊躇するものあり、下級は猶昔の時代に住み、劣等なるは蒙昧時代そのまゝなるあり、萬國の紀行を觀れば正に開化の光輝を輝かす國もあり、深林

野艸の中には手唇相接して棲む有史前の民族もあり、これを觀察するを横觀法となす。人智の蒙明より發現さる顯象は千差萬別にて、恰も生物の區々にして別るゝ光景と一般なり、これを觀察し、而して天然一定の準率を以て是非を判決す、是を史學をなすの活法とす。

科學の下に不思議はなし、まして數千年にすぎざる近き有史時代に於る、國土人類の有様は現今とさして異なるとなし、惟知識に蒙明の差あるまでなり。何れの國にても蒙昧より開明に向ふ時期に於ては、社會の人の生を營み死を護するため、に、聰明有力の人を倚賴する信念の過度なるにより、人爲を以て天然に勝んと試み、因て知識の發達を妨ぐる迷誤に陥るは、社會發達の順序に於て免れざるとす。泰西の學者に歴史は繰返すものなり、との語あり、真似ると繰返すとは有意無意の別あり、繰返すとは例へば推古帝の後に女帝を繰返し、皇室藤氏源氏のみな兄弟喧嘩を繰返したるが如し、社會の知識が眞理に見到らざる間は、一度起りたる事の癖となりたる病的顯象をいふ。天然の作用は素より繼續するを常となす、但その變化の場合に當りて惡癖の發するをさして繰返とは稱せらるなり。今は歴史の眞

八
似時代は過去りたれど、猶繰返し時代に彷徨せり、若し史學の研究が進みて、社會の多數が古來の經驗を知るに至るならば、繰返すの語も亦消滅するに至るべし、是我輩が史學の發達に希望する鵠的なり。

第二章 日本支那朝鮮の原人。

○第三節 日本の原人。

歴史は文書に記して傳へたるものなり。文書は其國の人民の知識が文學の花を蒼むまで發達したる期に至り、而して後に生ずるものなれば、至つて近き時代なり、外國には五六千年前の歴史を有する國もあれど、日本の有史時代は僅に二千年に足らぬ記録なるを先以て心に銘しおくべし。
故に歴史にて國土の開闢を知んと思ひもよらず、其國の原人を知る望みも無とす。然れども日本聯島に祖先が住居し、繁息し、遂に國史に事跡を遺すに至りたる近き時代の由來は、あらゆる方法を以て歴史以前に遡りて、成べくは髣髴にても知たきものなり。是までの俗傳には日本は國土も人民も元はみな伊奘諾伊奘冉二尊より生れ、其種の繁昌したるものにして、他に比類なき國と誇りたれど、かゝる談は今科學の下に烟と消たり。さりながら始めより獨立したる國人に於て

は多く這般の思想を抱くものなり、縱令其國に發生したる固有原人のあるべきにもせよ、有史時代に入たる後に其痕跡の全く消滅して何の效力も存せぬならば、これ有とて有甲斐はなきとにあらざるや。

地球の表皮に壤土を造りて、生物の繁息する地層を成したるより、今に幾萬年の星霜を経たるにや、其中に人類の生れたる順序は如何なるや、元は猿の進化なりといひ、或は海獸の進化なりといひ、或は極星の差にて發元の地は氷海の北にあるなど、方に理學の研究中にあり。但し物は因ありて果あるの理によれば、人類も元始の一種より繁息したるべし、人種一元多元の説は是非を決せざれど、いづれに従ふも、日本聯島の原人は、必ず大陸地より徙遷したるものならざるべからず、世人の漫言する如く、時運の或る時期に到達せしとき、大陸中にも海中の島嶼にも、人類は自然と湧出たりとの思想は成立せず。日支韓の鼎峙したる間を浸す海水は甚だ淺く、若し潮の減ずる五十間なれば、全く地續きとなるべしといふ、されば太初より此地は漸々と隆起しつゝあるにや、又は漸々と陥りて島をなしたるにや、いづれにせよ悠久の世の事に屬す、若し此聯島に早く住居したる原種のあるとするも、元

は大陸より來りたりたると疑ひなし。

近年人類學に於て古代の遺物によりて原人の消息を求めつゝあり、海に近き河流の兩岸小高き岡に、地質學の洪積層、貝塚を存じ、或は地名となりて存ずるもあり、貝塚は全國に散布してある中に、最も關東より東北地方に多しと。此塚を作りたる食糧人は常陸風土記に其人長大と記しあれど、貝塚は亞米利加洲にも存じ、彼邦の考究には貝塚より發見したる物に據りて、往古に亞細亞の北部より轉徙し來りたるコロボックルといふ短小なる人種にて、日本へは樺太千島を経て轉入したるものなるべしといふ、是も日本原人の一種となすと雖も、有史後には混合して識別すべからず。

古代に築造したる石窟は全國に多く存ず、窟室あり、冢穴あり、其構造の大小等しからず、或は二階をなしたるもあり、多きは市街の狀をなしたるもあり、其窟中より獲たる勾玉、管玉、金環銅器種々の遺物は考古の材料を與ふと雖も、穴居巢棲は大陸の野番に何地方もある風俗にて、亦墓穴の窟も多ければ石窟にて人種を判斷する料とはなし難からん。肅慎の挹婁人は、窟穴を堀る、東北地方にまゝ之を存ずれど、

堅穴は湮滅し易ければ甚だ希なりといふ。

日本全国の山野に散布して發見する石罫銅鏃[○]は有史前後に人種競争の跡を徴する好材料となすべし、人類學に於て探訪したる圖を按ずるに、東北より關東あたりには石罫を多く發見し、畿内近傍の山中に至れば漸々と希少になり、西國には銅鏃を多く發見し、畿内を過ぎて東國に及べば漸々と希少なり、銅鏃は倭鍛師が造りし物、綏靖紀に見ゆ、其中にあるべし。精矢石罫は肅慎人特有の兵器なり早く國語[○]に出つ、肅慎は今の滿州を概稱す、良好の罫石は黒龍江の谿に産したるものとす、これに毒を傳て射たると後漢書[○]魏志東夷傳[○]の條に見ゆ常に七八月を以て毒藥を造ると北史に見ゆ。石罫銅鏃考を載おきたり

石窟より發掘さるゝ勾玉管玉は青質のもの多し、謂ゆる瓊にて之を琅玕といふ、古代西支那の甘肅地方に産したるものにて、昆侖の玉といふは是なり史學雜誌四十一號の昆侖四王母考に述おけり白質青紋なるを翡翠といひ南支那の産と稱ずれど、亦琅玕の異質てふ説あり。吉備地方に三千年前小亞細亞地方にて用ゐたる陶棺を發掘す、上古に日本へ徙遷したる人種の繁雜なるを知るべし

近時亞細亞東方の古代に人種の遷徙を考ふる者はいふ、日本の上古に北島の千島樺太及び渡島より來りて南進せる種族あり、南洋より來りて東進せる種族あり、兩族中部に衝突して互に優勝劣敗をなしたりと、周圍の形勢及び身軀骨格稟質風俗等によりて推測し、南種北種の兩族あるとは既に定論となりたれど、是を究むる前に、まづ支那及び韓半島の原人を畧知しおかざるべからず。

○第四節 北支那の原人。

支那にて四海といふは、四周を圍繞せる晦き蒙昧野番の意にして、東夷南蠻北狄西戎をさす、虞夏の時よりある語なり、これに中國の人民を併せて五方の民と稱へたり。されど、地圖と歴史とに引合せて其民族の聚邑を點檢すれば、戎狄は北より沙漠を超へて進入したる種々の民族にて、西と北との差別なし、山戎の如きは遼西に國をなして孤竹の伯夷叔齊は其君長なり、概して之を北種となすべし。夷蠻は南より海を渡りて東南海岸より中部まで進入したる民族にして、是も亦東と南と

戎狄 夷蠻

の差別なし、概して之を南種となすべし。彼が中國人と稱ずるは、汎く自國固有の原種と稱する語に過ぎず、果して元初よりの別種族は何なりしやは微跡あるなし。五千年以前に陳河南開封府の淮寧縣より起りて、野獸を田神に獻供したる伏羲、及び之に繼て起りて、土木の利を起し、社神に配祀されたる共工氏等すべて風姓の民族を其類に屬すべき歟。されど是は今の直隸東南の低地を開いて、村邑を聯結したる民族にして、此地方の太古は海底かと思はれ且其俗は印度に於て蒙古馬來の混合と稱ずるコール人に似たる等或は元は南種なりしが、殷周を経る間に、戎狄に混化されたるならん。

炎帝が山東の泰山西麓に土著し、稻を以て農耕をなし、村邑を設けて市場をはじめ、世襲君主となりしは北種行國の俗とは異なれば、姜姓も南種に似たれど、北種の内にも此の如き民族なきに非ず。黄帝は炎帝と兄弟の國と傳へたれど、彼は軍隊を作りて轉徙する行國の風を存じたる民族にして、初めは今の北京地方より侵入して、蚩尤と劇烈の戦争をなしたり、蚩尤は南種なるが北種の黄帝これに打勝ち、涿鹿直隸宣化府の懷來に都し、西に轉徙して陝西に殂したり、沙漠を回りて來りたる

黄帝は行國人

戎狄なり。堯の唐國は今の山西大原にて、周代までは狄地なり、虞舜は嬀姓にて、嶺の西に流るゝ嬀水の野より起れり、禹は西域の大夏國の君なるべし、商契、周弃はみな陝西に住める戎なり。是等の各種族が伊犁を回り、沙漠を超え、中央亞細亞より文字、算數、曆日、兵車等國家を形成するに必要なる文物を移入して、其知識を誘き、因て聖王と尊仰され、支那北部の聯邦に文明の光彩を發したり。故に支那人は諸夏と稱し、中華と誇り、總てこれを本土固有の智徳を發揮したる様に言做せり、是固り當に然るべきとなり、誰とても是みな外來の徙民が移し植ゑたる遠國の花なりと自ら謂はんや、されど實は外來のものなり。

抑此くの如き發明は其一あるも非常なるに、かく整備したる文明の僅かの年間に速進すべきものにあらざ、當時亞細亞大陸に人種の變遷は甚だ著し、黄帝、唐、虞、夏、殷、周、秦まで支那の主權者となりたるは皆戎狄の諸族が西北より轉入し、遠く西亞細亞より文物の源流を導きたる跡は自ら掩はれず。近年泰西人が自己の祖先は天山の麓なるアリアン人種なるを發見してより、猶進んで支那開化の源は巴庇倫にあらんと頻りに討究すといふ、あながち牽強とは即斷し難し、余も支那古文字の

支那の主權者は戎狄

支那文學
は四戎

古銅器に存ずるを見るに埃及文字と同源異流ならんと疑ふものなり。
虞夏の時代に支那を九州に區畫したる範圍甚だ廣しと雖も、其内に中華と稱ずる聯邦の地を地圖に標して點檢すれば、其國々はみな支那の北部を屈曲して流る、黄河兩岸の平谷より下流の低地に羅布し黄河及びこれに注ぐ諸流の源委にありて、相互に利害を共通するに因て、自然と同じ民族の占有となりたる部分多かりしを見るなり。支那の古史傳記は概ね此國々に於て記録されたり、儒教は炎帝の故墟なる魯國にて講究されたり、故其他支那の文學といふは西戎周人の知識より誘かれ、北種の支那に發達したるものとす、而して其間に雜居して猶舊俗を存じたるものを周人は稱じて戎狄と賤しめたるなり。

支那上古の原人は、北部は戎狄、南部は蠻夷住み、中國人てふ地域は僅かにて、黄帝唐虞夏商周の祖先は盡く戎狄なりと、余が漢籍より看出したる説は、去る廿五年一月の史學會に於て始めて發表したり。廿七年一月に日韓古史斷吉田東伍氏著の刊布され、之を披閱すれば、予輩嘗て迦勒底人がスメルアカド國を破りて傳へたりと稱ずる天文七曜十曆日朔望象形文字算數十數耕種興造通川防等の習法、みな五常の業に符

アカド國
の文明を
支那に遷
す

合するは、必定其古アカドの亡人東走して軒轅氏となれるを疑へり、スメルの先朝アカドはツラニアン黃色種にして、楔形文字は其造作なりと述たるを觀て、余が説の他にも講明されてあるを喜びぬ。其後卅一年一月發刊の天地人初に佛蘭西東洋語學博士テリアンド、ラクフリー氏の支那文明西起論を抄譯したるを見て、自ら余の説を證明したるが如きを驚嘆したり。其大意に、大約四十世紀前四千年前に、パツク種の酋長ナクンデ即ち黄帝其民族を將ゐて土耳其斯坦に侵入しカシカル水畔に沿ふて昆侖山の東部に出て、遂に支那に居住したるものにして、數派に分れたるパク族ことごとくには非ず、或は西藏に關連せる形跡もあれど、ナクンデは支那北部に侵入したりと雖も、今の甘肅陝西の境に葬られたりとあり。又支那古傳中明確に楔形文字に係及すべきと多し神農即ちサルゴンは火炎の如き符號を用ゐ、迦勒底國にてパク種族に文字を教えたるツンギ即ち倉頡は、粘土に鳥獸の鈎爪の如き記號を印し又支那古代文字は雨の細かに滴下するまゝに氷結したる狀に同じ科文字と謂など、皆楔形文字なると疑ひなしといへり。其論は博言學の結果にて百姓をパク族、黄帝をナクンデ、神農をサルゴンアカド王の名、一王が現に支那に來り

たりといふとは、果して事實の許すにや疑ひなきに非ざれど、倉頡の文字をツンキが教えたる文字と同語見做すは理りに似たり。之を要するに支那北部の原人たる戎種狄種は西域より移轉したると殆ど定案となして然るべし。

亞細亞大陸に人種の徙遷は甚だ久しきにして、且其種族も甚だ多ければ、相親和して同化せざる部落の多かりしとを爰に徴するに足る。若し夫れ中部以南に至りては源頭より全く別種なり、是よりこれを論ぜん。

○第五節 南支那の原人。

支那の中部なる楊子江兩岸は、今こそ富沃殷庶なる地なれども、周代までは人口寥々として未開の野民の如く記載されたり。此には炎帝黃帝の比より既に三苗と稱する民族ありて、洞庭彭蠡兩湖の間に一大國をなしたり、今の湖南、江西是を允姓の蠻といふ。黄河兩岸とは全く山水の源委を異にしたる別區域なるを以て、初めは北部と全く隔絶したりしに、漸く開殖を進むに從ふて交渉をはじむるに及

んで、彼は素り別種の民族なれば、宗教風俗の衝突を生じたり、北部に於てこれを苗民徳を亂ると謂へるは其事なり。是に於て帝顓頊の時に信教の制を嚴にし、官より定めたる巫祝に頼らずして、人民の自由に神を祭り祈禱するを禁じたり、是を顓頊が絶地天通とて古書に美談となりたり、されど諸國に異宗教の民雜居する處には随分繰返さるゝ歴史なり。

其後も三苗と北部との交通は久しく平和を保つ能はず、唐堯の代より漸々困難をかさね、舜の登用されし初政に於て、雜居の苗民(謂ゆる允姓之姦)を陝西の山奥に驅逐したり、此異人種驅逐も大陸には毎々繰返さるゝ歴史なり。斯くて三苗國とますく隙を構へ、舜は末年に自ら大師を率ゐて其國に討入り、遂に蒼梧の野に戦死を遂けたれば、夏禹其後をうけて再三兵を用ゐ、遂に三苗國を滅ぼしたり、是より苗の民族は獨立を失ふて、北部の聯邦は漸々江の北岸に向ひ擴張したれども、三苗の原地に住て北種の新國を開きたるものもなし、周の初めまでは荆蠻と稱じて野民の部落にてありぬ。周成王が其地を文王の師鬻熊の孫熊繹に與へしにより、荆人を招撫して拓殖を進め、春秋の初め比より楚國を興して、北部に向ふて覇を争ひ

しが、七國分立の時代に至り、全く支那の中部を奄有し、西戎の奏と支那の主權を争ふたり、是を奏楚の争ひといふ、實は南種北種の競争なり。爾後も南北朝の分争として、楊子江と黄河との間の中脊を分つて、南北互に帝王を立て、或は聯合し、或は分裂して相争ふたる時代は毎々あり、其析裂の界線は即ち南種北種の原人が分占せし痕跡にあることは、注意して考へんを要す。

此の如く三苗國民は南支那の原人に於て最も關係ある人種なり、彼は別に文字を有したり、八紘繹史に載たる苗民文字の形式は常陸の鹿島社に存じたる神代文字、及び出雲の文字島に雕たる少彦名の文字といふものと相似たり。楚國の文學は孟子これを南蠶缺舌之人非先王之道と謗りたるほどに、北部とは異なる學識を開き、哲理に長じ、詩歌の思想に富むたり、後世まで有名の詩人は此地方より多く出づ、因て或は印度人の徙住したるならんと推想するものあり。今に湖南より貴州の山谷に苗人として存じ、其風俗を記したる書ありといふ。此苗人種について支那の印度種とて講究さゝると聞き、ますく、余が考への証ざるを喜ぶなり。其は去る三十一年二月の史學雜誌九卷二號に、高橋順三郎氏の印度支那人種及び其大初同住

の根源地てふ文を載たり。其は支那語、西藏語、暹羅語、緬甸語、安南及び半島語、此五つの言語より地理に察し、同種たるべき理由を推究して、支那古傳に及ひたるものなり。大意を抄擧すれば、雲南省の東部貴州(チヤエイ)には今尙原人種の苗子ミヤウシありて住す、此部の言語は他の印度支那種と相似たり、抑苗子の歴史は甚古く、紀元前二千年代に堯舜禹の三苗を伐しは書經に見え、又戰國策四に據れば、三苗は彭蠡今の鄱陽湖の波を左にし、洞庭の水を右にし、南に汝山を控へ、北に衡山を望みて居住すとあり、吳起即ち楊子江の河畔を占めたるものにして、湖北省の武昌、湖南省の岳州、江西省の九江府一帶の地方とす。舜は此酋長尊長には非ず三苗國を三危に竄せり、三危は甘肅省安西州の東西にあり、即ちブトレミーのバウチノリス(即ち西藏の祖國)とす、故に三苗の居住處は紀元前二千年に於て已に湖北湖南江西及び甘肅四省に亘れるなり、其時已に獨立思想は充分保有し形跡あり、此時代は帝王人種余の謂と三苗原人種との戦争時代なりしなり、其後も雜婚せず、獨立し度々征伐されしにも拘らず尙程遠からぬ貴州省に現在し、現今の姿となり、順服せしは十八年の抗抵を経て千七百七十五年今より百餘年前の事とす、高慢なる自由の名を表するタイ人

種に適したるものなり其タイ本部の暹羅と言語の関係あるに於ては誰か苗タイ原なるを疑はん。右に述べたる結果を收むれば

- 一 三苗は支那の中心楊子江畔に在て、堯舜の時已に勢力あり。
 - 二 三苗の一部分は甘肅地方に遷され、別住の民族となれり。
 - 三 苗子は尙貴州省に居住す。
 - 四 西藏の一部は甘肅省に出たる民族なり。
 - 五 タイ人種は苗子の一部と言語上の関係あり、其性質よく相似たり。
 - 六 緬甸族は西藏族と言語上の関係を有す。
 - 七 カムヂ族は西藏雲南の間に在りて、此種族の一代表者なり。
- 地理的、傳說的、人種の特性、言語學よりするも、皆同種たるを證するに足る、同種と假定すれば、同居住地なかるべからず、今南部にあるビルマ族、カレンス族、ラオス族、ロヤン族、シヤム族、悉く西藏支那間なる山より下りしものなるは疑もなく、シヤム族の如きは今に下りつゝあるなり、然らば元この印度支那人種は山より出て支那に入しかといふに、其形跡更に徴すべきなし、是を以て其最初の居住地を前二千年

に繁殖せし形跡ある楊子江の中流と見る、支那最古の文化開けし地方と大差なしとの論なり。

高橋氏の此論は、英國支那語教授サー、トーマス、ウェード氏、獨逸のコンラデー氏等の直話に原して、彼諸氏に於て方に研究の初歩なることを述べられたり。余は支那の古傳説に於て戎狄夷蠻の四人種をいひ、戒秋は北支那の原人に適合し、蠻人種は楊子江畔に居住せる原人に適合し、四千年前^{前二千年頃}の三苗は三千年後に荆蠻となり、楚となり、下流の吳越と關係を有すれば、貴州の山に入たる苗子は其頑硬なる劣等種にて、原地に留りて荆蠻となりたるは文化したる優等人種の早く支那に同化したる者ならんと思ふ、其は夏禹の三苗を滅ぼすとは彼大國の民族を夷滅せるに非ず、後は吳楚の蠻種が楚に混同されたるにても推論するに足る、苗人が初め楊子江の中心に進入したる徑路は、江の下流より若しくは南海岸より嶺を越えて進入したるかにて、元は印度に繁殖したる民族ならんと考ふるなり。

苗民は蠻の一種族にすぎず、其他に亦江の上流には、周代まで百濮あり、漢代には西南夷とて種々の土番にて國をなせり、下流には群舒あり、周詩に戎狄維靡荆舒

維懲とある其種族にて當時まで人種の相反目したるを徴さる。猶其下流の海岸に於て江蘇地方は吳にて浙江は越なりみな斷髮文身の蠻民なること隠れなし其南は閩越なり南海岸の廣東は南越なりこれを總稱して蠻といひ荆蠻といへり。周代に北種が開明を輝かして聯邦の規模を廣むるに當り吳越も楚と同じく君長を北種の裔に託し吳は周の仲雍の後越は夏の少康の後と稱じて會盟に加はれり（一鄭語に越を楚と同姓といふ其説是なるべし同姓は畢竟同種なり）。且君長の系譜のみにては其國民の種族を證するに足らず猶露西亞帝が獨逸の系統を以て歐洲の會盟に加はりたると同じ事例のみ。

夷は字書に大弓の會意にて大弓を彎くより名づけられたれば北種と別なり。其地點を按ずるに吳の南なる淮水の兩岸には淮夷の國をなせること既に禹貢に見ゆ。其西北の低地には徐夷の國をなし周の初めに徐偃王起り國勢大に張りて北部を震動せしめたり。宣王に至り江水漢水より師を下して淮夷徐夷を伐てこれを服従し因て中興の譽れを得春秋の時にも徐國は猶強國なりしが後は楚に併せられ秦の始皇が一統の時に至り淮泗の夷は散じて民戸になれり是みな南種の別族な

るべし。山東の半島は萊夷の國なり是も禹貢に見ゆ萊夷は牧畜をなす村落の民族なれば南種北種の混和なる歟。これを統るに楊子江兩岸より沿岸の地は夷蠻の各族にて國々をなし秦楚の競争時代に至りたる歴史は少しく地圖を按じて古史を考ふれば歴々として掩ふべからず。今に至るまで支那人の南濠東米其他の諸國に航海して勞動をなし貿易をなし活潑の事業をなすものは此夷蠻地方の民族に多し北種の頑鈍なるに類せず故に北部の人は閩越人を輕躁なりとて賤斥するとなり是も亦南種北種血性が判然として異なるの證なりとす。（閩は後に福と稱ず以下は淮吳以南沿海の地を閩と總稱すべし）。

○第六節 韓半島の南種北種

東夷南蠻の稱に差別なきを知らば眼を轉じて地理を按ずべし吳越淮の東は韓半島にて南には日本聯島を星布し鼎峙の形をなして唇齒相依れり。古代に南方

の民族が海を渡り來りて支那の沿海岸へ徙遷し謂ゆる夷蠻の部落を植たる時に當り必ず日本へも韓へも同じく徙遷したらんとは推想にても斷ぜらるゝ。斯く情理を按じて史記漢書等を見れば南越は雕題交趾の民なり、吳越は斷髮文身の民なり、馬韓、辨韓は倭に近く文身とあり、倭は其俗朱厓僮耳に類すとある、其同種異族なるをいよゝ證明せらるゝ。夫れ沿海の民の波濤に於るは山間の民が嶮阻を渉るに同じ、彼は數千里の海を越えて支那海岸に進入したり、日韓間の海は恒信風に乗ずれば數日の航程なり、汽船の發明せられぬ時代に於ても古來互に強健に往來したり。然るに上代に當り西岸には舟を寄せて徙入し、東岸北岸には絶へて到るものはなかりしといふは、豈に此理あらんや、日韓と支那との沿海岸には元は同じ種族の占居したると疑ひをいれず。

韓は古は紆とも書く、其歴史も二千年前までは闇黒にして、周秦の際より稍記載あり。韓半島の地は早く辰種族の占有となりて三韓に分れたり、西を馬韓といひ南を辨韓といひ、東を辰韓といひ、統てこれを辰國又は之利と稱じ、其地域は今の全羅慶尙忠清京畿より江原道に及びたり。後漢書の東夷傳に、馬韓、辨韓は倭に近く

辰種族

文身のものありとあるにて、辰種族と日本及び吳越とは同じ種族なるを知るべし、其他言語風俗の相同しとは頻りに證明されつゝあり、是を以て日本人を北種となすは大なる誤解なり。辨韓は一に卞辰ともいふ、辰韓には秦の亡民を混ざるを以て秦韓ともいふとあれど、其説も亦怪しむべし、辰韓、卞辰の辰はみな辰種によりて稱へたるなり、秦以前より早く其稱のありしと明けし。新羅は斯盧とも、シラキともいひ、因て白國とも書す、即ち辰國なり、其地は山脊を分ちて辰韓、辨辰の東に當る、金城に都し、元は三韓を統括したりしに、後に馬韓の強盛になりてより辰國の稱も變化しれど、上古に在りては辰國は即ち辰種族の國々を總稱し、日本人と同種異族にて且兼領地なりしとは、後に詳説すべし。

三韓の北には、西に貊句驪あり、中に濊あり、東に沃沮あり、猶其北には夫餘ありて互に盛衰をなしたり。貊は貊とも書し、日本にてはコマと訓む、古への貉なり。句驪は今の平安道より盛京の東南を占有し、沃沮は今の咸鏡道一帶より、浦鹽斯徳あたりの地方を占有し、いづれも同種異族にて、長白山の脊を分ちて、其南を分占したり。夫餘は別種族にて其北を占據し、みな西北より轉徙したる種族にして、三韓と

韓の北種

は全く別類なれども、占居すると久しきまゝにて、交界雜居の處には混合の種族をなしたるもあらん。有史以前に句驪人種は北より進入して長白山陰の廣野に居住せしに、漸次に南進して北韓に占據し、夫餘人種また北方より進入して句驪の舊地に居りたる時は、後漢書に記されたり、貉人貉地の事は孔孟の書にも見ゆ、蓋し句驪は貉種族の國なるべく、濊沃沮と分れ、有史以後は夫餘の南遷によりて百濟高麗となり、馬韓は既に轉徙して變化多ければ、今は其原俗を釋ぬるに由なけれど、韓半島の南種北種は大抵今の京畿道を以て其界線を畫され、南北の氣習骨格を異にし、北人は南人を輕躁にして叛亂を生じ易しと厭ひ嫌ふといふ。

○第七節 亞細亞人種の二大流。

上古に於て亞細亞大陸の人種遷徙は二大潮流を見る。其の一は中央亞細亞より東西に横流し、東へは葱嶺天山を回りにて沙漠を越へ、或は沙漠を回りにて滿州の野に注ぎたる種々の民族あり。良士を求めて南に進入し、秦

大陸の北
大陸の大流

大陸の南
大陸の大流

南韓人

シシカレ
一人

非立實人

趙、燕、遼、貉、句驪、夫餘、沃沮となり、最東に進みたるは肅慎となり、猶其餘流は亞米利加洲にも進入したりといふ。此北大陸の大流は支那の歴史にも歴々と徴せられ、其轉徙沿革の跡は自ら考ふべし、今は其流れ全く停まりて彼肅慎が女真となり、清となり、支那を横領したる後には、黒龍江の縁にツングースといふ野民部落を存ずるのみ、是を北種の轉遷したる大略となす。其の一は印度より海路を取り、南陸の參差たる岬角を回り、群島の星布をたどりて安南、呂宋、閩より日本韓地まで進入したる民族あり。此南大洋の大流は北支那人の歴史傳説にては一膜を隔て、痛痒に切ならねども、猶荆吳越韓の古俗を記したる書にて該括すれば自ら思想に抽象さるゝ。まして近年世界交通の頻繁になりしより、各地の探檢紀行によりて考ふれば、北大陸の大流よりも猶よく歴々と徴明さるゝに至りたり。朝鮮より歸るものは南韓人の容貌、骨格、性情、風俗、みな日本に匹似するを説き、廣東に至るものは彼地の人氣活撥にして風俗まで日本に類するを説き、苗民の風俗を記したる書を得て日本に似たるに驚き、錫蘭に碇泊したる人はシシカレ一人を見て其日本人に克肖したるを知る、非立實(呂宋)の上等なる人と

日本人と一堂に會すれば、遽に識別すべからずといひ、蘇莫答刺人は日本の威名を聞て同種相依る情切なりとも傳ふ、支那の浙江福建に旅行して、其地誌を求め其古蹟を訪ひなば、日本人の遺したる種々意外の故事を存ずるを見るならん。

此に南種の發源地を印度と提起したるは、確たる證據あるには非ざれど、第三節に辨じたる如く、人種の源は大陸にあるべく、群島に簇生したるものならずとの原理より推して、極西の印度大陸とは指定したるのみ。或は印度より海路によらずして、陸路よりも山谿を越え、深樹箐竹の中を行ひて、支那に入たる民もあるべしと雖も、其は支流に屬す、余は彼三苗も番禺廣州より牂牁江に遡りて、早く進入したる民族ならんと思ふにぞ。北種も南種も素り一、二の種族とは思ふべからず、又其移住の早晚に因て自然と別族に化するものなれば、早く種々に變化したるべしと雖も、其風俗を大別すれば動靜の異あり。北種は數千里の曠野を轉遷して來れるものにして、多くは野牧山獵をなし、水草を追て遷徙する、謂ゆる行國の民なれど、其土を得るに及んで、村邑をなして安居したる、動體の種族なり。中にも肅慎の挹婁人の如きは山獵海漁をな

して附近の山野海濱を荒し回り、最も法紀なき野番なりしといふ。南種は海を渡りて轉徙したるものにして、兪暴なるは人を啖ふ部落もあれど、概して居國の民にて、農耕拓殖を勤めて一族團結し、村邑をなして安住する、靜體の種族なり。此大別を以て日支韓の北種商種を觀察しなば、古より今に至るまで自ら涇渭の濁々たるを見るならん。日本の古代に於ても南種は大抵海濱に占居し、北種は山中に行動せり。

以上はいと概略の論なれど、北種南種の大別を知れば、日本の原人を尋釋するに迷岐を消滅する益あり、是より日本の有史前に就て考按を述ふべし。

悠久の世に於て南洋より彼文身の民族を率ゐて前後に渡來して閩地より韓の半島角まで占據したる時の情景は地理を按しても知らるゝ。隱岐津島は新羅へ往來の津なり、松浦の群嶼は淮吳に控へたり、薩摩南島、沖繩群島連亘を臺灣呂宋に綴りて閩に連なれり、憶ふに厥初めは同種相往來して、相親み相依るの情は必ず篤かるべし。北よりは亦北種の進入して互に相争ふたれば、日本本島は決して一人種の占據地には非らず、有史後の事跡に推考するも、三越より關東中仙まで斜に界線を劃して、兩人種分争の地にてありぬ。然らば有史前に於て、兩人種の本島に優劣を競ひし光景は、潮汐の進退するが如くに、追つまくりつ劇烈の戰場を開きたる。と必ず久しかるべし、此時に當りては人種競争の通情として、韓閩及び南島は必ず聯結の形をなしたるを知る。有史後には競争既に衰へて、同種主權を争ふに至るに及んで、各地別域に分離したりと雖も、猶民族の社會に固結したる情愛は猶冷ならざるは、足利時代に倭寇の歴史にても徴せられ、徳川鎖國の後までも、閩の商船は春秋に長崎に集り、市民より阿爺と呼んで歓迎されし光景は余が親しく目撃する所にて、今にも彼市に遊ぶものは猶心付くならん、蓋し其原因は遙に上古より由來

したることなり。此の如く民族が古來互に貿易往來したる親睦の状態は、地方營業社會の状態に存ず、京師の貴族歴史にて知らるべき事にはあらず、惟十二分の推想を以て裏面を鈎知せんを要す、是は殊に歴史研究に於て最大節目のたとす。夏書の禹貢に、冀州の貢を記して、島夷卉服とあり、揚州の貢を記して、島夷卉服とあり、冀州には、島なし、島とは韓半島をいふ、揚州の島は臺灣、琉球、日本みな是なれど、説者は以て日本にあてたり。皮服卉服とは貿易の發達せぬ時代に於て、他國の人民が公然たる商舶は、官府より荷物の受授をなし、輸入の主要品を献納せしめ、之を貢物と稱じたり、舊幕の時まで長崎にて關人唐人の貿易は猶然り、人民の自由貿易となりたるは近比の事なり。支那の習法にて、貢物を受けば直に其國を服屬と看做すと、虞夏以前より既に然り、因て韓人は獸皮を納れたるを以て皮服といへり、舊幕の時に對馬の宗氏が虎豹の皮を參覲の獻上物としたるに思ひ合せらる。卉服とは、卉の織緯を織たる布を貢に納たるなり、上古に齋部氏の部下が造る幣帛は、麻を種て青和幣(尼枳氏)を織り、穀を種て白和幣(由布)を織り、又和衣(荒衣、文布等)あり、穀布を木綿といふ是なり、されば四千年前より既に其織布を支那貿易の主要品とな

し、兩地の往來繁かりしとを此一句に徴さるゝ。

憶ふに日韓國に占據したる斷髮文身の民族は、人種競争の時代に於て必ず相聯合して繁息を謀りたる久しかるべし。三千年前の周代に至りて、北部聯邦ますます勢力を張り、吳越の兩國も亦其會盟に加はりて一時は覇を争ひ、遂に楚に併せらるゝに至るまで、對岸の地といひ、同人種といひ、相往來の社交あれば、其變化は必ず日韓に影響を及ぼせしと大なるべし、されど歴史闇黒にして徴するに由なし。山海經に南倭北倭屬燕の文あるは味はふべし、後漢書東夷傳に辰韓出鐵、濊、倭、馬韓並從市之、凡貿易皆以鐵爲貨とあるを見れば上古の劔矛は金山彦が支配せる内地産鐵の外に、辰韓の鐵を輸入したらんとは、素戔嗚尊の劔を蛇の韓劔といふにて徴さるゝ。齊管仲が鹽鐵の利を起して國を富まし、覇業を創めたるも、亦山東の鐵を採掘したるのみならず、亦辰韓の鐵を輸入したるべし、有史前に三土往來の消息を是等にて察するに存外に發達したる光景を推想さるゝ。上古に瓊戈といひ、八咫瓊といふ瓊は青玉にて、即ち琅玕なり、禹貢雍州に記す、唐虞の時より北種の行國民が之を持って日本へも渡したるを獲て、貴族の粧飾に用ゐたるものとす。

るものとす。

○第九節 日韓國の聯合。

大八洲は日本の古疆域に非ず、素戔嗚尊は新羅に在して三韓を兼領せしれ、因て出雲の八島沼神の國引の語にも新良貴の崎より引來り縫ませりとある、是正しく日韓聯合を證明するものなり。對馬は筑紫より辨辰へ渡る津島なり、此間に界線を引て疆を分つべきに非ず、かゝる狹陋の思想になりしは、新羅の叛きたる後の事なり、外國の詔書に明神御大八州天皇と書く式は大化の比より始めて見ゆ。八洲は彌洲の義にして、八個の數には限らずとの説を是とすべし、紀、記に八洲を序列したるは四類七様異のあり、これ強て八個となさんとするに因てまぢくになりたる破綻なり。抑も國疆は周圍の國の變動につれて伸縮をなすものにて、千萬年も固定するものに非ず、世運の不發達なる程に遷變も亦著しきと萬國の歴史に證例さるゝ。余が日本の國疆を最初は大八洲はさらなり、海外に亘りて甚だ廣濶なり

との説を懐くと久し其理由は既に前述の南種の住域にて知れたらん其上また神代歴史にも明記しあるなり
伊弉諾尊天照太神に高天原を知らせ月夜見尊に夜國を知らせ素戔嗚尊に海原を知らせたまひ蛭兒は三歳脚立たざる故に櫛樟船に乗せて順風に放遣るとある是を國史に於て大眼目の文なり。但古史の文は宗教的の譬喩に詩歌の思想を交へて抽象し務めて事實の直寫を避たるを以て恰も楚辭を讀みて楚國の歴史學説を稽ふが如く甚だ解釋に苦しむ故を以て昔より其傳へを誤り失ひたり是も亦南種の特性なるか。

借前舉の文に參考すへきは古事記に神武天皇の御兄弟を記して御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國稻氷命者爲妣國而入坐于海原とあり常世は即ち夜國なり海原は妣國にて即ち新良貴なりまた東の蝦夷を日高見國といふにて考へ合すれば高天原は中國にて常世は西方日没の地をいひ海の向岸を海原といひたるにて皆國土の名稱にはあらず。天照太神の中國に君臨したまふを日神に喩へ月夜見尊の西土に君臨したまふを月神に喩へたり是も詩想的に其光景を抽象したるにて渴

仰の意念を深くすれど歴史としては事實を問となしたるを憾む。常世國は總て西方の大陸地をさす新撰姓氏錄の右京蕃別に常世連燕國王公孫淵の後とあるは遼東地方の人なれども固より泥むに足らず余は田道間守が非時香菓を求めたる常世と同地方にて福州又は廣東地方ならんと断定す。海原は同書左京皇別に新良貴稻飯命之後也とあり新羅國をへる鐵案となすべし。

右は余が日本海沿岸の日韓閩聯合を見出したる根據とす史學會雜誌二三號に其説を公表し其後なほ考へたる節もありて二十八年一月より有文館の普通學全科講義に蛭兒のとを補ひたり。其あらましは蛭兒は薩南より島嶼星羅して琉球臺灣澎湖に連り西は福州と對峙し南は呂宋聯島(ヒリッピン)より廣東に控ゆ是みな三土へ往來舟路の連征となりたるものなれば支那の東南岸より南洋群島まで日本人の遺したる蹤跡は必ず處々に存じ他日探檢に上るならんと信ず。憶ふに諾尊の時彼島嶼中に立脚地を定めんとの經畫ありけれど便要の地を得ざるを以て艦隊を仕立てし適宜に任せられし譬喩なるべしといふ余が蛭兒の見解なり。此説を發表してより幾程なくて臺灣も我版圖に屬し而して浙江福建地方に日本人

の遺跡を發見するに至れり。

四〇

○第十節 高志人蝦夷人。

日韓閩聯合の時代に當りて、日本聯島は盡く統轄に入りたりと思ふべからず。前に略述したる如く、亞細亞大陸に人種の二大流は遼古よりあり、千島樺太の北西は肅慎國にて、後に挹婁といひ、女眞となる、女眞は肅慎と相似たり、三千年前に周の成王東夷を伐ち息慎來貢すと尙書序に見え、武王商に克ち肅慎氏來て楛矢石磬を貢すと魯語に見ゆ、この東夷は淮夷徐夷をいふ、周より兵を彼國に用ゐたるに因て其影響は遠く肅慎に及びたるなり、爾後の有史時代に、支那より東北に事を起すごと、其波動は必ず日韓に及ぶ、有史前に於て人種の競争には猶是よりも動搖は甚たしかりしならんと推想す。

北人種の内に於て早く日本に移入したるは食蜃人(コロボツクル)を其一とす。其他古史に北人種と認むべきものは、一を越人(又高志とも)二を熟蝦夷、三を龜蝦夷と

肅慎の石磬

食蜃人

越人、高志

蝦夷は沃沮

磯人

挹婁人

す、此外國種、佐伯土蜘蛛の類は、同種なるや異種なるや識別し難けれど、多分は此種なるに似たり。越洲(今北陸の地)の北に當る大陸は咸鏡道及び滿洲の南海岸にして、此は古代に於て沃沮國の領地なり、故に越洲へは、向津新羅よりも、沃沮よりも或は濊よりも、必ず此に徙り來りて、遂に雜居し相争ふに至りたるべし、北海を越して來る處なるを以て内地にては其地を越路と名付け、因て渡來の異族を高志人と呼びたるなり。出雲の神門郡に高志郷あり、風土記に伊弉那彌命之時、以日淵川築造池之時、古志國到來而爲隄、即宿居之所、故云古志とあり。又簸の川上に占據したる八岐大蛇も高志人なり、飛騨人の面相は他に異なると奈良朝の勅文に見ゆ、みな三韓人とは異なる一種の民族と思はる。蝦夷は沃沮の訛りなるべし、其時代は地理にも疎く、地圖もあるや無かなれば、沃沮の東境は奥羽に毘連すると思ひ、因て之を概して「をそ地」と呼ばらばし、其人を「をそ」と稱へたるに起るならん。果して然らば、高志人も蝦夷人も早く沃沮地方より徙り來り、村落をなして土著したるものにて、其中には濊人も雜りたるべし、是が佐伯か。龜蝦夷は肅慎に於て最兇暴なる部落の挹婁人なるべし、諏訪明神繪詞に鎌倉時代蝦夷の千島を記して、日の本唐子、渡黨の

三類あり、日本、唐子は形體夜叉の如く、禽獸魚肉人倫を食とすとあれば、食蜃人又は挹婁人の類なるべく、渡黨は和國人に相類し、髯多く、遍身に毛生せりとあれば、アイヌなるべし、委しきとは人類學者の專究に譲り、此には歴史を略徴引するに止む。

南種北種の渡來は操舟に慣れたる後の事なれば、絶遠の古代にてはよもあるまじ、されど孰れか早く占住したるやは知りかたし、近年の人種學者はまゝハふ、初め北海の氷結に乗じて大陸より進入せる民族ありしに、操舟慣れて波濤を犯す勇悍なる南島人來り、これに驅逐されて退きたりといふ、この説も如何にや。去ながら南種が西國に占住したるはたしかに四五千年以前よりの事なり、憶ふに厥初め土曠に人希なる時代に於て、北よりは南進し、南よりは北進し、互に聯島を横貫して山野に争鬪を始めたらんとは、食蜃人蝦夷人の痕跡を九州にも存じ、而して南種のアイヌが北海に殘留するにて、其間に兩種の競争劇烈なるとの甚だ久しきを知らるゝ。

古事記に天地初發を記して國稚如浮脂而くらけなすたゝよへる之時とあるは、純ら神秘にして歴史的の考へを用ゐるがたきに似たりと雖も、後文にまた天神より

諸冉二尊神に修理固成是たゝよへる國と詔し給ひ、天沼矛を賜とあるに引合すれば、たゝよへるといふは擾亂に喩へたる詞と解釋するを得。されば日韓閩聯合の初期より北人の撃退に力を盡しつゝ、漸々拓殖を進められしに、諸冉二尊の時に至り、大陸の形勢によりて北人の侵入また熾んになりたるならん、其は高志人が出雲に來りて湖を鑿るとき、八岐大蛇が其山背の谷野に占居したるにても推想さるゝ。

有史後まで是が循撫と驅逐とに力を用ゐられたる跡より地理を觀察するに、大抵北種は山嶺の險隘に占據したり、故を以て東北には荒地多し、南種は海濱より要港を占め、村邑を團結して平沃を開拓し、山谷に向ふて開き進みたるを認む。此海岸の低地と山間の險阻とは、後世まで國領の配分地と豪族の占有地と、兩様に分れて領家と地頭との争ひより、公家武家の争ひとなり、終に南北朝の大亂になりたる其遠因は南種北種の古へにあり、此の如く國史の研究に終始緊要の問題なるを以て、始めより注意して推考を用ゐるべからず。之を要するに三土聯合の後期までは、日本本島には、石磐鋼鐵の發見に限界を示すが如く、東山北陸の山地は蝦夷人占據して、畿内より中國の山中にまで及び、東北の半截は、明治以前の蝦夷地の如

く、現今の臺灣生蕃の如き光景なりしと、歴々と想像さるゝなり。

四四

○第十一節 三土聯合時代の統轄

古史の夜國、海原、蛭兒の喩へに據りて、日本の古境域は閩、韓、及び西南群島の聯合をなしたるを證明したるは、余自ら欺かざるを信ずるなり。さりながら餘りに其地域の茫漠として、前後に事實の傳はらぬに因り、遽に聞く人は怪疑の念消えずして、たとへ御毛沼命の常世國は閩地にして、往て其王となり給ふとも、其は唯一時事にて、統轄力はいかゞならんと謂ふならん。其は洵に然り、但し國の離合に關する人種力は強きものなり、同人種なれば國を殊にしても必ず親愛力を存ず、異人種なれば同國にても長く分離の情形あり、是は前に述ぶきたる北支那人の南支那人に於る北韓人の南韓人に於る、みな最も近き例となすべし、泰西諸國に其例は固より多し。因て思ふに、上古に於て南種が日韓間に渡りて拓殖を始むるとき、北種の競争強きにあふて、其抗抵心によつて、同種相助け相結ぶの情も亦益熾んなりし

人種と國の離合

により、後までも三土の民は親密に相往來貿易し、互に航通の絶へしとなく、足利代の倭寇は明の官吏が其情好を妨害するにより、商民が主客相應じて騒動を引起したるが事實なり、我も彼も國の主權は人民と遙に遠き雲の上人の手にあるを以て、漠然として其痛痒を感ぜざりき。

東洋諸國は早くより國民の品種を別の結習を染付け、これを以て、國家組織の要素となしたれば、政治法律は惟上級社會の家族に便利を與ふに止まり、最下級の公衆は牛馬の如く、貴族と賤民と隔絶し、事情の通ぜぬと甚だし、是は近き頃まで然りしなり、清韓は今も猶然るに非ずや。古き三土聯合時代に當りて、統轄力の如何んは、素戔嗚尊、稻永命の新羅に例して推想さるゝ、素戔嗚尊は新羅を妣國とのたまへり、伊裝冉尊兼領の國なる故なり、素戔嗚尊は往て彼國の曾尸茂梨に居給ひしに因て牛頭天王と崇めたり、ソシモリ建内繁繼が八坂社舊記集錄に韓語に牛をソシ又ソイといひ、頭をモリといふとある、後世に牛頭といふは字形の訛なり。尊は牛頭に坐して、日本に浮寶舟、瑞宮棺の材を殖せんとて、御子五十猛命をして杉櫛樟檜椀を出雲紀の兩熊野山に植しめ給ひたるに因て、兩地に辛國伊太底神社を祠れり、三

新羅の統轄

井寺の新羅明神も素尊を祠れる社なり。新羅は其比までは辰國といひ、三韓の辰人種を統轄したり、前漢の朝鮮傳に眞番辰國と見ゆる是なり、此總稱の下に三韓と分れ、更に七十八國と分れたり、事は後漢書三國志に見え、又書紀にも彼國の餘多の小國に分れたる趣きを見る、後には任那府及び新羅百濟に分轄さるゝ時代になりても、猶安羅加羅秦韓慕韓など、一國を自立したる様に記されたり、是にて上古に辰國の統轄力を推想さるゝ。

日本聯島の統轄も亦其例を以て類推さるゝ、客觀より記録したるは、前漢の地理志に倭、據海島爲國分百餘國とあり、上の爲國は、天皇統轄の總稱をいひ、下の分國は、國造縣主の分れを謂たると見るべし。若し當時の下級人民社會よりして主觀の語を下すとも、國縣の君より加はる統轄の力は著大にして、天皇より加はる統轄の力は衆民に感ずると必ず微弱なるべしとは、近代までの大名が人民を支配したる有様に十分な推斷さるゝ。

然らば月夜見尊御毛沼命の知す常世國、即ち閩地の狀景は、徹すべき歴史の闇黒なるも百越といふ一語にて前例に異なるとはなきを斷せらる。支那は大陸の廣

濶なるだけ、政治の統轄も亦疎濶なり、春秋時代に於て北支那に諸侯の割據したるも大小百數十國に分れ、其外に夷狄といはるゝ部落は幾百に分れたるを知らず、秦の一統となる後には縣々を自治にまかせ、其一縣といふも日韓の國縣よりは迥に廣き地域なり、三十六郡の統轄は、たゞ縣々より貢租を取納し、兵を養ふて鎮壓するまでの事にてありぬ。これに比すれば、垂仁帝以來追々と韓地の國々に國宰をおかれ、貢租の科地として工地を分割させて屯倉となし、これを直支配になしたるは統轄制の進みと謂べし。政治は時代の進むに従ひ、歴史の經驗か自然に教えて發達するものなり、土曠に人稀なる時代には必ず疎濶なるを常とす、今の露西亞なども地方の狀景は猶古代に住めり。

故に三土聯合の時代には、閩地各國縣の長が同種相依るの親愛力にて、天神の子孫を迎へ之を首府に奉して君長に仰ぎ、同じ神裔の貴族が之を環拱して伴造國造を管領し、神教を宣へて之を統轄したるべしとは、日本の例によりて推知さるゝ。古代の主權者が全國を支配したる實際は、日本も、韓も、閩も、また支那とても、概略は是ほどの事にすぎず、後世の發達したる政治に慣れ其思想を以て古代の統轄を論

せんとすれば、大に時代の思想を誤るべし。

民族が村邑の團結をなして主長を推立し、因て隣境と相交はり、相助けて、以て郡縣を聯結し、遂に一國を形成するに至りたる第一の原力は宗教にあるものとす、因て統轄の問題に付て、是より宗教の事を述るべし。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

第四章 宗教と政治との起源。

○第十一節 宗教の國縣を形成したる順序。

村邑の團

村邑の團結は國を形成したる結晶體なり。其村邑の始まる情況は推想するに難からず、唐の柳子原が封建論に、彼其初與萬物皆生、草木榛々、鹿豕狉々、是を手唇相接し、拾ふて食ふの世とす、人不能搏噬、而且無毛羽、莫克自奉自衛、生命財產保護の原なり、苟卿有言、必將假物以爲用者也、夫假物者必爭、生存競爭の起り、爭而不已、必就其能斷曲直者、聽命焉、其智而明者、所伏必衆、君長告之以直而不改、必痛之、而後畏、刑政、由是君長刑政生焉、故近者聚而爲群、々々之分、其爭必大、村邑の起り、云々といひしは、今の人種學者の推想とても大方はこれと違はじ。但し物を假りて争ふとの永き年間には、必ず起るべき宗教の信念てふものありて、是が君長刑政の原となるを添えて考へんを要す、試みにこれを言はん。

宗教心の起り

機能により、物質を假りて需用に給し生存するには氣候の適順ならんを冀ひ、水旱疫疾青莢の不意に襲來するを恐怖する念は常に切なりされば仰いて彼蒼々たる天空を望み、其中に我等を宰制する神の在して禍福を降し給ふならんとの信念を發し、相共に事を慎しみ、其恩德を迎へて噴怒に觸ざらんと、誠心に崇拜を勤むるは殆ど自然の情にして、此を宗教心の起りとす。斯くて其信念の凝り固まつたる中には、腦神經の偏長によりて必ず靈異なる通神と智能とを發する人を生ずるものにて、社會より其人の言行を見て神の化現と尊敬さるゝ、謂ゆる智而明なる者は即ち之を謂ふ、中には一種の奇術も發見せらるゝなり。されば社會は其神の如き人より宗教心を啓誘されて、孰れも皆幽暗を欺かざる徳性を存養し、以て福を迎へ禍を避けんとを希ひ、若し疑事あれば其人に就て曲直の判断を聴く、是を村邑の團體を聚結する原因とす。

斯く幼稚なる宗教心によりて早く各村邑の男女社會に結付たる習慣を宗教風俗といふ。其状態は千殊萬別にして、殆ど失笑する事もあれど、本は神といふ觀念より出て、感情に染たるとなれば、容易に改め難きものにて、此に村邑團體の結晶

宗教風俗

熊祭團體

結繩畫卦

巫祝君長

和魂荒魂

力を存ず。宗教風俗は人種學に於てくはしく研究さるゝ、爰には、たゞ南種北種について聞がまゝに一二例を舉ぐ、日本の南北端にすめる、アイヌ人の熊祭、臺灣生番の鬮體祭の如きは、皆謂ゆる就斷曲直者聽命焉の裁判より出たる教俗にして、同事異物なるを證するものなり。沖繩群島中には木に繩を様々の狀に結びて、之を懸けて禁令を示すといふ、即ち結繩政なり。又アイヌは諍論を酋長の前に決したる後に、柱や板に横卦を畫して信證を表すと、亦伏羲の八卦に似たり。滿洲の野民ツンクースの中には惡神の祭を盛んに行ひ、而して善神の祠は寂寥なり、其故は善神は寛大なれと惡神は怒り易きを怖るゝと、是等は最も社會の眞情を其まゝに表するものと謂ふべし。

其然り、故に太古に於て智而明者の出で、社會より神の如くに尊敬され、其中に靈智に服従されて巫祝となる者あり、靈威に服従されて君長となる者あり、尊敬を受けるは一なれど、巫祝よりも君長の威權が永く存じ、世襲となりて繼續さるゝ、或は巫君相兼もあり。日本の古代にては神の文徳を和魂といひ、鏡を以て表し、武徳を荒魂といひ、劍を以て表し、祭政一致にて、神物官物を別たさず、巫祝と君長と差別なし、頗

る進みたる教俗なるを認む。又韓半島を通して國民に品種の區別行はれたり、天神の子孫を最高種となして、帝室と京師貴族即ち雲上人とをなし、國神の裔及び外國王の後を次高品種となして、諸司と地方豪族(即ち地下人)とをなし、家名初めは神又は命と稱へしに、後には家名を與へて品種を別てり、日本は之を尸(かばね)といひ、新羅は骨といふ、其下にある公衆は貴民賤民を分ち、貴民は部民一に良民といひ、即ち士族なり、賤民は貴族豪族の家人及び奴婢となす。此品種の等は初めより天然の品種に別ある如くに懸隔し、同室に坐するとも得ざりき、印度の波羅門、刹帝利、畢撤、戍達羅の別に克く肖たり、此の教俗の元は埃及あたりより出て、東南に移入し、泰西へは流行せざりし、支那も元は此俗にて、氏族を嚴に種別したれど、春秋以後より、姓氏の混同によりて變化し、血統の種別は消滅したれとも、猶帝許にて品種を定め、即ち科擧の法因て害毒を遺したり。

神祇官

北畠准宮の職原抄に神祇官を釋して、以當官置諸官之上、是神國之風儀と、又然則祭官之職者上古之重任也、又神國之政、以當官置太政官之上乎とあり、此の如く神の祭を政にてといふ風儀の永く保存されたるは、目出度國柄なれど、元は日本に限ら

慈充

ぬ風俗にて。國民品種の行はれたる國は皆然りし様なり。上古は新羅にて王を次々雄と稱へたり、一に慈充とかく、韓の三國史記に世人以巫事鬼神、尙祭祀、敬畏之、遂稱尊長爲慈充也とあり、後漢の東夷傳にも亦馬韓俗信鬼神、國邑各一人主祭、天神謂之天君とあるに考へ合すれば、巫即ち祭主は次々雄(即ち國王)にて、又は天君とも稱へ、主權者の稱となしたり。楚語の觀射父の言に民之精爽不慍貳者、而又能齊肅衷正、如是則明神降之、在男曰覲、在女曰巫とあり、支那の古俗も亦巫を重んじ、巫覲とて男女共に祭主となりしと倭韓に異なるなし、殷の時代には巫咸、巫賢などの名臣も出たり。

凡そ社會男女の親和力に於て最なるを血族とし、次を人種とす、是に宗教風俗の固著して同族同種の團體を結合し、國縣の成形を見る、一君一巫に主權を託し、以て神に事へ、以て衆を統べ、而して異族異種と争ひたるは、太古の状態なり。英國ゴム氏の村落篇として日韓古史斷に譯載したるを見るに、印度の村邑を創建したるは、泰西の原人アリアンの世讎なりしヨーロッパ人ドラヴィド人の兩種族にして、兩種とも祖先崇拜の教にて氏族を重んず、土地を開拓してこれを族州(婆羅)に分ち、世襲の

印度の
人ラ
ワイル
イト

君を奉じ、其下に族村を分ち、村毎に古樹森蔚なる清地に氏神の祠あり、族巫を立て、村中より之を祭る、氏長を推撰し、而して統轄の政治は君長巫長にて主權を執る。またアラザイド人に於ては軍隊制にて、君長は中部に居り、別に大土地神を親祭す、中央政府は給進を各村に取り、中區に公田を定め、其收穫は王倉に藏む、別に田地の受領者あれば之に與へ、餘を給田となす、代官を置て之を掌らしめ、其他の土地には世襲村吏ありて管し、王の征軍には其行具を供する云々とあり。是は日本に行はれたる屯倉國領、班田國宰、郡司に克く相肖たりされど、此兩人種の言語は共に單音語に屬して、全く日韓語とは異なりといへば、固り我、原人には非ず、或は荆楚の原人三苗は其種にはあらざる歟、往古に人種移轉の中輻たりし葱嶺外の西域も、今は曠野となり果たるを以て之を例すれば、日韓支に移轉したる民族も亦早く本土には其種を絶たるにてあるべし。

第十三節 神裔及び其氏神

三別天神

命は神種の稱

國史は國常立尊に始まりて皇統の元祖にあわす、其御名よりして既に族州を統轄したる國家を形成し、頗る進みたる時代の光景なるを見る。古事記の開卷に天地初發の時、高天原に於て所生ます神を天御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、以上は紀の一書、古語拾遺も同じ、三神は並に獨身にて身を隠します、別天神として、國常立神より以前に記したり。神は上と同語にて、すべて高き地位にあるものを稱す、蓋し上古に於て宗教心より天神の化現と信じたる靈德靈智の人にして、凡ての間とは異なることを表明したる尊稱なり。因て其天神の系統を受たる子孫をば、ミコトと稱じたり、御事の義にて其人の敬稱なり、御上といふに同じといふ例して命と書す、書紀に至尊を尊と書し、自餘を命と書分たるは、漢學流行して君臣の思想より差別をつけたるのみ、元は天御中主神も、兩產靈神も同じく別天神にして、素より君臣の別はあるなし、其子孫を「ミコト」といふも國民の最高品種の尊稱にて、亦軒輊あるなし。但其中に於て天御中主は國主を意味し、產靈は造化の功力を意味し、體用の別よりして君臣を判別する素を含むと雖も、前章に述たる如く、祭政一致の教俗なれば、自然に君長(即ち帝王)巫長(即ち祭主)を包みたるべし、獨神とは其兩長を一。

人にて兼るを謂なるべし、亦天御中主と産靈とに巫君の別あるとも見出さざるなり。國常立尊は即ち天御中主神にて、一に天底立命とも申し、皇統は其裔にあわしまず、其外に伊勢朝臣が天底立命の後と稱ずるは由緒あるとなれど、服部連御手代首が天御中主命の後といふは何の縁なるにやいぶかし。兩産靈神の裔は中臣齋部、大伴、久米等文武の伴部を總管したる相將の貴族に分れたり。是を總てみな天神の子孫なれば國中の至高なる品種として、代々天子となり、將相となり、互に婚姻を聯ねて祭政一致の主權を統べ、世官世職にして、相傳へ各地に村邑の部民を領するを伴造といひ、土地を分領するを國造といふ、皆其主長を尊稱して男を彦といひ、女を媛といふ、日子日女の義なり。最初は獨神にて男子のみ祭政の主權を執りしに、後には女も祭政に主となりて耦神の例を開きて彦媛の稱は起り、其中に天神の裔には彦の命媛の命と稱へたり。

其他國縣の君長となりし族は國神の裔と稱ず、是も初めに同種族を別ちたるは彦媛と稱ず、此稱なきは異族なるべし、新羅の天日槍の裔の如し、彦の命媛の命と稱へざるは第二の品種として對遇されたる故ならん。國神の尊き家は最高品種と

婚姻をなす、後漢書に、倭國多女子、大人皆有四五妻、其餘或兩或三、女人不淫、妬とあり、上古より品種の別に因て婚姻の制限はなかりしなりし、されど異種異族の國王の裔に非ざる者は高貴の品種には加へず。凡そ社會的天性として、血統を重んじ、他族を疎み、而して異人種を排斥するは、村縣の結晶を硬固にする原力たり、此の如く國民品種の習俗あるより見るも、日本を征服したる原人は印度の或る人種に出たるに似たり。

之を要するに日本を征服して國家を形成したる人種は血族を重んずる祖先教の俗なると明かなれば、必ず祭政の本となる祖神を崇祠したるべし、因て古代に於ては如何なる神を拜したるやとの疑問起る。抑祖先崇拜とはたゞ先祖祭祀をすると異なり、一族の祖神ありて之を崇拜し、神慮のまに、事を決行するに於て、即ち日本に於て最高品種の一族は、天神の裔なるを以て國民の上に尊榮を享有されたり、されば、始祖の天神は天御中主産靈の兩神なる故を以て、皇族貴族には三の義務あることを認む。其一は天御中主の神裔に國の主權を託す、二は産靈の神裔より主權を輔相す、此二條は歴々と國史の事實に示してあるなり。其三は天神を

崇拜する是なり、天神とは如何なる神徳を奉養するにやといへば必ず産靈の徳なるべし。如何にとなれば天御中主とは主宰の義にて、既に其神裔に主權を託したり、而して其主權によりて行ふ萬機はみな産靈の徳なればなり。昔より産靈神を崇拜したる證を謂へば、古語拾遺に檀原の朝を述べて、抑從皇天二祖之詔、建樹神籙、所謂高皇産靈神、皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神事、代主神、御膳神とありて、是を八神殿の原始となし、又紀に顯宗帝の時、月神著人謂之曰、我祖高皇産靈、有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻我當福慶との詔宣を記したり、鑄造天地之功は即ち天神の我祖と現はれ給ひし靈徳なれば、子孫これを崇拜して報本反始の誠を竭し、以て福慶を迎へたるにて是ぞ上古より祖神に奉養する信念なるべし。故に日本の祖神とする天神の祠に其形式は種々に異なれど、鏡は産靈の神體を崇むるものなるべし。

第十四節 南種北種の優劣

右は諸冉二尊以前の時代に當りて、天神の裔が神教を宣べて州縣を聯絡し、國家を創めたることを、有史後の傳記に徴して推想を畧述したるなり。此あらまじの規模を觀察しても、遼古の世より此島國の中に住みたる原人が、自發の知識にて部落の團結を進めて、かく發達したるにはあらず、必ず大陸に於て發達したる貴き民族ありて、聯島の山谷海濱に野民の人種競争をなす、謂ゆるくらけなすたよへる時代に當り、斯く整はりたる仕組を以て渡來し、海岸肥饒の地より部落を團結し、漸々と開拓を進め、一方には神教を布き、一方には兵威を示し、以て野民を循撫し、驅除し、而して州縣を造りたるものと考へらる。

日本の原人には南種北種ありて、互に競争し、優勝劣敗をなし、數多の年紀を経たる末、遂に統一に至りたりと謂ふは、今は殆ど普通の定論となりたれど、其優勝したるものは北種なるや南種なるやは猶不定なり。考古學の徴したる考證は已に前に述べたるが如し、又博言學の考證を試みたる説あれど紛々として決せず、蓋し漢文字を用ゐたる國の言語は大半これに同化したるを以て、泰西の如く音文字を純用したる國の準則には中りがたきと多し、故を以て余は餘り言語に重きをおかざ

るなり。史海廿一卷^{廿六年}に日本人種原地の證據を摘舉し、北方より來りしとい
證據とて、

一文法は馬來と反對にして朝鮮、蒙古、滿洲、土耳其、匈加利、芬蘭等に同し、
一勾玉の青琅玕は西藏若くはバイカル湖邊の産

一天降人種は金銀粧飾の刀劍を携へられたり、金銀は朝鮮の産

一天降人種は文身を爲さざりし、

一天降人種は面色白く髮黒し、馬來人種は鬚鬚なれども、日本人種の上等なるは
鬚髯美なり、

とあれども五證ことごとく薄弱なり。玉材は貿易にて得らるべし、朝鮮半島も同
人種なるを知れば二三の條は消滅す、故に此種は劣敗人種なるを疑はず。

南方より來りし證據とて、

一「カミ」といふ語は臺灣、馬來等に行はれ、會長自身にも稱せり、我古語に國津神ま
た後世の守に同じ、

一涅齒の風は南洋の檳榔子を咬し餘風なるべし、南洋人は別に藥を用ゐて齒を

黒くすると今現に行はるゝ、

一古記に鱈のとあり、鱈は南洋に非ざれば産せず、

一勾玉の翡翠は交趾支那に産するものなり、

一後漢書に日本の俗朱厓僮耳に類すとあり、

一文身は南方裸體民の粧飾にして、北方衣服ある民族はなさず、

一古代は木棉を以て衣服を作れり、木棉は栲とも穀とも書せり、則楮なりとぞ、現
今の楮と同一なるか否は未詳なれど、現にサモア土人は楮、日本紙の類を揮と
せり、

とあり、此内に第四條の翡翠は琅玕の白色なるものとの説あり、此外に増補すべき
證據は猶多し。

其一水田に稻を耕作して常食となすは南方熱地の土宜なり、北支那の周以前の
稻は陸稻にて、或説には五穀に數へず、周禮地官の稻人職に至り、下地に稻を種ふ、水
田を作り沮澤を開く法を始めたり、其後に江南(吳地)の稻興り、是より揚州の富天下
に冠たるに至りしは迥かに後世の事なり。其二は大弓を用うるは南方人の兵器

なるべし。其三は手振足振をなして舞をなすは南方の俗なり、聞く薩摩陶の産する野代川の韓民は今に龜の舞を傳ふ、其振は俗人の久米舞に克く肖たりと、日韓の古俗一なるを徴するに足る。四に頭髮に櫛をさし粧飾となすは南方の俗なり、シッカレー人の男は被髮して半環形の櫛をさす。且この十證に止めて、是によりて生ずる宗教の俗を略論せん。

古來神を祭るには神田を定め、これに稻を耕種し、其米を以て神酒を醸し、糯米を搗て餅となし、これを圓鏡に象りて神に供し、其稟程にて注連繩を造りて神殿を粧ふ、是は都鄙貴賤に通じたる習俗なり。肥前の郷村に於ては村民輪次に神田を協耕す、之を「スブソ」と稱じ、其年嘗祭の主となる、之を「シメ元」と稱す、すべて郷村に於て年々産土神(俗に氏神)の嘗祭には種々の慣俗あれど、神酒、鏡餅、注連繩は全國に通じたる教俗なり。注連は上古結繩の文に起るには非ざるか、又飴を製し酒を醸す日韓の古俗は南方より來るものなるべし、なほ推考するに青銅の圓鏡を神體に象り、これを寶殿の中に安置して崇拜するも南種の遺せし俗なるべし、一にかみは鏡の略との説もあり。余往年神道は祭天の古俗といふ論説を著はして頗る世議を來

したり、其時までは南種北種の辨いまだ定まらず、北種祭天の俗を混じて論じ、殆ど宗教の古俗といふに異ならず、定説となしがたきを以て取消したり、神道の原は南方より來れり、北種の教俗に非ず、是は、鐵案となして異議なかるべし。

○第十五節 諸國の祖神崇拜。

諸國郡に散在したる式内式外(延喜式)の神名帳になく國史に載たるを式外と云の神社には、有史前の古社もあるべし、祭神に詳確なる傳へはなけれども、社名を見るに高魂、神魂、海神、山祇など、神の名を稱じたるあり、或は宇夫須那社の名も見え、忌部、麻績、物部、倭文など、部民の職を稱じたるもあり、或は祠れる村邑の名を稱したるもあり、皆其地の領主が祭りたる祖神にて是を以て祭政一致の治をなし、以て族州邑を團結したる遺跡と譬へらる。祖神は産土神なり、これを「うぶすな」の神といひ、本居の神とも書く、印度にては城隍天神といふ、支那江南及び安南にも城隍廟あり、みな教俗を同じくするものなり、今町村に氏神と稱ふるは其土地の祖神と

いふ義にて、元は同じ教俗に起る。但し中世より一族の繁き家に於ては其氏族の崇敬する神社を定め、藤原氏の春日社、源氏の石清水社の如き、これを氏神といふは其氏の信向の神にて産土神とは全く別なり。夫とはちがひて、莊園の占有により、叡山領には山王八王子を祠り、男山領には石清水、東大寺領には正八幡、三寶院醍醐寺領に若宮、祇園社領に祇園社、眞言寺領に熊野社を祠るの類は、領家の祖神を其地の産土神に祭りたるにて、今は領家はかはりても産土神のみ存ずる所にて、即ち祖神なり。

是によりて推考するに、彼文身の民族は夙に日韓閩の曠土に殖民開闢して、村邑を創め、其教俗の如くに君長の祖神を清域に祠り、以て其地の産土神となし、水田の稻を耕し、或は麻布木綿を織り、或は蠶桑を務めて、衣食を足らし、その地に産する物を以て神酒を醸し、鏡餅、幣帛を供へて産靈の恩徳に報賽をなし、神慮を聽て疑義の曲直を斷じたるものなり。此時に當りて北方より南進したる異種異俗の民が各地に占據したるを、之を邪神姦鬼といふて、兵を組み、鐵劍大弓を用意し、其異族を驅除して人種の競争に打勝つ、國縣を造りて傳説時代には入たり。

天神の子の始めて高天原に坐して國縣主を統轄し、三土聯合の起りしは何千年前の事なるや知るに由なしと雖も、其中央の首都は日本、即ち高天原なるとは斷言するを得る。如何んとなれば、太古より人種轉遷の源は亞細亞の中西部にあり、此は北漠荒寒の野に非ざれば南方炎燭の地なり、彼等は大陸に於て良土を得んため、に轉遷して相争へり。五千年前より風姓の族は支那の東低地を開きたり、允姓の族は苗民兩湖の間に國を建たり、北漠の戎狄諸族は支那北部に侵入したり、殊に印度に於てはアリアン人の進入より、劇烈なる競争を起し、其盤渦の撼動は其地の優等にして智徳の發達したる民族をして、良美の土を求め、遷らんとの念を動かさしめたらんと必定なり。支那の東南岸より日韓まで文身族の占居したる國は、彼等が原住したる偏熱の地よりは迥にまさる良土なり、其中にも良土なるほどに徙住したる君長民族も亦優等なる貴種なるを斷言するを得る。此推想の比例を擧ぐ、其は亞米利加大陸を發見したる後に歐洲各國より徙りて開殖を始めたと一般なるべし、最初は探檢者、冒險者等が移住を試し、漸く村邑に長たる有力者の拓殖を動かし、終には高等の族を迎へて統轄せしむるに至りたる順序にてあるべし。

し。因て判断すれば、日韓間の三土に於て、氣候最も清和に、山水最も秀美に、田野の最も肥沃なる周圍の最も安全なるは日本にまさる國はなし、故を以て天神の族は此を中都の高天原となし、韓閩には其統より君長を派して同種族の國縣を統率したりといふは、必ず中らずと雖も遠からざるべし。

紀の一書に、伊奘諾尊桃樹の下に隠れ、其實を採て雷に擲ち給へば雷みな退走す、此桃を用て鬼を避るの縁なりとあり、(記にも)荆楚歳時記に、桃樹東南枝向日、鬼憎避之、避疫術也とあるに同じ、荆楚より安南までみな城隍廟を祠る、是等の人種が齋し來れる教俗をよく究めるならば必ず多々あるならん。歴史の經驗に於て異人種の親和力は甚だ薄弱なるものなり、而して宗教の原俗は容易に變せず、支那の平野に於て各種の民族雜居するには、相共に混和する必要があるさへ、百濮群舒及び淮泗徐萊の夷等、周代を終るまで北支那より別異されたるにて知べし。まして日韓閩は山嶺の間に豁谷を開き、最も小割據に適したる地理なれば、早くより數多の族州を分ち、殊に異族異種と同化し難きにより、天神の裔を奉じて其下に聯合し、以て他種と競争したるは必然の情由とす。思ふに日本の優勝民族が移住を始めたる

時代は、早きは既に島夷卉服とある虞夏以前にあるべし、三千年前の周代に至り、夫より、吳越は北支那の聯合に加はりて覇を争ひ、やがて楚に滅ぼされたる比には、既に天神の裔は日本を高天原と定めて、支那の波動によりて國內のくらげなすたよへるを鎮服しつつ、無慮十餘世を経過したるならん、とまでは推言するを得る。有史前の推想は此に止め、是より傳説時代の觀察にかゝるべし。

第五章 諾冉二尊の八洲循服。

○第十六節 傳説時代と有史時代。

さて有史前の推想より有史後に移るには、先づ有史時期より論定すべし。有史時期を嚴格なる金砧カネヅキにあつれば其國に歴史の著はされたる時より分斷となすべし。是は自然の理にて例へば支那史の如し、司馬遷が史記に年表を作りて、周は文武成康の世を聖人御代といふにも拘はらず、厲王までは疎略なる三代世表に録したり。是他なし年表を作るべき材料なき故なり、其如く歴史のなき時代は年紀も定かならぬ神話を言傳へたるのみなれば、是を傳説時代といふなり。然れば日本の有史時代はといへば随分疑問なり、應神帝か否履仲帝の史官をおかれし以後と理論する人もあらん、或は猶下りて繼體帝、否欽明帝、猶も下りて推古帝との金砧論も起るならん、書紀の紀年假造によりて歴史の標準を破壊させたるなどは史學に於て罪深しといふべし。されど余は此の如く苛酷には論ずるを欲せず、やはり書紀に

分界したる如く、神代を以て傳説時代となし、神武帝以後即ち人皇の世を有史時代となさんとす。

古語拾遺に、上古之世、未有文字、貴賤老少、口口相傳、前言往行、存而不忘、書契以來、不好談古、浮華競興、云云と述べたるは文明に背いたる論旨にて、國をいつまでも傳説の口碑時代におかんとするものなり。前言往行を口口に相傳へては、數百年も確實なるを得べきものに非ず、さればこそ古史の過半は謬傳を重ねて事實を烟に化したり。然るに神武帝に届りてより俄かに模様變り、書紀の虚飾ありと雖も、地理名物など皆實著の記事となり、神代とは全く觀を改めて人皇の歴史となりたり、是必ず其故のあると思はざるべからず。定めて神武帝の比には既に漢字を心得たる人ありて筑紫より隨行し、稚き思想ながらも必要の事を文筆にて書とめてありたるを原料となし、たとへ舊來の習はせにて妄誕を交へて敷衍したるとも、口々相傳のみにはあらず、自ら歴史としての價は生じたるなり。

精しく時代を比較するに、神武帝の筑紫を發向ありしは、漢の武帝が韓地に四郡を、あさたる後に、日本の國縣より樂浪郡へ交通をはじめたる時代に當る、國際には

歴史は口口相傳に非ず

神武帝の比漢字を知る

國際に文書の必要

書契以來
の浮華

文書と通譯とは必要なるものなれば貴族は無丁字なるとも伴部又は譯部などありて、必ず漢文隸字を學びたるを疑ひなし。又履仲帝紀に史官をおかれし事を僅か十餘字の綱ばかり記しあるまでなれど、此時高麗百濟みな條史を始めたる時にして、百濟より歸化の阿直岐は書ふみ氏を始め博士王仁は史ふひと氏を始めたなり。王仁は實に其史官の任に當れり、後世まで太政官に外記と史官とありて、官務局務を分ちて政事の文書を統へたる例は、實は是時より始められ、記事の簡畧なるとして、等閑に看過すべきに非らず。崇神帝以來歴史の記實が世を逐ふて詳かになりたるは、必ず王仁が史官となりて、古き文書を採集して編修を始めおきたる效にして、神武帝の記事も亦其内にてあるべし。

但し古語拾遺に書契以來不好談古浮華競興といひたるは、應神帝以後、即ち王仁以來といふに同じ、是は文明には反對の考へに似たれど、彼の本意を原ぬれば、文學の流行せしより、其思想を日本の傳説に附會して、種々に浮華なる虚誕を競へりといふにあり。成程其如く神代の始めより記事の中に陰陽説も加はれり、緯説らじき節もあり、儒學の氣習なきにしもあらず、紀の本文が一書の敷衍となり、更に古

七〇

事記の敷衍となり、傳説のまぢくなるは口々相傳に因て轉訛したるのみにはあらず、應神帝より以後に於て敷衍し、虚飾し、神話を構造し、地名人名等に附會したらんと覺ゆる處も少からず、浮華競興といへるはあながち尤むべきに非ず。余はこゝに神代を傳説時代となし、人皇以後を有史時代となさんとす、傳説時代に於ては齋部廣成氏が書契以來の浮華に同意を表し、務めて綱要となるべき事のみを論述せんとす、其中には論關すべき誤傳も多けれど、必要ならざるは成だけ捨ちくべし。

第十七節 諾冉二尊の八洲循行

雲を掴むが如き神代の傳説によりて、然も同異紛々たるを、如何にして史學の研究料となさんと誰も苦心する所なり。或は神代を盡く宗教に譲りて史學の證には採用せざらんと謂ものもあり、さりとては短慮なり、余は神代の傳説を宗教として講究する價よりも史學として講究する價は數倍貴しと思ふなり。一系の皇

統を奉じて獨立します。國光を世界に發揚する無雙の國基を、彼野番相爭ふ中より布立たまへる祖宗の勤勞は、あらん限りは心力を盡して研闡せざるべからず、爰に國史の始めをかいつみて其要を舉れば

天御中主神の垂統は、國常立尊より伊弉諾伊弉冉二尊まで七世とするは紀の正文なり、其他諸傳まち／＼なれど紀に従ふ、始めは獨神なりしに、やがて男女の耦神となり給ひ伊弉諾伊弉冉尊に至りて天神より天御主兩產靈たゞよへるの國を修理固成せよとて、瓊矛(天)の美稱は省く、以下同しを授かり浮橋(舟なり)に乗りて、霧の中に滄海を探りつゝ、磯取(磯)島に降りて、此にて遊合(みとのまくはひ)なし、淡路洲を生み給へり。夫より大倭豊秋津洲を生み、次に伊豫二名(フタナ)の洲を生み、伊豫に愛媛、讃岐に飯依(イヒヨシ)、粟に大宜都媛(オホイコトメ)土佐に建依彦(タケヨリヒコ)をまかれ、次に筑紫洲を生み、筑紫國に白日別(シロヒワケ)豊國に豐日別(トヨヒワケ)肥國に建日向(タケヒナカ)豊久士比泥(トヨキサヒネ)熊會國(クマカヒ)に建日別(タケヒワケ)をまかれぬ。夫れより北海へ回り隱伎(カクシ)佐度を雙生して、越洲(コシノ)を生み、歸路に大洲(オホシマ)吉備子洲(キヒコシマ)を生み、其外數々の洲を生給ふとある、是を書紀の正文に大八洲の生るゝ順序とす。前に略述したる如く第三章此の順序と洲名とは、傳説まち／＼なり、其中に於て此を是と定

八洲循行の順序

今、やがて紀をたゞよへる

めて擧げたり、越洲は佐渡の對岸あたりまでにて、其より東北は後までも蝦秋の占居地なりき。

諾冉二尊大八洲生みの傳説は、あらまじ右の如し、是は固り譬喩文にして、其中に當時日本の情景の容易ならぬを覺ゆる處あり、是までの人は文のまゝに、大八洲并せて其外の神々が冉尊の胎より生れ出たる様に思ひたれど、其は記者が、みとのまはひてふ語を承けて、斯く譬へたる文の綾にて、固り國土を眞に生むべきにあらず、たゞよへる國を修理固成といふ語の中に、國土も人影も既に見ゆ、紀の一書には瑞穂之地宜汝往循之とも書れたり、實は循よりも鎮服といふべき事と思ふなり。新井白石の古史通にたゞよへる國とあるは、國亂れ争ひての義にて二尊の大八洲を生く一段は淡路に據りて國々を征されしと解したるは活眼と謂べし。磯取(磯)島は記に大雀命淡路島に坐して歌におのころしまあぢまさのしまもみゆと詠給ふるとある、今由理驛の東なる島是なり、此島にて東を蔽ひて良港を成す、因て此を擇みて行宮を定められたり。此は八尋殿を建て遊合とは上國下國合體の約成たるに喩ふ、其時二尊の柱を左旋右旋の事を記するは陰陽説の附會にて取に足らず。

磯取島

八洲循行は紀の本文の如く順序に於てまづ豊秋津洲より始まらざるべからず、此洲を一に豊葦原の瑞穂國といふは、蓋し海岸に廣き沃野を開きて、岸には葦の生茂り、稻田の饒かなる國土なる故なり、淡路の近處に葦の生へる地は難波潟に適當せり、難波のよしあしは古き諺にとなへ、河攝泉は一面に豊沃の稻田なれば必ず此地を稱じたる名なるべし。此地の北なる武庫山つゞきより丹波丹後の境に盤亘したる山中は迥かの後までも野番の住域となりたる處なれば、まづ第一に此地方を打平らげ、豊秋津の瑞穂の地を安謐にして本營の根本を固むるが順序なり、首にこれを叙したる傳へ其實を得たり。

さて夫より比較的異族の雜居少き伊豫二名洲(四國)へ軍艦を向けられぬ、此碇泊の港は釋ぬるに由なけれど、四國の要港は三津の濱、若しくは久留島なるべし、久留島は後の世に海賊の港となし、今の鎮守府の如き軍船の本港となしたる處とす。此より四方面に別(わけ)を派遣さる其次は筑紫洲(九州)を順路とす、筑紫の港は郷津にて、今の香椎及び博多なり、此時既に海神の占地なるべし、港より亦内部の四方面へ別を差派されたり、今に其遺跡として尋ねらるゝは豊前の中津に豊日別神社と

て式外の古社あるばかりなり、蓋し派遣の後に久しからずして變革を生じたる故ならん、其は後に説くとあるべし。伊伎津島は向津の新羅へ往來には要地なれど、此には循行の必要なし、故に此二洲を紀の正文に潮沫凝成の洲々に數へたるは亦其實を得たり。軍艦はすぐに北海に向へり、山陰と越國とは前に述たる如く異種の雜居地にて、殊に穩かならぬ處なれば、隱岐に駐營して山陰を循服させ、又佐度の駐營して深く蝦狄の界を征服して之を山中に追込み、兩洲の間を往來ありて、北海岸にしばし力を用ゐられたるを雙生の喩へと解すべし。然る後に艦を回して内海に入り、北岸の山陽を鎮服せんと、先づ周防の大洲に駐營し、次で古備の兒洲に駐營し、各こゝに別を置いて歸艦ある。後に神武帝東征の時、藝備に駐蹕ありたるに略同じ、地理の要處は粗定まりたるものとす。

○第十八節 出雲の黃泉軍

二尊の八洲を生み畢る後は淡路の國へ歸り給ひたるべし。夫より海神の綿津

見川(水門)神の秋津彦、山神の大山祇、木の祖句、句酒馳、草の祖草野媛、土神の植安などを生み、火神迦具牟、智を生むとき、再尊は急所を焦れて神避りまし、出雲と伯伎との界なる比婆の山に隠れ給ひたり。諾尊これを恨み、劔を抜て火神を斬て三段となし、而して再尊の所に往き給ひければ、再尊見て何ぞ來ますの晩きや、吾は既に黄泉の饗を食ひたり、されど入來の賢ければ、還りなむ、明且に黄泉の神と論ずべし、吾をな視たまひそといふて入給へり。斯くて明日になり諾尊は待かねて潜に見給へば、八雷神並居たり、さてはと驚き急に逃還り給ふ、再尊恨みて醜女を遣りて追はしめ、八雷神も亦黄泉軍を起して追かけたり、諾尊泉津の平坂を越え、磐石を引て坂を塞き、此にて再尊と相向ふて立ち、絶妻の誓を建(こと)をわたす(たま)ひたり、平坂は今の出雲伊賦夜坂なりといふ。斯く諾尊は不須(い)なし(こ)め(汚)穢の國に到れりとして祓除せんと思ほすに、粟及び速吸水門は潮太だ速しとして筑紫日向の橘小門の櫓が原に往て祓除を行ひ其時内誓にて三貴子を生み、前に述たる高天原、夜國、海原を分け知らせ給ひ、又三綿津見神(海神)三箇男神(住吉)も此時に生れたりとなん。此一段も怪しき譬喩の様なれど、文辭のはしづくに緊要なる時態の伏在したる

伴造國造

伴造國造

波津見
山見津

を覺ゆれば、深く考慮を用ゐんを要す、因てこれが解釋を試みん。まづ海川、山、木、草、土等の神を生むとあるは、疑ひもなく伴造國造の強大なる分を定められたるなり、伴造ともつごとは、職務の民を領するより稱じ、國造とは土地を領するより稱ず、みな國縣の君長なり。綿津見は波津の監にて、筑紫の國主なり。山津見は山津の監にて、吾田(薩摩)の國主なり。木は紀直なるべし。水戸は其名の秋津彦なるによれば津國難波、地方の津守ならん。草はいまた考へず。土神は陶工の民を領する者なると其名にて知らる。民を領するとは其職業のために土地を配分され、其處に村邑をなしたる民戸を管轄するにして、之を部曲の民といふ、後の士族に同じ、其首は即ち其地頭なり、昔しの財産は土地に人民を并せて所領したることを忘るべからず。

火神の一段は、其が原因となりて上國下國の合和破裂となりたるとは明らかなれど、之を事實となして解釋するには参考の料なきに苦しむ。火神はたゞ海川以下の例を推して亦伴造國造の一なるを知る、其處置に至り領分に不服の徒ありて、再尊の本國たる出雲の急要地に變を生じたるによつて、耦神の位をすて遽に歸國

ありたるを、神さり葬るに譬へたるものと見る、大方は違はじ。此時高志人は簸川上に占據したり、此川は東西に分れて雲伯兩州を流るれば其地に影響を及ぼしたるが如し、されば火神は簸縣主にてはなき歟とも思ふ、いかゞにや。諸尊の火神を斬るとは英斷の義なるべく、三段となすとは火神の兼領地を三區になして處分ありたるにて、其時生じたる神に山祇の名あるを見れば、火神は山津見の族なるを以て、其地を三家に委ねて鎮服させたるにもあらん、簸川上の手摩乳足摩乳も山祇の族なり、一書には火産靈ともあり、此文段は紀記の文まち／＼にて決し難し、山祇家の事は天孫降臨の條に説くべし。延喜式の鎮火祭祝詞に、冉尊、夜見の比良坂に至りまして思食さく、吾なせの命の知らず上つ國に心あしき子を生おきて來ぬとの言あれば、火神は上津國に在るものにて、下津國に密接の關係ある大族なるとは疑ひなきに似たり。

諸尊は火神の處分に時月を移し、兵を隨へて出雲の鎮服に赴き給へば出雲の激黨既に冉尊を要じて主張する事を決し、既に神に誓ひたる後なりしを以て、黄泉の饗を食ふとは謂なるべし。是までは猶元の如く合和に復する望みもありたれど、

黄泉軍

絶妻誓

筑紫の祓

翌朝の會議に入雷神の列坐するを見て、事協せずと判斷せられたり、八雷神は更に考ふべき緒なし、八岐蛇の替語にてはよもあるまじ、或は冉尊の兼領國たる新羅に關係したる韓地の君長にてはあらざるかと思ふとあり、其は次の素戔嗚尊の條に於て説くべし、此には疑を存じおく。醜女は、勇婦をいふ、昔は女も兵を組みて戦ふたり、男軍女軍は神武帝の紀にも見ゆ。磐石を引くは、勁兵を以て險隘を塞きたるに譬ふ、此に兩軍對峙して絶妻の誓を建られたるは、公衆の前にて破約の宣告ありたるなり。是より以來出雲を循服するには幾回も變化を重ねて、遂に大國主命が地を避て大和に遷るに到りたれば、此條は甚だ眼目となる事なり。不須凶目汚穢之國の言は、後に忍穗耳尊中國の亂を彼地未平矣、不須也頗傾凶目之國と宣ひたるに同じ異教異種の徒が騷擾するをいふなり。諸尊は此亂を鎮め且は冉尊のために善後の策を講ずるため、戦後祓禊の大典を舉行し、伴造國造を會するに然るべき地を擇み、阿波豊後を偏狹なれば、筑紫に定められて再び彼地へ往給へり。當時の伴造國造の中に於て筑紫の渡津見、吾田の山津見、此二國は出雲に次く大族なると、後に瓊瓊杵尊以來三四代の后家となりたるにて知らるゝ、後に詳

述すべし)上古の歴史に最も關係の大なる國なり。殊に筑紫は筑後の八女を本國とし、娜津(博多)にて新羅交通を監督し、處々に兼領地も多く、向津の韓地にも殖民地を有したらん、故を以て出雲の異變を鎮服するには此縣と定められたるなり。橘の小門、橘が原は日向とあるによつて是まで人は日向の宮崎那珂兩郡の交なる橘郷小戸川の邊に、橘原とて沙原あるを以て其所といふ説のありたれど、筑紫の籬縣といふを是とす。博多は住吉社の舊域になり、前なる志賀島には渡津見社あり、東の糟屋郡香椎の南に立花山あり、後に大友の族が立花氏を稱したる處にて、其西に青木村を存す、昔は其邊まで入海にて海神の軍港なりしに、元寇の防禦に因て今は地形大にかけられ、續古今集卜部兼直が歌に、西の海憶が原の潮路より、洗はれ出し住吉の神と人口に膾炙するは此住吉社をいふ。橘原の祓禊に因て底津少童中津少童、上津少童の三神、底筒男、中筒男、上筒男の三神生れたるとは、大渡津見神の外に又海神と住吉神とを増加し、重複する様なれど、部民には必ず土地の附と同じく、神社には必ず土地の寄附さるゝことを理會しなば、此大典の恩賞として、特に氏神の領地を増與されたるとなるを知るならん。

橘小門
橘が原

○第十九節 出雲と新羅との關係

諸尊は橘原にて祓禊の大典を舉行あり、伴造國造の大會したる前に於て、鏡記には玉を執りて神に誓を行ふて、三貴子を定めて三土の君主となし給へり、三土の事は既に第九節に述べたり。是も上文を承けて三貴子を生とあるにより、昔より誤解したる疑義あり、釋日本紀に、先儒私記云、一書并古事記之文者、非伊奘冉尊所生也、但昔共爲夫婦、縱素戔嗚尊非所生猶爲子、因本約假云欲從母耳、其實非母明矣、是難會文也、とまじめに三貴子を諸尊の冉尊と絶妻の後に生給ひたる御子と思ひたり、紀の正文はこれを嫌ひたると覺えて、火神以下橘原の禊までを盡く削除したり。如何に神なればとて男子の婉身することのあるべき、八洲以下に生とかきたる眞の產生と解するにより、遂に此の如き謬解に陥りて難會文となり畢るにぞ。素戔嗚尊が伊奘冉尊を妣といひ、天照太神を姉といひ給ふを見れば、共に諸冉二尊の眞子なると明かなり、然し此に生とあるは定むるの義と見るべし。

三貴子を
三土の君
に定む

書紀の本文には諸冉二尊共議して天下の主者を生んと、日神大日靈貴、月神月讀尊を生む、並に光華明彩、故に授るに天上の事を以てす、次に蛭兒を生む、次に素戔嗚尊を生む、勇悍安忍にして宇宙に君臨すべからずとて、遠く根國に適とて之れを逐ひとあり、諸尊の絶妻をなきことにしたれど當時の事は掩はれたり。又た第三の一書には火神黃泉軍祓禊の事を詳記し、三子に勅任し、天照大神は高天原を治すべし、月讀尊は滄海原潮の八百重を治すべし、素戔嗚尊は天下を治すべしと宣ふ、是時素戔嗚尊年已長、復八握鬚髯を生たり、天下を治めず常に啼泣、悲恨く、諸尊何故にと問へば、對へて吾は母に根國に従はんと欲すとのたまふ、諸尊惡んで情の任に行とて逐ひきとあり。記には、月讀命に夜之食國を、須佐之男命に海原を知すに作りて、僕者欲罷、妣國根之堅洲國、故哭と申給ふにより、大神大恐りて此國に住すべからずとて逐ひたまひきとあり。斯くまら／＼の傳へなるは、海原は新羅なるとの早く晦くなりたるによる、是までの解者は根國を出雲とし、堅洲とは傍の洲など、解し、三韓の本國なるを知らず、堅洲とは新羅は韓の東海岸にて、金城の港より北は元山まで山巖の海より仄ちたるを以て堅洲國といひたるなり、故に余は第三の一

書を事實なりと信ず、爰に其説をいはん。

古代に神の和魂荒魂を別ちて鏡と劍とを表するとは已に第十二節に略述したり、伊弉諾尊の時は劍矛を以て荒魂を祝ふべき騒亂の世なり、故を以て天照大神の和徳を喜びて天事を授け給ひ、而して素戔嗚尊の勇悍強忍なるを以て、天下を治らせて耦神となし、國內を征服せんとの勅旨なりと思はる。蓋し是まで耦神を立たるは自然と祭政を分ちて、女主は神慮を和らけ、男主は人事を斷ずるの意を寓し、必ずしも夫婦に非ざるとは後の菟狹彥菟狹姫兄妹にて證さる、天照大神と素戔嗚尊とに天上天下を分ち治すの勅も亦其意なるべし。然るに出雲の變故より事情の許さぬとありて、勇悍の素戔嗚尊にも似ず、これを兎角と否み給ふにより、諸尊も終に恐り、其情願に任せて新良貴に往かしめ、日本を支配するを絶給ひたるなり、是を以て御子の大國主命は國々を造る功を立ながら、其地を避けて大和に徙りたるは此約のあるに由る、國史に於て眼目の事なるに、書紀の正文には夫もみな削りたるは拘はるも亦甚だしと謂べし。是より素戔嗚尊は根國に就給へり、誓ひの御子を日嗣に定めたりと雖も、耦神の例は諸冉二尊の絶妻までに終りて、復獨神にて主

權を執るとになりたり。爾後に皇后政を攝し、或は英明の太子ありながら女帝を立るとの行はれたるは、猶耦神の遺風なり、思ふに畏きあたりには、或る點に於て耦神の必要なるのあるとなるべし。

前節に於ては火神の變より八雷神の黄泉軍となりて、絶妻に終り此に至りては亦素戔嗚尊の天下を治すとを否み、父尊の忿りをも省みず専ら妣國の新羅國に就んと望まれしはかたぐ、大なる疑問なり。思ふに韓の辰種族と倭人と大同小異なるとは言語風俗の一致ならざるにて知らるゝ、而して此以前より倭種は韓地に拓殖し、また辰種も亦日本に拓殖し、互に相雜處したるへし、因て諸冉二尊及次諸神の意は兩地を混同して一となさんと、因て淡路のミト、ヤノロヒ遊合約もあり、又諸尊の素戔嗚尊へ天下を治すの勅もありたるなり。然れども韓地は已に三韓に分れ、中には馬韓は頗る大に、やがて箕準の亂より半ば分れて之に附たる等の歴史を按ずれば、後に詳述す蓋し韓人は混同を好まず、出雲の兼轄地たるを便とするにより、彼八雷神の變も起りたるには非ざる歟。

さりとて其情願に任すれば日本の統一を失ひ、或は韓より内地を分領する鏈れ

を開く、因て諸尊の果斷にて素戔嗚尊を只新羅の君となし、本國の出雲に新羅より主權を行ふとを拒絶し、是にて判然たる三士聯合の治に定まりたる所に於て、後に大國主命の版土を返したるは此契約によりたると、見るなり。此は史學に於て殊に研究すべき要項とす、若し初めの勅旨の如く行はれたるならば、韓半島も亦猶筑紫島に娜國筑紫吾田國伊都等大小の國縣に分れながら、高天原に統轄に服したる如く、三韓を合一し、歴代の稜威を北方に伸べて、濊貊沃沮等も循服するに至りたらんに、事遂に行はれず却て夫餘より大半を侵蝕さるゝに至りしは甚だ恨むべき事にてありぬ。

斯くて伊弉諾尊は神功を畢りて淡路の幽宮に長く隠れ給ふ、津名郡伊佐奈伎神社是なり。記には淡海之多賀とある、犬上郡多賀神社なり、是を日之少宮といふ。因て兩地を往來して幽宮とし給へりとの説あれど、淡路淡海の一は誤りあらん、凡そ著名の古蹟は往々に兩所ありて互に是非を争ひ決せざるものなり、必要なさとはは辨を省きて可なり。

第六章 素戔嗚尊の上京

○第二十節 天照大神素戔嗚尊の誓約

斯て素戔嗚尊は、根國の主に定まりたれば、出雲より兵を率ゐて、告別のために天照大神へ參觀し、其時の誓約にて忍穂耳尊を日嗣に定め、遂に國に赴き給へり、此始末は國史に最も眼目の事なるを以て、是よりこれを述ぶべし。

古記の文段には浮辭多く、抄畧を要すると毎にあり、爰に先づ其取捨の大意を説明するため、譬へを引かん、余嘗て和學講談所出版の群書類従は六百冊を超たる大部なるに、よくも購讀者ありて損失に歸せざりとの不審を懷き、或人に話せしに、其人のいふに、彼書は和歌の部にて半はををしむ、其比は歌の流行盛んにして、多くの歌人に購買されたとなん。然るに今は史學流行し、經濟雜誌會社にて群書類従を豫約印刷する再度に及ひしが、和歌の部を不用といふ人のみなりしとまで、断言し得ざれど、彼部のみ小活字に印刷し縮めたるは入用の人の少きを表したり。

古記の浮辭畧

僅か百年に足らぬ間に學者の好尚が此の如く變れるは是華實の辨なり、余は前に古代の遺物は一句一器も深く玩索すべしと言ながら、此に至りて抄畧を要すと言は他にあらず、華にして實なきを抄しざるは、史學に必要な事なればなり、借此に其例を示さん。

天照大神武裝して素尊を待

素戔嗚尊上京の一段は古事記にかく記したり、曰く於是速須佐之男命言、然者請天照大神將罷乃參上天時、山川悉動、國土皆震、天照大神聞驚而詔我、那勢命之上來、由者必不善心、欲奪我國耳、即解御髮、纏御みづら而、乃於左右御みづら、亦於御鬘、亦於左右御手、各纏持八尺勾繩之五百津之みすまる之珠而、をびらに者負千入之鞆、附五百入之鞆、亦所取佩、いつ之竹柄而、弓腹振立而、堅庭者於向股踏ならし、如沫雪、厥散而、いつ之男建、陷建而待問、何故上來、爾速須佐之男命答曰、僕者無邪心、唯大神之命以問、賜僕之哭、いさちる之事、故白つらく、僕欲往、妣國以哭、爾大神詔、汝者不可在此國、而神やらひやらひ賜、故以爲請、將罷往之狀、參上耳、無異心。この文段は書紀の正文にも筆を盡して叙し、是よりも猶五十餘字も多し、然し中一段は前にいひたる群書類従和歌の部に齊しき華文なり、只形容のみにして、古き語調を其まゝに記した

史學に於て強て此文の效をいはゞ日本人の性質が詩歌の想に富み、上古より直寫直叙に短にして、側面より抽象するを好むとの一徴とはなるべし、此性質は學藝にも、事業にも古往今來固着したるを毎々見る所なり、是も人種の稟賦なるにや、是だけ注意して研究に備へおくべし。

古史を抄略する大意を述べたれば、是より後は抄略して擧るべし。

斯くて天照大神、然らば汝の心清きを何にて明さんやと宣へば、對へて曰く各誓約をなして子を生べし、若し生たる子の女ならば濁心ありとし、男ならば清心ありとよぼせとて眞名井に向ひ相對し、大神まづ素戔嗚尊の劍を乞取りて誓ひ給へば、之に應じて、田心姫、湍津姫、市杵島姫の三女生れたり、尊また大神の勾玉を乞て取り誓ひ給へば、忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野樟日命の五男これに應じて生れたり。宇氣毘、てふ古語は誓とも詛とも譯す、神に禱りて事を決するとなるべし、これを後世の事に換言すれば、神前に於て協議を定むるが如しと解すべし。此時の宇氣毘式は、劍を執ては三折の狀をなし、玉統を執ては搖憂し、並に巖然咀嚼て吹棄る狭霧の中に生むとある、かくして禱りたる願應が神前にある男女子の名

天照大神
眞名井の
誓

籤に顯はるゝとにてあるべし、諾尊筑紫の祓禊に鏡を執て三貴子を生給へるも、同じく宇氣毘の中にて重き式と思はるれど、當時神秘となし、後世の神道に其傳を失ひたり。

天照大神の勅に、其物の根を原ぬれば、玉は吾物なる故に五男は吾兒なりとて、寶子に定め、劍は汝物なる故に三女は汝兒とせよとてこれを授け給へり、是筑前宗像三神の起りなり、故に宗像は出雲と一家の關係を有す。此眞名井の誓約によりて忍穗耳尊は日嗣に定まり、餘子は畿内中國等の藩屏となり、ますく手分けて國縣を開かれたり、故に忍穗耳尊は天照大神より吾孫實は瓊々杵尊をいふ、又素戔嗚尊の吾兒と言給へる文あれど、此尊の眞の子におはすにや定かならず、此に生とあるは例の譬喩にて神に聽て定むると、換言すれば神前の會議にて推選したるとなり。

○第廿一節 素戔嗚尊の洛中狼藉

天津罪

斯て素戔嗚尊は誓約に勝て驕心を生じ、部下の檢束緩かせになりて種々の天津罪を犯し、天照大神の震怒に觸れて、人望を失ひ出雲へ逐歸され給ふ一段には神道に於ては甚だ重要なる傳記あれど、史學に於ては頗る不急に屬すれば抄略す。但し古宗教の習俗が社會に染みて近き比まで存じ、今となりても儘有る事の原因あり是まで迷信的のとして學者はおろそかにし解釋を省く様なれど、少しは知るかざるべからず、聊か其説を試みん。

天津罪とは神に對する罪過なり、故に犯狀は細小の事の様なるも、信向の熱度より膨脹されて重大の幻影を認められ、まゝ深酷なる罪科に處せらるゝは宗教罪の常態とす。故に紀記には素尊の天津罪を言語道斷の行狀に記してあれど、平淡なる意思にて審按すればさほどの事とは思はれず、先づ大同小異なる紀記及び一書の文を参照するに三個條に分たるゝ。其一は神田の妨害なり、此に紀の一書を擧ぐれば、

日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑并田、此皆良田、雖經霖旱、無所損傷。素戔嗚尊之田亦有三處、號曰天穢田、天川依田、天口銳田、此皆穢地、雨則流之、旱則焦之。

廢槽

埋毀重播
時誡誡

伏馬

巨繩

故素戔嗚尊如害姉田、春則廢渠槽、及埋溝、毀畔、又重播種子、秋則挿籜、伏馬。此中に六條の罪科あり、一は廢槽なり、古語拾遺には中臣祓の文に據て八條の天津罪に數へて放繩に作り、古語斐波那知と注せり、田にかくる水道の繩を取除くるをいふ。二は埋溝なり、同書に古語美會宇女と注せり。三は毀畔なり、同じく阿波那知と注せり。四は重播なり、同じく志伎麻伎と注せり、他人の種をまいたる田に又畝を重ねて播くをいふ。五は挿籜なり、同書に刺串に作り、久志佐志と注し、又耕種之節、竊往其田、刺串相爭と注せり、釋紀に、私記曰、以籜、刺立田中、爲咒詛之詞、謂之挿籜、若有強稱其田者、身遂滅亡、今世若有彼此相爭之田者、挿籜、是其遺法也、とあれば、中古まで猶行はれたる咒詛法なり。六は伏馬なり、紀の正文には放天斑、駒使伏田、申とあり、是は中臣祓の天津八條の外なり、ふせむままと訓む、馬を放つて田を荒すと成るべし。一書にまた、秋穀已成、則互以絡繩の條あり、釋紀に、私記曰、至秋時、即以絡繩引、互御田、曰、是我田也、見其實、既就、有可欲意、必引、互絡繩者、欲爲其分境之畔也、と解す、亦八條の外なり、おせなはとも訓ふべきか。さて是を天津罪と數ふるは、尋常の田野妨害にあらず、神の御田に對したる犯罪なる故に重し、御田は神田と同じ地名などに

まゝ残り、或は三田にも作る、御田は社領と別なり、其神の嘗祭、若しくは神供を供ふる田なる故に、御田を妨害するは神を侮辱するに同じきに因て天つ罪科とはいふなり。此の如き神聖なる田地の在る處には、揭示、傍示、杭のありてすら通行するさへ犯罪の恐れあるに、文字の起らぬ時代に於て界を交へたる地主には随分と面倒の多かりしなるべし。

其二は新嘗宮を汚したるなり、紀の正文には復見、天照大神嘗新嘗時、陰放、尿於新宮とあり、記には、尿まり散しとある、一書には於新宮御席之下、陰自送糞、日神不知、徑坐席上とまで甚だしく書たるあり。是を中臣祓の詞には尿戸として、八天罪の一に數へたるを、古語拾遺に嘗新嘗之時、以糞塗戸と注したるは誤解なり、戸とは放の假名を戸と書たるなり。此の如き所行は平常にても憎むべき惡職とす、まして新嘗の大祭に於てするは言語に斷たる事なり、記の正文に復見といひ、陰にといひ、故意に爲したる様に記しあれど、猥褻なる語辭を用うるは紀記の病にて果して然るにやいと不審なり。余の推諒には出雲人が多く京師に入込みて、法になれざる上に放縱にして、新嘗宮の界内に放尿したるものありしを、平生の兇暴を嫉みて、主者

より斯く大きく告られたるにもあらん。

其三は神衣の織殿を穢したるなり、紀の正文には又見、天照大神方織神衣、居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿裏而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身とあり、記には天照大御神坐忌服屋而令織神御服之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而、所墮入時、天衣織女見驚而、於梭衝陰上而死とあり、一書には生剝斑駒、納其殿内ともあり、是を中臣祓に生剝逆剝として天罪の二科に數へたり。此事は最も疑はし、馬を生剝し逆剝するは殘忍非道の賤事なり、かゝる所行を天罪の科に數へたらば幾百條にもなるべし、且假屋にもせよ、其棟を毀し、皮を剝たる馬を持上りて投入るゝまで、其下に居る人は知ずして、大事の神衣へ木屑塵埃の落散るまゝに織を止めざるとは、事實に於て斷じてあるべからず。思ふに齋服殿として廣き圍ひの内なる或る小屋の中に、兵士ともが疲馬を生剝して隠しおきたるを發見し、觸穢の騒きとなりたる程の事にてあるべし。

三條ともに素尊の自身になし給ひたる事に非ざるは無論なり、又親ら命令して爲さしめたる事にも非ざるべし、多衆の兵を隨へて長く滯京すれば、血氣なる壯年

者の暴動をなして罰金科料を要求さるゝ事は、毎にでき易き故に、主者に於て厚く之を警戒すべきに、此時は勝にほこりて緩かせになり、其後の處分も等閑なりしに因て、事の此に至りしなり。因て余はこれを出雲兵の洛中狼藉といふ、源平盛衰記など、壽永の亂に源義仲源義經の洛中狼藉を記し、繪本には兵士の市店を掠奪し婦女を強姦する等の状を描けど、實は亂妨狼藉とは權勢につのりて田地の界を越えて之を占領し、或は不法の課役をわて、收穫を横奪し、或は社寺の境内に屯駐して竹木を伐り、或は禁止の處に馬を乗入るなどをいふなり。源義經は祇園社より誹へられ、判して其狼藉を停止したり、其文は史徵墨寶に出づ、新田義貞は播磨斑鳩寺領を侵して誤證文を出せり、菊池武時は探題館に打入らんとて香椎宮の境内にて敵三人を斬りしに因て、神罰にて討死せりと云、みな此に類する事なり。然るを斯くまで書るゝに至りたるは、素尊の手足となる人が怠慢なるによると謂ざるを得ず、拔手足之爪、贖之とあるは、即ち出雲の重臣を罪科に處したるの喩へなるべし。是に於て天照大神愠つて石窟に入り幽居し給ふ、諸神會議し岩戸の前に神樂を奏して祈禱し、因て神慮を安んじ、大神もとの如く出で、世を知らすとなりぬ。

岩戸神樂

此事は神道に於ては重要な典にて、其事に與りたる諸貴族の家記に思ひの傳への存じたるを、紀記に博採したると覺えて、敷衍にすぎたる文も少からざれど、是は宗教的にて、史學に於てはさして必要の事に非ざれば、強て穿鑿し論究するに及ばずとして略す。

斯くて諸神會議の決にて、素尊には千座チナの置戸オキドを科して國に逐降すとあるは、少しく論究を要するとなり。天津罪の結落はいづれ科料なるへきも、千座とは千字に泥みず見るも、多くの倉に課物を徴するとなるべし、其は出雲領より徴するに止まらず、必ず新羅よりも徴するならん、敬神の裏面には祓除の料を促徴し、屬地に對しては過重の賦課を加ふ、是みな政術の經驗少き時代には得てなす事にして、日本ニッポンの韓地を失ふたる事由の一は此にあり、よく察しおかざるべからず。

○第廿二節 三種神器の由來

天皇の御璽として常に御身を離し給はぬ三種の神器と申すは、鏡と玉と劍とに

て、其由緒はみな此時より起れり。

鏡は、前條槩戸の前の神樂に神體として眞寶木に懸たる八咫鏡なり、其時石凝姥命に科し鏡造部の天糠戸に造らせしに、初めのは少しく肖ず、因て紀の日前神社の神體となし、後に成たるを用ゐたりといふ。是を其後大神の御魂とて持給ひしを天孫に授けられ終に伊勢内宮の神體となれり、皇居の内侍所に齋き奉るは其寫しなり。

玉は八尺瓊之勾玉なり、前節に見ゆ、是を神樂に賢木の下枝に懸たり、書に是も同時に玉造部豊玉に作らせたりとあるは、是傳説のまち／＼なる一にて信しからず、以前眞名井の誓に素尊の振搖し給へる其玉にて、此尊の獻りたる物といふの説を是となすべし。是は今に皇位の御璽として所持し給ふ。

劍は天叢雲劍なり、劍は荒魂を表するものなれば、神樂の賢木には懸ざりし、眞名井の誓に天照大神の取給へる劍なるべし。是は後に尾張に鎮まり熱田大神宮の神體となれり。紀記の文は生むといふ字にひかれて、記事の序を失ひ、其事由を晦くなしたれば此に余の信ずる傳説を抄擧せん。紀の一書に、素戔嗚尊帥其子五十猛

神、降到於新羅國、居曾尸茂梨牛頭之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂乘舟東渡、到出雲國、簸川上所在鳥上峰之時、彼處有吞人大蛇云とあり。凡て古傳記は一事一事を散録して年代順序に注意なき故に其心して見ざるべからず、是は此尊の尙稚き時の事にして、彼地にて婚し五十猛命を設け給ひし比の事と覺ゆ帥といふは當らず。鳥上峯は出雲風土記に、仁多郡鳥上伯耆與出雲之境と見えて、簸川の源は此山より出る、竹崎村より上る高さ三千餘尺、此州第一の高山なり、西溪は出雲の斐伊川となり、東溪は伯耆の日野川となる、並に簸の川なり。

偕其大蛇退治の事は紀記の文を略舉せんに、素戔嗚尊簸川上に到れば國神大山津見の子脚摩乳、手摩乳夫妻が數人の女を高志の八岐蛇に奪はれ、今は少女の稻田姫のみを除すに、是も亦奪はれんとする由を愁訴しければ、素戔嗚尊その夫妻に入槽の酒を用意して八岐蛇を饗させ、尊親ら櫛を鬢にさして女装をなし、其彼が酔伏するを待て盡く之を斬殺し給ひしに、尾に至りて劍刃少し缺たり、割て見れば一劍あり、是が即ち天叢雲劍といふ名劍なり、因て其劍を天照大神に獻し給へりとある。童女に假裝する程なれば遅くも丁年の比にて、八握鬚髯の生ぜぬ以前なり、其劍を昇

天告別の時に佩き眞名井の誓に天照大神の取給ひしましに獻せられたる事の記なれど、文理を失ひ此後の事の様になりたるなり、此事は前後に關係多ければ辨まへおくべし。

八岐蛇は無論譬喩なり、此事は神武天皇の八十梟帥を誅し、日本武尊の熊襲梟帥を誅せられしと同じ例にて、當時は宴會に於て饒勇の者を斬斃すを武勇の名譽となしたり。尾に至り刃缺るとは最後の一人が防鬪の強かりしにて、其者の佩たるが天叢雲劍にてありしなり。脚摩乳手摩乳は大山津見の一族なれば、雲伯の地を領したる縣主なるべし、然るに再尊の比より、北國より高志人侵入し、八岐蛇は其高志人の魁帥にて、簸川の谿谷は其占領となり、簸川の下流なる縣主の勢力弱くして、毎々采女を要求するに至りたるに、素尊これを援けて高志人の魁帥を斬夷して、雲伯の地を鎮定し給ひたる武烈とす。余は第十七節に於て火神を生みて再尊の神避りは此亂をいふ歟と疑を存じおきたり、素尊の武名は是にて世に隠れなかりしにより、諸尊は以て天照大神と稱ひて天下を治めしめんと思食したるなり、八岐大蛇退治の顛末は此の如くに考定せざるべからず。

素尊既に八岐蛇を誅じ出雲の清に宮を造りて稻田姫と婚し、其時に八雲起、出雲八重垣妻籠に入重垣造る其八重垣をと詠じ給へり、是を三十一字の和歌の始めといひ傳ふ。稻田姫の腹に大己貴命を生みて、後に出雲の所領を嗣げり、是を後世大三輪君の祖とす、此事も筑紫祓除以前の出雲ならざれば、年序狂ふなり。清の宮は出雲風土記に大原郡御室山、須佐乃乎神、御室令造給、所宿故云、御室と見え、又須我山も見ゆれど、其故址としては存せず、釋紀の私記には飯石郡有稱清地、今指杵築邊、號須賀郡、今俗也とあれば早くより其所を失ひたり。

一書に簸川上を安藝國可愛川上に作れり、地理を按ずるに、鳥上峯は雲伯の交に起り、其山脊は東西に亘りて、南は藝備の山谿をなし、其水は西北に流れ、出雲の斐伊川となれるは最も短し、東北に流れて伯耆の日野川となれるは源委十七里に及ぶ、兩川の流るゝ低地は固り高志人の占地にはあらず、山南は備後の奴可、惠蘇郡にて、諸溪の水は西流して三次郡に鍾り、安藝の高田郡の水と合ふて石見に落る、是を江の川といふ、即ち可愛川上なり、惠蘇は蝦夷に以たり、を別音にて古へは混ぜずともいへど、或は此が高志人の本部にてはなき歟。備後の奴可、三上、惠蘇、甲奴、三谷、三

次、と藝の高田と、石の邑智とこの八郡は八の谷をなし、簸川上及び可愛川上に當れり、地理を觀るに入歧蛇とは此八谷を分占したる魁帥に喩へたるにてあるべし。此磐谷には銀銅鐵等の鑛脈を伏し、石州鐵は其脈にかゝる、天叢雲劍は其鐵を採て鍛ひたる名劍なるべし、江の川は源委五十餘里に及び、川舟は二十里の處まで往來す、俗に土佐太郎江次郎の稱あり、中國第一の大川なり。江の下流は固り高志人の占據地にあらず、三川の谿に素戔嗚尊五十猛命の古蹟を多くなず、當時經營の勞を想はるゝ、然し山中占據したる高志人は後までも猶存せし跡あり、此時魁帥を殺して其勢力を挫かれたるにて、其民の全く散したるとは思ふべからず。

素戔嗚尊は昇天より歸り、やがて新羅國に就給へり、是より新羅の古史にわたりて講述すべし。

第七章 韓閩の上古。

○第廿三節 新羅の上古。

素戔嗚尊は新羅國の君なるに因て新羅大明神と崇めたり。韓土は半島地なれば大陸地の波動を直接に受るを以て、新羅の事は必ず漢史と對較して觀ざるべからず、漢韓の兩史を國史に參照するには、首に年代を相當の位置に排序する必要を生ず、然るに國史の紀年は信ずるに足らず、爰に眞の年代を考定する必要を生ず、是國史研究の一大難題にして、紀年排斥論の已を得ざる所以なり。其年代考定のため、近比余は仲哀帝崩し、應神帝誕生の年は新羅の訖解尼師今卅七年、百濟の肖古王元年、丙午にして、東晉の穆帝永和二年、耶蘇紀元三百四十六年なる證を考定し得たれば、此を起點となし、國史の事跡に精究し、併せて天皇治世の平均率を以て逆推し、神武帝誕生は漢の宣帝元康年中、耶蘇紀元前六十年の比と定めたり。然れば瓊瓊杵尊の降誕は是より八十年許以前にて、武帝の初めに當り、素尊は文帝と同時にて、

仲哀帝の崩年を起點とす

伊奘諾尊は高祖と同時耶蘇紀元前二百年比に當る。

此の如く考定したる理由は後に委しく説くべし、但是まで神武帝以前の三世を神代と稱へ、毎世何萬年といふ妄説あるは取に足らねど、古事記に彦火々出見尊は高千穗宮に坐す伍佰捌拾歳とあるに、三世間を僅に八十餘年と定めたるは餘り短縮に似たれば少しく其理由を簡短に述べん。

一世の年差は壽命の長短に關係するものに非ず、嗣子の生るゝ早晩に定まるものなり、故を以て、歴代年數の伸縮は婚姻早晚の風如何んにあり、其理は世間に長壽の人は玄孫の成人を見るもの例まゝあるにて考へ當るべし。日本の貴人は古代より早婚の風あるを認む、素戔嗚尊の五十猛命を擧たるも未丁年なるべし、瓊々杵尊の西降も成童の比と思はるれば第二子彦火々出見尊を生給へるを丁年の時として、其差を二十年とす、彦火々出見尊は稍晩婚として、其差を三十年とす、鷓鴣草葺不合尊は姨の玉依姬より少くも十二三歳程の年少なるべきに、神武帝は其腹の末子にまじませば、玉依姬四十四五歳の媿身とするも、葺不合尊とは、三十年許の差にすぎず、合せて八十年の大數に定めたるなり。紀記に帝王の長壽を記したるは人

一世の差は嗣子早晩

倫の通理を失へり、固り信ずるに足らず、假りに記に従ひ彦火々出見尊は五百歳にて葺不合尊を生給ふとするも、末孫の神武帝大和に即位の後まで猶存じ給ふ壽となる、若し又三十歳比の婚とするなれば仁德帝の時までも高千穗宮に坐すべし、數理の闡き世の造説は論關する力もなきとみな此類なり。

伊奘諾尊の時代は、支那大陸に秦楚競争の最中なるを知れば、其波動は必ず日本にも及びて八洲循環以來、聯合各土の經營に其勤勞のほどを想望さるゝ、中にも韓半島は伊奘冉尊の兼領國にして、兩産靈尊及び渡津見諸族より殖民地を有したると、略は古史に徴あれど、新羅の歴史は漢初まで全く闇黒にて考ふに由なし。史記の朝鮮列傳に、武帝の時に朝鮮王が眞番旁衆國、欲上書見天子、又擁闕不通との文あり、漢書には之を眞番辰國に改めたり、又地理志に燕地を叙して、北隙烏丸、夫餘、東賈、眞番之利とある、之利は斯盧、新良の訛音にて、即ち辰國なり、是を新羅の漢史に見えたる始めとす、されば周代燕國の時より既に之利國あり、是即ち冉尊の出雲より兼領し給ひたる海原の妣國に當る。眞番は其北西に界を交へ、今の江原道の西部より平安道の北部吉林に及び、貉人種の國とす、句驪是なり。新羅は其蔭に阻てられ

辰國は新羅

たるを以て漢に交通する路を壅壓され、史記の時代までは倭と共に彼地志にも猶
闇黒にてありき。今や書紀紀年の雲霧を霽らして、漢書の辰國の微光を尋ね、上代
に於て列聖の勤勞の績を釋ぬるを得たるは、私心甚だ愉悅に堪ざる所なり。

支那の周末に七國に分裂したるを一方より觀れば、人種の競争なるを示せり、燕
國は山戎胡貊の集合體にして、韓の北部は貊種に屬す、殷の王族箕子が封せられた
る朝鮮は遼東地方なりしに、後に東胡山戎より逐れ、其裔は韓地に入り、王險城今の
平壤據りて朝鮮侯と稱じたり、其東北は眞番濊の兩國ありて、江原道を分占し、辰國
と界を分ち、並に燕に屬したり。七國の末に至り、燕より將郭開を遼東の番汗に置
き、朝鮮眞番へは國宰を差派し、鄒塞を築きて守りたれば、辰國沃沮、咸鏡道は其蔭に
阻てられて、直接に波動を受ざれど、方に支那の大亂なれば、其動搖は必ず日本にも
及びたらん、沃沮の對岸なる越州より高志人蝦夷人の侵入したるは其因に起ると
なるべし。

韓半島に馬韓辰韓下韓の三韓分れたるは、蓋し周代よりの事なるべし、其風俗は
小異あれど大同にて、皆辰人種なり、因て新良貴より統轄して辰國と稱じ、即ち伊奘

周末の新羅

三韓の分れ

冉尊以前より出雲の兼攝地となし、筑紫の娜津よりも親密に相往來したるべし。
三韓の中にも馬韓の地域最大に、南は全羅道より半島の西部を占め、北は黃海道に
及びたるべく、其各小國の聯合を馬韓と稱ずるは、乾馬國の乾馬渚(後に金馬)を首府
としたるに因るとの説是なるべし。馬韓の地は西海岸は支那に向ひ、北境は朝鮮
に接壤し、海路陸路の兩便あり、故に燕國滅びて朝鮮に變動を生ずるに及んで、其亂
は先づ馬韓に及びて、辰國の統一に破綻を生じたるは漢の初めにて、まさに伊奘冉
尊の世に當る、余が前章に火神迦具突智及び八雷神の一條を新羅に關係する事に
てはなき歟と疑ひたるは是によるとなり。

○第廿四節 伊奘冉尊の新羅

秦始皇が六國を滅ぼして支那を一統したるより、秦楚の大競争を生じて、漢の一
統となるまで、其時代を比較すれば、伊奘冉尊の時に當れり、或は是より少し早きか
とも思はるべし。されば秦の一統についての波動は、必ず新羅より日本までも及び

たらんと推想すれど、傳記の存する所にはさしたる事もなし、但二三件の少し尋釋すべきとあり。

其一是史記の始皇本紀に、二十九年(前二百十八年)齊人徐市(一に徐福)を遣はし、童男女數千人を發して海に入て仙人を求めしむとあるを以て、後の人に其行衛は日本に來りたり、或は韓に移住したるならんなどと紛々の説あるとなり。此説に就てや、釋ぬべきは、徐福は熊野に來住したりとの説とす、後龜山帝の時に禪僧絶海明に遊び、大祖より武英殿に謁見を賜ひし時に、其事を七言絶句に賦して答へ、大祖の次韻あり、頗る世に稱ふる故事なれど、徐福が熊野に遷住したる確徵は更になし。且熊野の地名は出雲の熊野に紛れ多し、出雲熊野神社は彼州第一の古社なり、紀の熊野其緣由より名を得、而して熊てふ語は新羅に熊成(一に熊川)などありて、元は彼地より取たるとも思はる、されば徐福も初め秦韓に移り、遂に出雲に殖民し、紀伊にも往たらんと考へ合する由縁もあれど、畢竟は無根の説話なり。

肥前佐嘉郡の金立神社は式外の古社なり、徐福を祠ると云、相傳ふ徐福は寺井津より上岸して此山に住せりと、今に郡中の諸村早魃に逢へば、雨を禱りて神輿を寺

井津の浮盃に遷す、猶雨ふらざれば海上の沖、島に遷す、これを金立社の沖降臨といふて郡の盛祭なり、座主は雲上寺といふ天台宗なり、口碑甚だ疎漫なり、是も寺僧の造説ならん。其麓を熊山といひ、金比羅權現を祭り、金立社を三社權現といふ、權現は垂跡説流行後の附會なれど、熊山より金立山に登る路傍に鬼の巖屋とて穴居の石窟あり、附近の千布川久保の山原に無數の石窟を存じ、山中に入れば又石窟多し、是より無津呂を越えて筑前怡土郡に出る、即ち新羅の天日槍が開きし伊都縣なれば、徐福に縁なしとせざれど、亦南留別志の説なり。

徐福の事は文學者の得て談ずる者多きを以て猶少しく贅辨して其蒙を闢かん。元來此事は前に陳する如く史記秦始皇本紀の數句に起原したる談なり、同書の封禪書は人の餘り讀まぬ文なるが、又其事を記し、使人乃齋童男女入海求之、船交海中、皆以風爲解、曰未能至、望見之焉とある。船交海中とあれば數多の船を續々發遣したる大騒ぎにて、皆以風爲解とあれば、其船が歸りて皆風順の悪きを申譯となしたるなり、徐市も皆の一人なるべし、童男女數千を載たる船一組のみは歸らざりしといふとは看出されず。又其次の文に明年始皇復遊海上とあり、後三年遊碣石、考入

徐福不歸
の説は後
漢に起る

海方士とあるに徐市が歸らぬといふことは更になし、漢書の郊祀志も同文なり。然るに後漢書の東夷傳に至り始めて傳説を載たるが此談の起りとす、其文に、會稽海外有東緹人、分爲二十餘國とある、是までは漢書地理志に見ゆ、大方は臺灣をいふならん、次に又有夷洲、澶洲傳言秦始皇遣方士徐福、市を福に作る、將童男女數千人、入海求蓬萊神、仙不得、徐福畏、誅不敢還、遂止此洲、世世相承、有數萬家、人民時至、會稽市、會稽東治州、縣人有入海行、遭風移至澶洲者、所在絕遠、不可往來とあり、此説を眞に信るとも固り倭國にはあらず、兩洲の方位は呂宋に當れり、數萬家ある島にて絶遠往來す可らずとあれば、猶遠き南洋群島に求むべきか。かく徐福不還の談は後漢代よりあるとなれど、是とも確説に非ず、よく考據すればすべて無稽にて、日本に來るといふも、新羅に至るといふも、皆空中の樓閣なれど、熊野の新羅に緣由のあるとは一顧の價あるを以て、此に贅辨を費しおく。

其二は後漢書に秦并六國、其淮泗夷皆散爲民戶とあるとなり。散爲民戶とは、二千餘年來此人種の獨立したる兩國が、此時に全く滅びて民戶に編入されたるにて、貴族の多くは必ず亡命して他へ往たらん、韓は對岸の地なれば必ず移轉したらん

淮泗夷の

辰韓秦韓
の傳説

とは、散の字と燕齊亡命人の例とを以て推言するを得る、是も亦辰國に波動を被りたる一因とす。

其三は同書に辰韓者老自言秦之亡人、避苦役適韓國、馬韓割東界地與之、其名國爲邦、馬爲弧、賊爲寇、行酒爲行解、相別爲徒、有似秦語、故或名之爲秦韓とあり、是は三四百年後の傳説にて少し相違の節あり、秦の苦役を避るといへば始皇の末年なり、其此の韓地は辰國の統轄なり、馬韓一統は箕準が馬韓に入たるより猶後世の事なるに、秦末に及ぼすは違へり。辰韓は辰種の韓の義なるべく、新羅も辰韓の一に數ふ志魏秦の亡人に非ると明けし、邦、弧、寇、行解、徒の語も果して秦語なるや、或は淮泗夷の語なるや、亦知る可らず。應神帝の朝に百濟より歸化の秦氏を秦韓人ならんといふも泥める説なり、其時は秦を距ると六百餘年を経たるに、彼が秦始皇の後と稱するを豈に信ずるに足らんや、王公の系統ならざれば第二品種たるを得ざるを以て、出放題ホウタイの帝王系圖を假冒して瞞著したるにすぎず、かゝる例は近古まであるとなり。但し秦人の苦役を避て韓地に移りたるは、前の秦泗夷と同じく其時代には必ずありたる事なるべし。

朝鮮侯箕
氏

朝鮮王衛
氏の起り

箕氏馬韓
王となる

之を要するに、六國の國家組織壞れてより、士民の失業者が居合オケのつくまでは、社會の擾亂甚しく、就中邊陲に變動を起すべきは必然の勢なり、匈奴の冒頓ボドも此際に起りたれば、燕遼地方は固り靜穩に過るを得ず。史漢の朝鮮傳を見るに、秦の燕を滅せし時には朝鮮を遼東の外徼に糜屬したり、是は朝鮮侯箕否の代にて、箕子の犯禁八條を守り、殺傷盜姦も少く、猶社會競争の緩漫なる未闢の曠土なりき。漢興りて後に遠くして守り難しとして、復遼東の故塞を修繕して、淇水に至り、此を徼界となせり、淇水は今の鴨綠江なれど、江口の地形は少しく變りたるが如し。高祖は盧縮を燕王となして朝鮮を其屬地としたれど、士民の動搖はやがて盧縮の反罪を發し、縮は匈奴に逃亡して、燕地復亂れぬ。其他齊趙の亡命者も夥多しくありて、燕人衛滿といふ者三國の亡命數千人を集合し、推髻夷服して東に走り、塞を出て淇水を渡りて秦の故の空地に屯し、障塞を上下して勢力を集めたり。其時朝鮮は箕準の代となり、固り久しく社會の刺撃を受ざる國人なれば、いかてかゝる豪猾の亡命人を駕馭するに堪へん程なく、衛滿が詐術に陥り、滿は王險城を乗取り、此城に據て朝鮮と稱じ、眞番其他の諸國を役屬せり。箕準は餘衆數千人と共に逃れ、海路より

馬韓に攻入り、馬韓聯邦の王となれり、其城墟は全羅道益山郡の龍華山上にありと即ち金馬渚の附近にて馬韓の首府なり、是より辰國の西北境は分離して馬韓となる。以上は漢、惠帝の初めまでの事にて、紀元前百九十二年、猶冉尊の時の事に當る、素尊の強て妣國、ハ堅洲國に罷らんと請ひ給へる意中も、亦推想さるゝ、韓地の形勢は是より一變したり。

○第廿五節 素戔鳥尊の新羅。

素戔鳥尊始め新羅に坐まして、此は居るを欲せずと給ひたる曾尸茂梨は牛頭の義なれば、後の江原道春川府の牛頭州に適當す、されど餘り眞番國に迫り、貊種の首府も此邊にありし様なれば、少し深入に似たり、或は眞番と要地を争ふて、此山に駐割し給ひたるにや、猶研究すべき要點なり。日韓古史斷吉田東に其地海に隔りたるにより、牛頭州の東なる悉直國の大白山は、海に面して出雲と斜に相對す、東國輿地勝觀に新羅時爲北岳祠、在山頂、俗爲天王堂、本道及慶尙道傍邑人、春秋祀之、繫牛於

曾尸茂梨

神座前、狼狽不顧而走、曰、顧之神、知不恭而罪之云云と、牛頭天王に緣由なしとせずと考證されたり、地圖上にては穩當の地理に似たり。然し實地に於ては山野の形勢如何なるや、且進取と保守と利害を異にすれば、かゝる處には殊に深重の考へを以て判斷を下さざるべからず。

史漢の朝鮮傳に、孝惠高后の天下初めて定まるに會し、遼東太守は朝鮮の衛滿を諭し、外臣となりて、塞外の蠻夷を保護し、邊を盜むなからしめ、蠻夷の君長が天子に入見せんと欲するを禁止するを得ずと約を結び、以て上聞し、裁可せらる、故を以て衛滿は兵威と財物の富とを挾みて、旁の小邑を或は侵し、或は降し、眞番臨屯みな來り服屬し、方數千里を有すとあり。臨屯は濊國なり、後漢の東夷傳に、濊及沃沮、句驪、本皆朝鮮之地也、箕子教以禮義、田蠶、又置八條之教、其人終不相盜、無門戶之閉、婦人貞信、飲食以籩豆、四十餘世、至朝鮮侯準、云云とあれど、其は却て箕準衛滿以後の成行にして、貉の眞番濊の臨屯、及び沃沮は、みな別人種なり、王險の朝鮮とは始めより同しからず。衛滿が朝鮮王となり、漢の威福を假りて、韓の北部を役屬したる時まで、新羅と馬韓とは猶交渉なかりし、韓地と支那大陸と貿易交通は上古より社會生存

朝鮮衛氏
眞番臨屯
を服屬す

素尊熊成
に居る

に必要なれど、吳越閩の久しき親和あるに因て、半島に於ては強て王險城に向ひ、要求する必要はなかりしなるべし。

素戔嗚尊再度の新羅就國は漢文帝の初め比なるべく、此時は朝鮮の衛滿も馬韓の箕準もみな國を略定したる始めにて、辰國は馬韓の國縣過半は箕氏に附たれば、國中決して靜穩ならざるべし。書記の一書に素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣とあり、熊成は今の忠清道公州なり、元は熊川と名つけ、くまなりと呼びたり、其地の山に當る、然らば熊成峯は金馬渚の上流の北に控へ、辰韓の西北界にあり、眞番と馬韓とを左右に揮、霍べき要害に進入して、駐劄ありし地理と思はる。前の曾尸茂梨といひ、此の熊成といひ、並に素戔嗚尊の勇悍にして進取の氣象に富み、韓地の擾亂に當りて辰國の保安を圖り給へる武烈を窺知らる、後に牛頭天王と申し、又は新羅明神と申して、衆人の渴仰は冷へず、今に入坂神社は京都屈指の靈祠たり、由來を釋ぬれば實に畏み貴むべし。

衛滿が亡命の豪猾を以て韓の北部を占領したるは、漢の名を挾みて財物と兵威との富強に藉る故なり、濊貊のこれに服屬したるは、其兵威を畏るゝに止まらず、漢

韓人の事
大心

に交通する利益を愛する故なり、此時よりして韓人に事大心は入し、然も北部の人種に最も深く染み入たり。南部は日本と同人種にて固り相親和する情厚く、且其日本の強大を畏愛したらん、然るに半島地の分崩離拆せんとする際に、素尊の奮ふて就國あるに當り、却て千倉の置戸を科して兵威と財物とを殺滅されたるは甚だ其意を得ず、紀記の文鹵莽なれば、科料は一時の事にてぞありつらん。さりながら遠隔の領地は繼子接遇になり易く、本國より其利を搾りて自ら肥んとする意念の起るものにして、是がために屬地の民心を失ふて背叛に畢ること、古今の歴史に證例は夥多し、後に日本の新羅を失ふたる原由も彼土地を貴族の利孔となして競ふて、腴削したるはたしかに其一因に居る、故に先づ源頭に於て其論をなして注意を與へおく。

素戔嗚尊熊成出征の後は要領を得て、馬韓眞番と三國交綏に歸せしにや、遂に根國に就給へり。根國とは、七十餘國に分れたる三韓を統轄したる根本地の義にして、即ち辰の本國新良貴を謂なり、國都は其時より金山加里後の金城なるべし、半島東北角に山海交通の便あるは此地に限る。衛滿が朝鮮王を許されたる後はし

新羅金城の都

し無事にて、漢は文帝の時となり、大亂に疲れたるを以て平穩無事を主とし、鄰國に事を起すを好まざりしかば、素戔嗚尊も内部の拓殖に力を用る給ひたり。馬韓の分離して箕準の下に國を建たるは、今の國家問題としては重大事件の様なれど、其は後世の思想なり、當時に於てはさ程には思はざるならん、如何んとなれば、馬韓の五十餘國を辰國に統べたる時代とても、其は名を係たるまでにて、一規の制に國家を成形するまでに政治の進みたる時代とは覺えさればなり。日本の内地でさへも此如し、東北部は蝦夷地なり、中部より中國までも蝦夷高志處々に占據せり、九州にも梟帥土蜘蛛のまつろはぬ者は猶多し、馬韓も亦其如く、早くより梟帥の徒の訕曉は常にありたるべし、故に箕準は其釁を打て入り、因て忽ち拆裂したるものと思はるゝ。さるに因て要處要處に柵を設け、柵戸をおき、侵入を防禦するなどの手配りにて、一と先づ鎮定したると思ふて然るべし。

紀の一書に素戔嗚尊曰、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所知之國、不有浮寶者、未是佳也、とて、五十猛命等をして杉樟檜楸の子種を日本に分布されしといふ、此の如き事實の肥録は一句も金玉なり。新羅の西に綿亘したる山脈は忠清京畿兩道を左右

辰韓の鐵
及金銀鐵

一一八

に分界し南に向ひて慶尙道の中を走る、此交の豁谷を辰韓の諸國とす、辰韓の産鐵は倭瀨馬韓に貿易されたるに既に第三章八に述べたるが如し。今も此山谷は鑛脈に富み、忠清道の交には金銀鑛多し、但山や、深く僻遠なるを以てまだ世人の注目に上らずと聞く、古史に毎々新羅の金銀に富めるを稱ず、他の浮辭と同しく輕易に看過すべからず。

○第廿六節 日本新羅の往來。

素尊の樹
木播殖

素戔嗚尊の船材として樹木を播殖されしとは大に講究を要す、日本の原人は航海に長じ、波濤を健歩する勇悍の人種なるが上に、農耕蠶織を勤め、好く村落を團結して土地を開闢する知能を具す、因て亞細亞東南の人種競争に打勝て、日本、韓半島、及び支那東岸より中部まで、今に世界の最繁最殖なる美國を造り、互に船舶を運用して要港に相互市し、近く徳川氏の初めまで衰へざりき。されば素尊は根國に就て船材を培養し給へり、浮寶とは甚だ趣味ある語なり、國の富源は第一に舟船貿易

味
浮寶の意

宗像三神

にあり、故に官にも諸國にも之を務めしに、徳川氏の鎖國となりてより經濟の枯涸に畢りたる經驗を、何寄の證據とすべし。素尊の時に當りて、新羅人は金城の港より穩岐出雲へ互に往來したるべし、今に韓の東海岸は雲石地方との往來は甚だ親密にて、舟艇は常に海上に交はるといふ。凡そ地理より生ずる便要の場所は、人事の變化に關はず古今一定したる處の多きものにて、津港の如きは其一例とす、前にも數々言たる如く、日本西部の要津は筑前の博多にて、古代は娜津といひ韓土支那諸國の貿易港となりたること、蓋し有史前より然るべし。娜津より津島對を経、て辨辰國の釜山浦に入る、是を新羅往復の正門とす、古は金海灣の右左に於て、辨辰の濱廬津、阿珍浦、熊津等あり。素尊は更に浮寶往來の便路を開くために、眞名井の誓に天照大神より爾の兒とせよとて授かりたる三女神を娜津の東岬に領部を與へ給へり。其事はほゞ紀記にも載せ、又紀の一書に、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫とも、又以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在北海道中、號曰道主貴とあり、筑前風土記に宗像大神自天降、居崎門山、中以三此表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形部、故曰宗像とある、是

日本古代史

韓國の上古

第廿六節

日本新羅の往來

一一九

宗像神社の起りなり。宗像郡は身形部の地域にして、海北道中とは新羅へ往來する海路の義なり、濶津姫は宗像の海港に居り、これを邊津宮といふ、此神表を鏡とす、鎌倉の初めに今の深田郷田島に移し、邊津を神湊と名付け、神幸屋敷の跡を存すとなり。田心姫は中瀛に居り、中津宮といへり、今の大島にて、神湊より三里の沖にあり、紫玉を神表となす。市杵島姫は遠瀛に居り、瀛津宮といへり、大島の北西十四五里の海中に起れる高さ八十丈の岩障上にあり、青玉を神表となす、記及び社記は三女神の排座各異なり、此は紀に據る、これを總て宗像三社といふ。宇佐島とは此瀛津島をいふなるべし、一に恩賀島ともいふは遠賀郡と誤認したるならん。

此宇佐島は、今は玄海中に周回三十町許の孤島にて人家なし、福岡藩の時には七名を遣はし百日代りに社祠を守らしめたり、今は其例によりて田島社司より往て守る、交替の期を定むると雖も、風波悪ければ半月も延滞するとありて一定し難しとなん。嘗て社司となりて此島を守りし人の談を聞くに、島の周圍は荒蕪にて僅に一舟をいゝ、峽あり、之を神宮の湊となす、岸上田圃なし、岩間に雜樹巨竹を茂生す、海上の風景は絶奇にて、前に對馬を烟波の中に望み晴天には朝鮮の山を望むとありといふ。かゝる孤岩の上に神社を建る必要はなかるべし、憶ふに元は大島に

宇佐島

比する程の島にして、良港もあり、人家もあり、つらん、後の地變によりて陥没し、今は峯頂のみを露すものなるべし。大島は是まで舟にて博多馬關へ横渡するには、玄海響灘の風波に阻てられて、此島に碇泊すると常に多し、玄海航路の驛站となしたる島なり、沖島も亦其如く、古は新羅より筑紫へ渡るに中間の驛站となすため、娜津の東に一の良港を開かれたるものと思はるゝ。

杉檜樟被
の應用

奥津樹戸

素戔嗚尊木種の用を定めて、杉及豫樟、此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、被可以爲顯見蒼牛、奥津棄戶將臥之具、と宣ふとあり、又一書には、五十猛神天降之時、多以樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲之内、莫不播殖、而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、而紀伊所坐太神是也、と敷衍せり。奥津棄戶は、人死すれば棺に臥せて、牀下に埋め、其室を棄たる古俗の語にて、天皇の世改まれば、宮を改めたるも、其原由なるべし、神道の不淨を忌む遺風なり。是は大陸より良材の種を得て、韓地には殖せぬを以て、盡く日本に渡されたるをいふ、有史の初め傳説の語氣は、何も創始の様に聞ゆれど、物質の發達は文學より廻に早きものにて、古語拾遺の磐

戸前神事に、令手置帆負、彥狹知、二神以天御量ミカドノリキ等ナニ大小斤コノ雜器ミカドノリキ伐大峽小峽之材、而造瑞殿、
美阿良可ミアヲカとあり、磐戸の神樂に瑞宮を造營せんと峽材を伐出すと云は信じ難け
れど、當時の造家は氷木ヒキを飾るほどに進みたれば、大峽小峽に杉檜の繁殖したると
も必ず早かるべし、五十猛命に更に舟材宮材棺材となす必要の樹を播種されたる
のみ、此に始まりたる木には非ず。

辛國伊太
氏社

石見の辛
崎嶺竹新
羅社

波多都美
の家

紀伊所坐太神は名草郡の伊太氏神社なり、這は紀伊のみにあらず、出雲にも辛國
伊太氏神社は意宇郡に三座、出雲郡に二座あり。石見邇摩郡の辛崎は、風土記に可
良島秀海中、因之曰可良崎之渡と記す、辛は韓なり隣村を磯竹といふ、五十猛なり、大
浦に新羅神社あり、風土記に五十多伎神イハタカノカミ戸ノ須佐能乎御子五十猛神領此所、故則此
神領座故神戸也と。其西の馬路濱に馬路窟ウマヂノ窟あり、古は海中の小島にて石神坐す、
高さ一丈二尺、周り二丈許、古流明神といふ、古老傳云此處往昔波多都美命、天降坐家
有、故曰神波多など、あれば、五十猛命は渡津見命と協力して此地方に樹藝し、又筑
紫の娜縣、身形部の山嶺にも播種されたるべし。雲石の界は古へ堅立之加志カシ加カ
志シといひし佐比賣山の尾に位す、今は此山を三瓶山といひ、直立三千六百尺の火

山にて、銀銅脈を藏す、大浦より其鑛を穿ち、尙佐比賣社を産土神となす、即ち素戔嗚
尊新羅往來の戕阿となし、可愛川コトエカハ今の上なる野を開き、其功を進めて、山林の樹藝に
及びたるなり、彼蝦夷人が山獵海漁の蠻俗に棲息したるに較れば、優勝劣敗の大勢
は既に此に判したり。

是までの學者は自國の歴史に傳はらぬ事の周圍の國に記録されたるを收拾す
るといふ緊要の眼目に盲かりしを以て、古代の事のいと晦き世を更に闇黒にな
し畢りたるに因て、爰に諾冉二尊までの年代を相當の位地に排序し、漢韓兩史を參
照すれば、當時の事跡を關中に髣髴と見るを得たると右前述の如し。猶此端より
緒を挑げて裏面に伏する事を鈎知せん。漢史に眞番辰國欲上書入見の句あり、文
辭譯語の國際に必要な情理を推せば、衛滿箕準が朝鮮馬韓に據りし比より、眞番
辰國は漢に交通するの利を發覺して、必ず漢字漢文の傳習を始めたるべし。出雲
に語部あり、筑紫に譯部あり、此時より既に漢の隸字は傳はりたるに因て、神代の傳
説を記録して有史時代の過渡となるを得たりと思ふは、あながち謬見に非ざるべ
し。秦篆までは日本に痕跡を存せず、出雲文字島に存する少彥名命の字は苗字に

語部譯部
漢字の傳

して、吳越往來の時代に用ゐたる文字なるべく、又肥人書薩人書などありといへど、夫も秦篆とは思はれず、若し古文ならば承平年代の博士が知らぬ理なし、其字傳はらねば稽ふに由なけれど、肥人書は韓土より傳へ、薩人書は閩地より傳へたる苗字の一種ならん。

素戔嗚尊の事は就於根國の句に畢れり、新羅にて崩し給へるならん。古代の人名は大抵書記には訓譯したれど、諾冉及び素戔嗚尊忍穗耳等に訓譯なきは、其訓の明かならぬ故なり、諾冉はなべて男女をいへり、韓人の語なるべし、滿洲語に夫婦をなきなみといふとも聞けり。故鈴木眞年翁は、素戔嗚尊は新羅の次々雄にて、また蘇民將來ともいふといはれぬ、次々雄とは一に慈充とも書く、新羅の古代に祭政一致の尊長をいふ、即ち巫君なり、後に尼師今と稱へ、遂に王と改めたり(四章第十二節)坪井九馬三氏は現今亞爾泰山の兩麓、黑龍江地方等の、つんぐらうす種族に於て、しあまんと稱する、現は此慈充と同物と説かれたれど、余は辰國と肅慎とは南北種を異にするとの見解なれば、發音の同じきとて同語とは證するを得ず。蘇民將來の事は余の間違ひにてあるべし、猶考ふれば是には古き傳説のあるとなり、釋紀に素戔嗚尊乞

宿於衆神の下に備後風土記を引て、疫隅國社 昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比爾坐爾、日暮彼所蘇民將來二人在、兄蘇民將來、甚貧窮、弟將來、富饒、屋倉一百在、爰塔神借宿處、惜而不借、兄將來借奉、即以粟柄爲座、以粟飯饗奉、饗奉既畢、出坐後爾、經年、率八柱子還來、天詔久、我將奉之爲報答、曰汝子孫其家爾在、哉止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦侍止申、即詔以茅輪令著於腰上、隨詔令著、即夜爾蘇民與女人二人乎置天、皆悉許、呂志保呂保志、即詔久吾者速須佐雄能神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫止云、天以茅輪著腰上、隨詔令著、即家在、人者將免止詔、先師云、此即祇園社本緣也、また如此國記者、武塔天神者素戔嗚尊とあれば、素戔嗚尊は蘇民將來には非ず、其弟を殺滅したる武塔天神なり、また先師云、祇園爲行疫神、武塔天神御名世之所知也、而吾者速須佐雄能神也、云云、御靈會之時於四條京極奉備粟御飯之由傳承、是蘇民將來之因緣也とある、是等の傳へに據りたる説なるべし。

回顧すれば十二年前なり、史學會雜誌の初號に日本幅員の沿革の題にて、古代日韓國の聯合、及び新羅交通の由來久しきを説し、比は破天荒の奇論と評する友人も多かりしに、今は殆ど常談となれり、以て史學思想の進歩を想はるゝ。余は其時素

素戔嗚尊の新羅王なるを眼界より脱し居たり、三韓の考へも疎漏多けれど、適々鈴木翁出雲語部の事を論述して示されし其文の劈頭に、素戔嗚尊新羅の曾戸茂梨より出雲へ歸給ふとき、海上より雲の起るを見て、八雲起つ出雲八重垣云々とある故に、這は何書に出たる事にや、今少し辨疏ありたしと云ければ、翁は平氣な顔にて、其は書紀に出たる隠れなき事といはれぬ。蓋し翁の博覽強記は紀記などは初學の人も諳記するべしと思ひたるなり、やがて此事人聽を衝動しければ、翁は漸次に其説を進めて、素戔嗚尊は新羅の牛頭天王なると、及び香春神社の由來など諸書を引いて證明され、遂に帝顛頊も日本人なりと山海經を執て證されしともありき、夫よりして古來日韓の關係は學界に著明になりたり、其端は鈴木翁の啓發に由る、今の史學者は國學の古老をなべて鎖國の陋見を株守するものと思ふならん、因て新羅の古代を述べ終るに臨み、翁の事を畧言しおく。

○第廿七節 閩の上古。

月神の夜

日神號大日靈貴書云天照大日靈貴一書云天照大日靈貴一光華明彩照徹於六合之内故送于天而授以天上之事と書紀の正文にある、天上之事とは神事といふ意を含む。次生月神一書云月夜見其光彩亞日可以配日而治故亦送之于天とあるは、二神を日月に比したるにて、光彩の事實は磐戸の一條より外に記述なし、日神の治世は、前は素戔嗚尊の事に見ゆ、後は忍穗耳尊の事に見ゆるまでなり。月神の夜國を知らず事は、一書に受勅而降到于保食神許云云、便拔劍擊殺然後復命、天照大神怒甚曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊、一日一夜隔離而住とある、是までの文は日月に牽強したる談のみにて、注意すべき詮もなし。次に天照大神天熊人を遣はして往て看れば、保食神已に死して其屍より牛、馬、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆、蠶を化生す、取持て奉進したれば、大神喜んで、是物は顯見蒼生食ひて活べきなりとて、粟稗麥豆を陸田種子となし、稻を水田種子となし、因て天邑君を定めて、其稻種を天狹田長田に殖う、其秋垂穎八握、また口裏に蠶を含みて絲を抽くを得て、是古の製絲法なり、此より始めて養蠶の道ありとあるは、五十猛命の殖樹と同じく、農牧の種子改良に因て作爲したる神話なり、此種子の産地は閩越にて、熊人は火の縣、若くは熊襲をいふ歟とも思はるゝ。

凡て神代の記事は抽象的なる上に、神話的に抽象しあるを以て、よく／＼推想を用ゐざるべからず、例へば、國の主權者たる神裔を抽象して天御中主と稱するにより、其在す國都を抽象して高天原と稱じ、此に君臨するを天に送り天上の事を授くといひ、因て其君德のめてたきを光華明彩と想望し、自然に天を照す日輪を抽象して、天照大神又は大日女貴又は天照大日女尊など、尊號を奉り、遂に日神といふに至れり。此を考へずして遽に見れば、神道は回教の如く拜日祭火の教俗かと疑はれ、或は毘盧舍那佛如來の權化となすに至りたり、されど古神道に日月を拜する俗もなく、伊勢大神宮を日輪を禰る處として拜むにもあらず、抽象の名稱を推究すれば、の事實にすぎざるなり。月神も亦然り、其知す國が常世なるを以て、日神に配して、光彩の之に亞ぐ夜國を照す月に喩え、月夜見尊の尊號を奉りたるも亦抽象なり、思ふに是等の尊號は現時に稱へたるに非ずして、神武帝以後人の追號にてあるべし。

さて其常世國は前に三章九節西方の大陸地を稱ず、福州又は廣東地方といひおきたり、今は其説を述る時期に達したれば之を證明せん。西方の支那大陸は、海岸線を最

北の遼東に起す、是を後の常世連の本國とすれど、秦漢の際には燕國に屬し、郭開、盧縮、衛滿等の交迭は前に述るが如し、其より南の山東角は齊國の領なり、其南は淮泗の夷にて秦一統に散じたり、吳越は項羽が兵を擧たる原地にて、漢初は吳王の領となれり、されば常世國は猶其南の閩に求めざるべからず。

然るに閩以南は漢代までの歴史最も暗黒なり、史記秦始皇本紀に、王翦悉定荆江南之地、降百越之君、置會稽郡とあり、東越列傳に、閩越王無諸、及越東海王搖者、姓驪氏、徐廣曰驪一作驪秦已并天下、皆廢爲君長、以其地爲閩中郡とある、是は會稽の南に閩中郡を置たるにて、今浙江省の南部の地なり。漢書臣瓚が注に、自交趾至會稽七八千里、百越雜處、各有種姓と見ゆれば、閩中より交趾今の「コナチン」までは百越各種の占據となり、地域の廣さと逆も王翦が數年間に定め得るべきに非ず、始皇本紀に、三十三年、發諸嘗逋亡人、贅壻賈人、略取陸梁地、爲桂林象郡、南海、以謫遣戍とあり、陸梁地とは、索隱に、嶺南之人多處山陸、其性強梁、故曰陸梁とありて、今の湖南江西の南に亘れる五嶺大山脈にて支那の中部南部を分ち、南部の福建、廣東、廣西等には、百越雜處し、強悍の種族が山陸を占據したるとを大略證するを得る、月夜見尊の常世國は此地域を

舎ては他に求むべき地なし。

會稽は越郡

東冶は閩郡

閩韓の地形比較

余が常世國を福州若くは廣東といふは、後漢書の東夷傳に倭國を叙して、其地大較在會稽東冶之東、與朱崖儋耳相近、故其法多同、土宜禾稻麻紵蠶桑、知識績爲練布、云とある、其法俗は漢書地理志に朱崖儋耳の法俗を記したると畧同じく、わしくは後に説くべし、會稽は會稽の誤りにて、是は越王勾踐の首都なり、漢の地理志に山陰注に會稽山在南、越王勾踐、本國有靈文園靈文侯は文帝の母、薄太后の父、とあり、書家の爛熟知る王羲之の蘭亭記は即ち會稽山陰の蘭亭にして、其地有崇山峻嶺茂林修竹、又有清流激湍、映帶左右等の句あるにて、其地の光景を想見さる、今は紹興府となりて、錢唐江に臨む、唐の僧處默が詩に、到江吳地盡、隔岸越山多とは、其江をいふ、吳越の分界なり、會稽郡は其兩岸の地にして、今は浙江省となる。東冶は漢の冶縣なり、會稽郡の南界にて、秦の閩中郡は此におけり、閩越王の都なり、徐廣の注に今の建安侯官といへり、唐代に至り閩を福と改む、閩越は今の福建省にて、建安は福安なり、温州永嘉福州の間を總て建州の地とす、福建省の南界なり。秦漢の際に於る閩越の地形を韓土に比較すれば、錢唐江は遼河の如く、會稽郡は遼東郡の如く、天台山は長白山の如く、温

州は鴨綠江岸の義州の如し、東海王の都を此に立たり、東冶は其南の樞要地にて、王險城の如し、秦の閩中郡を此におきたるは、王險の朝鮮侯を廢屬したるが如く、漢初に郡を廢して、東海閩越兩國王を立たるは、朝鮮を涇水徼外の屬地となしたるが如し、福州以南は眞番臨屯馬韓の如く、百越の雜處地として、放棄したれば、月夜見尊の常世國は必ず三韓の如くに、此より以南の沿海及び西部の山陸に國縣を立たるならん。

五嶺

漢代までは楊子江南に層亘したる五嶺大山脈を劃りて、長城の如くに南界となしたり、五嶺とは之を踰るに惟五條の路あるのみにて、其山嶺の廣き群谷を、百越の占有となして、北支那とは異種、異教、異語、異文の民族にて、縣邑をなせり、今に譬ふれば臺灣の東山脊にて、生番各社と隔斷したるが如し、故を以て歴史は闇黒なり。越人種に於て早く著はれたるを勾踐とす、彼が吳を滅ぼして、支那の覇を争ふたる時の國疆は、今の浙江より福建の東冶に及びたり、典楚の名將吳起之を滅ぼして、揚越の地を收めしに、戰秦の一統にて、揚越を畧定し、桂林、南海、象郡をおき、謫民を徙して、越と雜處せしむると、約十三歳にて一統破れければ、南海尉趙佗、横浦、隍谿、陽山の

三關を塞ぎて南越王と稱じ、番禺州廣州に都す史今の廣東省廣州なり。又勾踐の故地には、前にいひたる東海王搖永嘉に據り、閩越王無諸東冶に據り、勾踐の舊民を領じたりしを、秦は之を廢し郡となし、項羽が會稽に起る後、搖無諸は越兵を募り、嶺を踰て番陽令西江吳荅に歸し、共に秦を滅ぼせり、其後漢に附て楚を撃たりければ、其功によりて、漢初に無諸は閩越を復し、惠帝の時に搖は東海を復す、其都の永嘉を東甌といふ、因て甌越とも號す史今に温州の江を甌江と云、永嘉記に甌水の傍に東甌王都城に亭あり、石を積て道とす、今猶在と云。此の如く秦漢の際に於る百越の地は、たゞ南界の浙江と、西方の廣東と、兩域に、此三國の歴史を略存するまでにて、福州福州東の海岸より中部の山陸までの廣き地界は、或は陸梁の地といひ、或は越人相攻撃は常といひ、或は東越は狭くして阻多く、閩地は悍にして數反覆すといひ、手に餘りたる強き民族なるを以て、放棄して、只便要の地に官を置いて貿易の利を收めたるまでなりき。琉球、臺灣人の日本人と同種なるより推せば、月夜見尊の常世國は此陸梁地にありて、福州厦門等を要津となして船舶相往來したるべし。後漢書に倭國を會稽東冶の東といひ、又夷洲澶洲人が會稽市に至り、會稽東冶縣

人が海に入て風に遭ひ、澶洲に至るとを記し廿三沈瑩が臨海水土志に、夷洲は臨海の東南郡を去る二千里に在り、土地に霜雪なく草木枯云々と記す、臨海は台州なり、支那海岸は寧波古のより不規則線をなして良港灣多く、越人は舟に慣る、古來日本に往來したるは閩浙船最も多し、鎖國以前の時代には我よりも其如くに往來したり、漢代に會稽東冶並稱ず、東冶も亦外國貿易の要地なるを知べし。神風の伊勢國は常世の浪の重浪寄る國の古語九は、是までの財理に疎き學者より漫然と看過されたり、夫れ南洋に向ふ灣海にはいづくも常世の浪打寄る、必ずしも伊勢に限ぬとなり、重浪といふ中に、商船の輻輳する形容を看出ざるべからず、武備志に日本の三要津を博多坊津、摩安濃津と記す、其は近古の事なり、古代は度會の大湊なるべし、閩浙の商船が吾田の坊津に貿易したるは、近き時代までの事にて、又娜津に集り、伊勢湊に集りたるにより、特に伊勢國を常世の重浪寄るとはいひたるなり。産物に就ても少し考ふる端あり、前に引たる保食神の牛馬粟稗稻麥大小豆蠶蠶は支那全地に古くよりあれど、前に十三述たる如く、稻は陸稻のみなりしに、周代に吳越の水稻開けてより江南の富は起れり。蠶桑の起りも南種の民族にあるべし、

桑に魯桑荆桑の二種あるは風姓允姓の兩族が移したる相異かと思ふ。粟は陸田の美穀なり、支那に早く膏梁粟肉の語あり、日本の古傳記に粟飯粟莖ダクの談を載す、今に九州肥後は粟の名産たり、其種の元は閩浙より移したるには非ざるか、書紀に少彥名命至淡島而緣粟莖、則彈渡而至常世郷とある、余初め其地の雲伯なるを以て、此常世を韓の北部歟と疑ひたれど、舟は津港を離るれば何れの方位の地にも隨意に往べし、航海者の思想は窓前の看書者と大に異なり、彼常世郷も亦閩浙に相違なし。後に但馬毛理が常世國に覓めたる非時香果は橘なり、橘、柚、淮を渡れば枳となると禮記に出づ、是常世の楊子江岸以南なる斷案となす、今に種うる柑の大なるものを温州といふ、是も東冶の北なる甌越の地なれば一顧する價あり。

後漢書に倭を朱崖儋耳と相近しとあるは大に方位を誤る、固り航海圖も、實測圖もなき二千年前に記したる北支那の歴史なれば、彼は閩海岸は南に流れ、朱崖儋耳は東に突出したる様に想ひ、因て會稽東冶の東にある海島の南端に相近しと謂たるならん。儋耳は廣東の南に斗出したる海角なり、朱崖は其南の海南島なり、漢武帝南越を滅ぼし、二郡を置て南洋貿易の珍貨を徵集したれど、此地方の民族も強悍にして制馭の手に餘りたれば、元帝の時に賈捐之の議を用ゐて朱崖郡を棄たり、是みな神武天皇以前に當る。

余が福建廣東より安南に連なる地方の人種を盡く日本人種と原を同くすと思考したると久し、近年ますます其然るを徵する談を耳にすれば、猶更注意し研究せざるべからず。三百年前に葡萄牙人澳門に據り、西班牙諸國と相競ふて日本に往復し、我より南蠻と稱じ、阿媽港といひたるも朱崖儋耳なり、今の英領香港は西班牙語の海賊といふ義なり、すべて百越の人種は、海に陸に強悍冒險なる行動をなす、是を南支那人の特質となす、古代に於て朱崖儋耳は日本と必ず意外に親密なる關係を有すなるべし、亦將來に向ひ史學界の開拓すべき要處なり。されど其地の隔る甚た遠ければ、眼のあたり、近く吾田、沖繩、臺灣、廈門の一線、連亘をたどるが如く相往來したるを以て、常世國の門口を福州に擬し、而して廣東を第二義とはなしたるなり。後漢書の方位を誤りたるを法俗の相似たる事まで抹殺すべからず、猶後に叙を以て之を説べし。

第八章 螢蠅の亂。

（第廿八節 忍穗耳尊と大己貴命^附

韓國の上古は闇黒の中へ彷彿たる微光を導くを得たり、前章に^{四節}十日韓國の地理は山嶺の豁谷にては割據に適すれば、數多の國縣が天神の子孫を奉じて聯合したらんとの推測も是にていよく實なるに近し、是より國史に立還りて事實を考へん。

紀の正文忍穗耳尊の條に、葦原中國之地、多有螢火光神、及蠅聲邪神、復有草木威能言語、と記し、一書には言を換て、有殘賊橫惡強暴之神と記したり、是は其時代に俄に起りたる事に非ざるは誰人も了知のとなるべし。記には天照大神磐戸籠の條に、於是萬神之聲者、狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と記し、此條には於此國道、速振荒振國神等之多在と記せり、さればとて是を天照大神の磐戸籠によりて起りたる餘孽と謂ものもなかるべし。此螢蠅の亂は、早き時代より國內に異種異教の民族が數多割據

螢蠅の亂の起り

して相争ふたる所にて、謂ゆる國雅如浮脂而くらげなすたゞよへる之時より繼續し、漸々と優勝劣敗の形を露はし、諾冉二尊の修理固定を始め給ひて天神の世を終り、此天照大神の時は其鴻業の緒を進め、いよく統一の國家を固定して、地神の世に移る際會なり。皇統の下に國家の結合は螢蠅の亂中より形成したるを以て、最も厚く考究を盡すべき要項とす、是まで國史を説くものは只表皮を摩擦するに過ぎず、余は是より皮肉に入りて觀察をなすべし。

凡そ太古の傳説は、後人の口口に敷衍したる神話にて充されたり、神といふ思想にては總て奇怪といふとは消滅するに因て、平氣に孟浪の荒誕を信じて、殆ど人事を闡究する史學の材料に中らざれど、亦全く架空の造説にはあらず、原は零碎なる傳説を種となしたるを以て、譬ば礫金の如し、精審なる法を以て淘汰すれば、渾金を收拾し得らるべし。余はまづ此に四條の法を立て、以てこれを整理せんとす。四條とは、一は人事の通則に當らざるを捨つ、二は年序、三は地理、この二つを適當の位置に据ゆ、四は比例を以て顯により隱を求め、傳記の不足を補完する是なり。さて忍穗耳尊と大己貴命とは此時代の代表者なるを以て、まづ其一代の間を適當な

神話講究の四條件

る年序の位置に在しむるより考究を始むるが順序なるべし。

忍穂耳尊は素尊誓約の御子にて、天照大神の猶子なり、眞名井の誓に始めて現れ給へるまでにては、固り實子なるやは定かならねど、素尊の吾兒と宣ひしともあれ、且く舊説に従ふも亦妨げず。素尊は新羅にて五十猛命を生み、出雲に還りて稻田姫の腹に大己貴命を生給へり、其時は二十歳未滿と前に辨じ六章廿二節ちきたり、されば忍穂耳尊は其後嫡妃の腹にや生れ給ひて、大己貴命より十歳以上の年少ならざれば人事の通則に合はず、猶後に詳説すべし。紀の一書に大己貴は素尊五世孫また六世孫といひ、記には七世孫となす、如何に神爲なればとて、同時代の人に年輪が、甲には徐轉し、乙には疾轉するとのあるべきにあらず、みな徒に神の名を繁くする神話作者の妄誕なり、此類は盡く、人事の通則を以て去るに猶豫せず。

次に年代適當の位地を求むれば、天照大神は姉にて素尊は弟におはせど、御年はさほど差はざるべく、諸尊の配分定まるとき素尊は年已に長じ、八握鬚髯を生じたれば、根國に就給ふときは已に四十歳を越え、其後やがて大己貴命の國造りに接したるべし。忍穂耳尊の西征して引還し給ひたるは二十歳前後の比なるべし、高皇

産靈の栲幡千千姫を娶はせられたるは其後ならざるべからず、此間に天穗日命は出雲を鎮し、三年の後に天稚彦は越洲に向ひ、八年を経て、(紀記に従ふ)武甕槌命が往て大己貴命に地を避しめたる時、少子の健御名方既に壯年なれば、此間に十五年以上の星霜を移し、大己貴は少くも四十五歳以上ならざるべからず。避地の後、忍穂耳尊西降準備の時に瓊瓊杵尊誕生あり、其時忍穂耳尊は三十餘歳にならせらるべし、故を以て一書の如く長子は火明命尾張連の祖なるを斷定さるゝ。是に於て天孫を降すに議改まり、成人を待て西降のときは、天照大神は九旬に近く、大己貴は六十餘にて、忍穂耳尊は五十に及び給ふべし、此の如くならざれば年序紊れて人事の通則を失ふ。

古傳説の神話は空漠として地理を點ずると少きを以て、究明する把柄に乏し、思ふに附會の原説より既に闕略したるならん。葦原中國といふは豊葦原の瑞穂國の畧稱にて、日本の總稱なり、猶大倭を總稱に用うる同じ、是時葦原中國を平定に赴きたる人の内に、天穗日命と武甕槌命とは出雲に往たるを明記しあり、天稚彦は其喪を美濃に殯したれば、越洲口に向ひたるなり、忍穂耳尊はと釋ぬるに、豊前に香春

神社の存ずれば九州地方なるを證さる。此の如く葦原中國と概記しある中に西北東三方面を異にするを記憶しおかんを要す。

顯により隱を推知する一例を舉れば大國主命を又國作、大己貴命と號す、大己貴はまた大名持と訓みて、多くの國縣を所持するの義なり、其武勇を稱しては八千矛神とも葦原醜男醜は男とも申したり、以て非常の英主なることを證さる、因て蜚蠊の徒を鎮服したる功績は甚だ顯著なり。然るに上國に於ては、忍穗耳尊は西國より引還され、天穗日天稚彥は復命せず、而して武甕槌は大國主に地を避しめたるを以て雄名を得たり、上國の蜚蠊に於るは殆ど無功に似たれど、此に疑問を伏せり。以て出雲の反比例となすとは躊躇して考一考せざるを得ず、如何となれば上國は主權者なり、全國平定の經略は其畫策に出るべし、蜚蠊の亂は是と接壤の國縣すべて防禦に當り、而して、其中に出雲に最も成績の多かりしのみ。其例の如く、海神山神兩氏の作りし國縣も略其徵を擧るを得る、比例を推せば他の國神が作りしも多々あるべし、是を顯によりて隱を推すとは謂なり。忍穗耳尊は無論なり、他三將の進發は國神を提督するためにて、國作るためにはあらず、而して大國主の避地は

顯により
隱を推す

主權統一のためなり、此義を分疏して後に考究を下さざるべからず、委細は後に説明すべし。

歴史の比
例推考

凡そ歴史は、古代は言ふに及ばず、後世になりても文書に記録されて傳はる事は、社會の顯象に於て萬の一にも及ばず、惟これを據となして、他の比例を證引し、以て其裏面に伏在する情理を推知す、此に史學は成立したるものなり。若し徒に諸書を涉獵し、博濫し、類聚臚列するに止まらば、字引のみ、史料のみ、學たるをなさず、まして記載の乏しき古代の事は、眼前に伏在したる事も看出す能はずして闇に畢るべし。史學に限らず、總て比例比較を以て既知により未知を推測するは、數學の原素たるが如く、すべて科學の研究も此に外ならず、是殆ど學といふ自然の理なり。昔の儒學も亦是にて成立したれど、舊來の學者は尙古の風に蔽はれて推究力を失ひ、此要法を荒怠したるを以て、少し傍歧に涉れど事の序に辨明しおくも、亦裨益少からざるべし。

孔子の儒學研究法は毎に吾道一以貫之といへり、曾參はこれを忠恕と解し、自己を例として人に及ぼす、是も比例式なれど、此解は臆測の誤りを生じ易し。一貫と

孔子の比
例推考

は何もさほど六かしきとにあらざり、孔子の言に、吾有知乎哉、無知也、有鄙夫問乎我、空
 空如也、叩其兩端而竭焉とあるが、的解なり。兩端とは同形同則の平行線にて、此端
 が彼端まで一貫する理を叩合し、其隱を推測するをいふ、數學に於て之を合率比例
 とせず、社會の空空たる鄙夫が算盤を弾き、既知の數によりて未知の數を勘定する
 は此式によるに非ざるはなし。孔子は又平方にても解せり、曰く不憤不啓、不悱不
 發、舉一隅不以三隅反、則吾不復也と是なり、大學にこれを前後左右の十字線に説き、
 是を絜矩之道と謂へり、即平方形なり。矩は俗にいふ三四五の曲尺にて、勾股弦を
 いふ、周髀算經に禹の發明とし、凡て測量には此矩を絜りて其線を開き、小の矩を大
 の法となし、比例によりて其數を推知す、弧三角法は即ち絜矩の道なり。之を要す
 るに、學術に於て比例比較を以て顯により隱を鈎知するは、みな自然の教ゆる眞理
 なり、空言にて陳説すれば深奥に聞ゆれど、實際の行事には自ら爲て自ら知ざるも
 の多し。史學にていへば、多く歴史の證例を記憶し、或は事實の經驗に富たる人は、
 事の端緒を纒に聞けば、即ち其比例が腦に浮び、聞ずして其順序を豫知し、原因より
 未來の結果までを料度するを得る、これを熟練者といふ、社會に多くあるとにて、少

しも怪むに足らざるなり、是を史學の根據となす。但其平生の注意粗なれば、比例
 の擇みを誤まるにより、推測の中らぬとあり、學者はよろしく之を精密に料度すべ
 きのみ、隱を知るとて六かしき事にはあらず。

日支韓の原人は同じく南種北種に成たれば、人種に於て同矩比例に中る。日韓
 閩は同じ人種にて同じ山陸の地なり、厥初め聚落にて占住する韓半島の辰種が、谿
 谷を分據して、七八十國をなし、三韓に合して、辰國に統へたる小矩として、之を大の
 法に用うれば、閩の百越雜處も同矩比例に求めらるゝ、亦小の法にして東緹臺灣二
 十餘國にも用ゐらるゝ、兩端を叩き三隅を反するに、日本も其同形同矩に漏れず。
 北種が東北部より中國まで占據したることは記して後の史にあり、百餘國を分つ
 とは録して漢志にあり、是等は必ずしも隱を推測するを須るずして顯著とす。文
 書の記録に乏しと雖も、比例法は之を推測するに、難からず、近年人種學者が南種北
 種を説き、人類學者が落下人を説くが如きは、みな古記以外より發見したる事もあ
 り、但文書に全くなきとは史學の本分にて論ぜざるまでなり。古代部落占據の状
 況は何國も同例なると、必ずしも喋々を須るざれど、我國は久しく神話を聞慣れて

奇怪を忘れ、天然人事の通則に違ふとも、特殊の國と思ひし夢の今初めて醒るの際なるを以て、淺薄の論ながら贅辨を費したるは、國史の劈頭に於て日本の國家は同種異類の割據中より成出たりと大聲しおく本意にすぎず。

○第廿九節 忍穂耳尊の西降

天照大神の御宇には高皇彥靈尊の詔誥にて顯露の政事を行はれ、其子の思兼命ヒカキ謀議に主たり。眞名井の誓約にて大神の猶子となし給ひたる五皇子の内、忍穂耳尊は葦原中國を知らずとに定まり、成人の後に此間凡十年を経るべし浮橋に御して西降あり、天穗日命は出雲に赴き、天津彥根命は凡河内山背地方に赴き給ふ。餘の二皇子の赴き給へる方面を記さゞれど、活津彥根命は東國東八國は大化の詔に見ゆ、伊賀伊勢志摩尾張三野三河遠淡海なるべしに赴き山河勢に跡を存し、熊野樟日命は名の如く木國に赴きて早世、若くは嗣の絶たるならん。此時は諸尊の後を承て、萬に國內循服を圖らる際なれば、五方鎮を置とも稱すべきなれど、異種異教の

香春神社

徒を馴撫するには布教の力を多しとす、布武は時に稜威を示すの用なれば、五方に祭主をおき、神に聽て訴訟を斷じ、禱祭をなすを主としたるなり。

天忍穂耳尊は天忍穂根尊或は天忍また天忍骨尊とも申す、西降の地は紀紀に明記せざれど、延喜式に豊前國田川郡三座並辛國息長大姫大目命神社(一)忍骨命神社(二)豊比咩神社(三)とあるは、香春神社のとにて、第二座の忍骨命は忍穂耳尊なり。此社の創建の古代にあるは神の名にて明かなり、風土記に(釋紀)田河郡鹿春郷昔新羅國神、自度到來、住此川原、便即名曰鹿春神とある、一徵とすべし、香春は今に川原と訓むなり。續後紀承和四年十二月に太宰府言、管豊前國田河郡香春岑神(神名は前に略す)總是三社、元來是石山、而土木總無、至延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山、禱云、願緣神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺、讀經爾來、草木鬱鬱、神驗如在、云云と、此時に官社となれり、文中の土木は異本に土人に作れり、或は至を生ならんと云ど、いづれも事實に合はず、香春は、慶應二年に小倉藩主小笠原氏が長州より破られ、此村に徙り避たる處にて、小倉より山を越えて南五里餘の川原にあり、余親しく此地を巡遊せしに、小倉よりの山路はさして險峻にもなし、純白の石灰石礪礪たるを見る、山を越えて南を採銅

所村といふ、滿山の土色赤し、酸化銅の色なるべし、此に採銅所を設けて採掘したると、天平年中よりの事といふ、土人總無至といふ程の僻山には非ず。此より谿水は南へ流れて赤土白石緑松の間を繋る、甚だ美觀なり、南麓を香春とす、神社は右の山下にあり、此山に巖石聳ゆ、謂ゆる石山なり、南に小平原を開いて彦山に對す、青山四周の美地なり。宰府の上言の無實なるとは一讀の下に知らる、蓋し傳教大師の信向熾んなるに投合して、社格を進めんと虚構したると現然たり、官府請願の書面は官吏に夤緣して詐偽百端あるものなり、官吏の撰録したる文書なりとて遽に信ぜべからず、余は敢て抹殺に趨起せざるなり。

香春に、忍穂耳尊の神社あるに、就て余の見解を述ん。此地は豊前の小青垣山にして、古代の人の好んで都府に擇む地形なり、而して山原の水は大抵西南に落て筑前遠賀郡の入海に入る、古の岡水門なり、東方の水は低巒の間を流れ、路は之に沿ふて京都郡に出づ、是より海濱の平地は條條の長阜を挟みて、兔狹に至る、遠賀より宇佐までは早く開けたると、神武天皇東征の始めにて證すべし。香春の山陰企救郡は玄海より穴門長門の赤馬關に入る灣海に向ひ、岡港と相對し、共に要津なれば、古代に新

香春の地理

忍穂耳尊の駐蹕地

羅の貴族か玄海を渡り來りて殖民をなし、田河の山原を首邑となし、其祖神の息長大姫大目命神社、此は其族の始めて本居神を祠りたる時の兩巫君なるべしを建て、祭政一致の布教をなしたる政事堂の跡と思はる。京都郡以東を早く上國より開かれしとは仲津に諾冉二尊のおかれし豊日別神社あるを第十七一徵とす、因て忍穂耳尊の西降は香春を駐蹕地となし、假りに其社殿を宮垣となされたるなり。豊姫は當時の風俗に天神の子の降臨あるには、其國人より歓迎し、國主若くは其族の女を進めて採擇を候する例は、比比ある所なり、豊姫も亦其例にて、忍穂耳尊行在の妃なるべし、因て尊の東上後、其宮居に尊を祠り、尋て其妃を祠り、并て三座となしたるにて、息長大姫大目命が本社なるを以て首座となしたり、亦當然建設前後の順序なるべし。此社に辛國とあるに據りて、忍穂耳尊は此耦神と共に新羅より渡來ありしかとの説あれど如何なり、古代の傳説を見れば、兎角に創世記の思想をなし易きものなれど、實は甚だ近き時代にて、忍穂耳尊の香春に在せしは、彼耦神よりは遙に後の世なるべし。

忍穂耳尊の香春降臨は、豊國より筑紫の交までの異類を馴化せんために擇まれ

たる地理なり。此地方は彦山を中峯として山嶺層疊し、東は豊後に連なり、宇佐の
 岬角^前まで、山中に土蜘蛛帥の異類占據したると久し、此後に再び神武帝の征伐
 を勞し、三たび景行帝の征伐を勞せられたり。景行帝の時には田河郡も異族に没
 して麻剝^{マク}潜集^{シヤウ}徒黨^{テトウ}居於高羽川上と記す、高羽は田川なり。其後筑紫國造磐井は上
 毛の山中に逃たり、余は此地方に隼人の族も住みて、天平年中に藤原廣嗣を煽動し
 企救遠賀を擾したるは此國に巢窟のあると思へど、説長ければ略す。斯る形勢な
 るを以て、忍穂耳尊の一行は無効と見て引還し給へり、往來の海程は、來時は諾冉二
 尊の如くに伊豫海を経て小倉若くは岡より上岸せられ、歸路は兩豊の海岸を循行
 して土佐に暫く駐り給ひたるべし。其故は土佐香美郡に天忍穂別神社あり、^{石船}社と
 云別とあれば直に尊を指にはあらねど、駐蹕の後に留置れたる別が、行宮に祠りた
 る神社なるべし、後人舊事記に據て火明命三世孫天忍男命といふ説は取に足らず。
 紀の一書に、忍穂耳尊立于天浮橋而臨眺之曰、彼地未平矣、不須也、頗傾凶目之國歟、
 乃更還登、具陳不降之狀とあるは、前に^{第十}八節諾尊の不須凶目汗穢之國に引合せて、異
 種異教の徒騷擾をいふと述おきたり、記には水穗國者いたくさやぎて有けり、告而

更還上とあるも亦其意なり。又此景狀を蠶蠅草木に譬へたるは、一書に葦原中國
 者磐根木株草葉猶能言語、夜者若燦火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之とあり、此裏
 に人を加へて觀れば野番擾噪の景狀は宛然たらん。往年余が米國に赴く時は太
 平洋會社の落機山脈を踰えて鐵道を架成したる始めなりしに、加利保尼州^{カリフォルニア}シイラ
 チヅアタ山の洞道^{トンチ}を出て、亞米利加沙漠と稱ふるハンポール荒野に出れば、灰色の
 灌木^{シバ}荊々として、爾爾^{ニニ}荒草連天の景況となり、遙に印甸人^{インヂヤン}が馬に騎て鳥獵するを見
 る。軌道^{レール}に傍ふたる低岡の崖なる枯草の中に、草を束ねて覆ふたるもの累々たる
 中より印甸人の出るを見る、是をその穴居の處とす、米人の談に、其の下には土を半
 球形に掘て住し、束草を穹廬に覆ふと云、其の狀さながら穴蜘蛛の巢に似たり、之を眺
 めつゝ古へ土蜘蛛の穴居は此狀景にてあるべしと想像したり。進行してバトルモ
 ンテンを踰ゆれば、大野ますく曠莫となる、落機山の原野は印甸人の領地なり、彼
 は米人の侵有したるを憤り、嘗て此にて米兵と大戦争をなしたるに因て此名を稱
 ふ、鐵道を架せぬ以前は、驛に良馬を飼養し、郵便脚夫は銃を負ひ馬を疾驅して彼の
 侵暴を避たりき、鐵道の架成も彼の憤怒する所にて、徒を集めて灌木の草中に竄れ、

汽車の來るを覘ふて巨石を軌道に横へ、或は列車に擲つと數々ありしとなん。驛傍の村店に石版書數様を賣る、羽毛を朝したる獐猛の印甸人が草萊中に私語して、汽車の雙燈を點して來るを覘ふ圖あり、之を覘て古の磐石木株草葉咸能言語はかゝる状態にてあるべしと想像したり。其如く螢火とは谿水の傍に夜營し、燐火を汀して群がるに譬へ、蠅聲とは深林に屯聚して呐喊を揚るに譬ふ、みな蝦夷佐伯の類が山中に聚落をなし、虚隙を窺ふて競興るを形容し、邪神國神とは其首長にして、異種異教の徒をいふ言なり。此の如き野番の中國より九州までの山險に處りて、其の類は一ならず、固り北種のみには限らず、中には古くよりの日本原人最も住する土も雜りたるべし。

螢蠅亂時代に於ての諸國縣は、如何にして治安を保ちしやは、縦觀法を以て推知するを得る、臺灣の生番土匪に於る状態は、的に其比例となして考ふべし。他に其比例は猶多し、余の歐洲より歸航のとき、印度の錫蘭島に寄泊せり、彼は臺灣大の孤島なれど、四種の人民雜處す、其中にシンカレイ人なるもの酷だ日本人に似たり、又四種の外に、人跡至らざる深山の森林に巢窟を構へ、果實を拾ひ獸獵をなして生活

する蠻夷あり、ウイター人といふ、其ウイターは、滿刺加半島の西岸ブレー港の内地に在り、其民族は今に社交をなさずして、山林に住み、怒れば人を啖ふ、其ブレー港の前なる檳榔嶼の民も強暴なりといふ。安南は南方の韓地に較ぶべき國にて、東京交趾、東捕寨、眞臘の四部に分る、眞臘の北部に險嶺あり、其奥にマイル人棲み、樹林に伏し、野獸を啖ひ木根を嚼みて生活す、筋骨甚だ逞し、因て捕へて奴役するとなり。此の如く英佛の屬地となりて、埠頭には商船輻湊する處の内地にも、猶今に古代に住める者のあるなり、螢蠅の亂とて、必ずしも各種の民族が山海を分つて常に鬭争したるには非じ、土曠に人希なる時代より各區に分據し、漸次に衝突して血を見たるほどなるべし、這は古代に限らぬ事にて、地方武人の訌争は、近く三百年前まで猶然りき、而して國民の開化は、其中より進みたり。

第三十節 螢蠅亂の形勢。

人種と宗教との争ひは國民開化の進程に於る要素となす、是泰西史にては常談

となりたりと雖も、秦東にては是まで全く不經意に打過ぎしに、彼の論說に警發されて、然る後に考ふれば、成程其說に違はず、日本を神國といふも其故を推せば、神教の力によりて結合したる國家なるを發明するに至りたり。さりながら秦東の人種宗教に冷淡なりしは、初めより其争ひ秦西歴史の如くに劇烈ならざりしによるとなれば、之を考究するにも頗る低度を以て迎へざるべからず、秦西人の説も往々に自己の杓子定規を免れざるもの多し、因て螻蛄の亂を先づ人種競争に就て論究せん。

印度の黒潮は南海の雨を降し、長白の雲は北陸の雪を積る、螻蛄の亂も其原は亞細亞大陸の人種潮流に起りたる、南種北種の争ひなるは前に述たるが如し。諸其潮流の起りは、漢史に北漠遊牧の民は水草を逐て遷るの語あるにて證すべきが如く、偏寒偏熱の地に繁息したる民族が、良美の國土を覓めて轉遷したる顯象に外ならず、故に良土を得れば其流れ停るべし、此理は未だ論點に脱したるが如し。秦西にては三四千年前、弗歐の交に人種宗教の競争劇しかりし時、退去したる民族をば敗北して逃たりと謂へど、實は支那北部の良土を得て徙住したる所なり、是を

北種とす。又印度へ北方の野民が侵入して原人を驅逐したりと謂へど、是も亦原人は早くより炎燄地を去て支那の中部南部へ漸漸轉住したる所なり、是を南種とす。日韓の北種南種も亦其類に外ならず。其結果を見よ、秦西人の敗者となせる民族は美地に安居し、勝者となせる民族は惡地に競争をついけたり、適に反對の觀をなす。瘠地に生ずる動物は蟲多も毒螫を長ずる如く、秦西史の古代より人種宗教の競争劇しきは風土の惡さによる、秦東の人種宗教に疎漫なるは生活の便安なるによる。此を辨へて後に古史を熟看すれば、秦東とても開化の進程、國家の結合、みな人種宗教これが要素たらずんばあらず、螻蛄の亂もこれが原因たらずんばあらずと雖ども、秦西と同思想にて視れば比例を誤るべし。

螻蛄平定の經畫は、國家統一の進程に於て大驛站たり、北種遂に劣敗に歸して野民曠夷を以て視らるれども、史學者に於ては猶深く考へざるべからず。歴史の通例として、敗者は文書の滅びたる上に對手の勝者の歴史に貶斥され、匹敵とならぬ程度に墮落させて記しあるものなり、兩造具備せぬ訟獄は偏見を翻けて酌量する如く、務めて高度を以て敗者を迎へんを要す。まづ文明の點に於て、南種の苗字と

て發達したるものとは思はれず、(苗字は今の馬來字と同源か、猶考ふべし)北種の獺は支那に近く、或は漢字を輸入したるもあらん、瓊王金環の類は北より輸入したる物なり。次に地理を按ずるに、北種の多くは山險を占有し、船舶交通の要港に乏しく、小艇漁獲の外は航海の術も長ぜざるに似たれど、高志人は山海の便を占たるあり、其中に内地に占據し、土著開墾を遂げて、一箇の縣主として、歸順したるもあるべし。然れども之を概すれば、梟帥土蜘蛛の在處は山谷に於て、林棲獸獵の獷夷に近きもの多きが如し、東北蝦夷の占據地は山嶽海漁の野民が棲荒せし跡として、今に至るまで、不墾の草莽地多し、要するに北種は其類多く、過半は行國の習俗にて、山野を荒し回る行動の民族にして、漸々劣敗に歸したれども、此種の全く混化するには猶八百年の星霜を移したり。南種にも亦其類多し、中には強暴にして人を啖ふ族もあれど、みな洋海波濤の險を冒して渡來したる勇悍の民にて、造船操舟に長じ、先づ船舶往來の要港を占有して、家族の品種即ち國品種部曲の編制を以て、村邑を團結し、産靈神を祠りて教俗を制裁し、漸漸と沃土を開墾して進み、北種を山中に追籠たる觀をなす、其優勝を收めたるは、素り偶然にあらず。

當時蝻蠅に對する經路は、古關址も亦一證なるべし。古關とは、白河關、菊多關、足柄關、相清見關、駿鈴鹿關、勢不破關、濃逢坂關、江須磨關、津等なり、是みな古歌にも詠せられたる名所なれど、何のために創置されたるにや、知れず、(史に初見を捉えて創始とする説は取らず、余は多く神代より設けたるものと認むるなり、其故をいはん。關は堰にて國境路口の險隘に設けて、外敵の侵入を堰止むる門となすなり、又柵ともいふ、柵は城に同じ、古代越狄を防ぐには、出羽界に磐船柵を設けしに、大化に至り更に新瀉に淳足柵を設けて、柵戸をおかる、是は重關の設けなり。柵戸とは、關柵を守る部民後族にて、其附近の田野を班授し、宅地を與へ、村邑を團結して土著させ、寇至れば直に兵器を執て馳集りて防止する仕組にして、即ち永住の屯田兵なり。蓋し古代には拓殖に用ゐたる仕組にて、部曲の制といふはみな然るなり、後世武家の土著仕組も亦然るなり、其遺法の猶現存したるは、近くは武州八王子千人町の同心屋敷、遠くは薩日隅にて都城と稱する郷士屋敷、是等に就て觀察すべし。故に關址は地理を按すれば、其内外を知らるゝ、前舉の址に於て、白河菊多は坂東より蝦夷口を防ぎたるものなること明かなれど、他の諸關は疑問なり。之を按ずるに、清見關

は鞠子の野に柵戸を團結して東よりの侵入を防ぎ、鈴鹿關、不破關は、龜山關、原に柵戸を團結して西よりの侵入を防ぎたる地理なり、此東西兩關の内を東道八國となす。次に逢坂關は山科に柵戸を置き東を防ぎ、須磨關は西の針間を防ぎたる地理にて、此兩關の内を後の畿内となす、近江より大和の山中まで關外なるは、古は蝦夷の占據地なりしことを知る。又須磨より淡路の海峡を渡りて海陸より針間の野を開くべく、逢坂鈴鹿を越て近江を開くべく、清見より美保海を渡り、駿甲の野を開くべき便利あれば、足柄關は後の重關なるべく、備前の和氣關も同じ。

北種の占
住地
挹婁人

是を地圖に按ずれば、東西の兩關内は、北陸山陰九州は後に説く、便要の沃野を南種に占有したれど、北種の占據したる山野も亦麗大なり、此地方に住たる蝦夷の中に、最も獷悍なる生蝦夷は、挹婁人なるへし、後漢の東夷傳に、挹婁古之肅慎國也、東濱大海、南與北沃沮接、今の黒龍江地方なり、土地多山險、人形似夫餘、而言語各異、夫餘も古の肅慎なり、無大君、長邑、落各有大人、處於山林之間、土氣極寒、常爲穴居、大家深九梯と、日本にも豎穴の種族あり、古の穴居は多く豎穴ならんといふ。又好養豕、食其肉、衣其皮、冬以豕膏塗身、厚數分、以禦風寒、夏則裸袒、以尺布蔽其前後、其人臭穢不潔、作溷

在中央、圓之而居とある、此文中の豕を飼ひ厠を中央に作る風俗は、は東北にも痕跡を留ざるに似たり。便乗船好寇盜、鄰國患之、而卒不能服、次の沃沮に述べ、東夷、飲食皆用粗豆、唯挹婁獨無法俗、最無法紀者也とある、是北種の最劣等なる族類にて、凶目、汗穢之國とは、彼等に的切の評なり。乗船に便れば、僅なる海峡を度りて、樺太地方より北海道奥羽を寇盜し、侵入したると久しかるや、知べし、或は白令、峽をつたへて米洲にも轉入し、印甸人となりたるも、此族類ならん、然し深く我内地までは入込ざりしやに思はる。

句麗沃沮

沃沮は挹婁と長白山脈を分ちて、其南海岸を占據し、南北東の三部に分る、言語飲食居處有似句驪とあれば、元は句驪と同人種なり、北沃沮は挹婁と界を接し、彼が船に乗て寇鈔するを畏れ、夏は巖穴に藏れ、冬に至り船道不通を待て、下りて邑落に居るといふ。沃沮は蝦夷なり、東沃沮は其葬、作大木椁、長十餘丈、開一頭爲戸、新死者先假埋之、令皮肉盡、乃取骨置椁中、家人皆共一椁とある、前述七章廿の奥津棄戸將臥之具は、此俗とや、相似たり。再尊黃泉の竈を饗し、寢息の後、諾尊これを見給へば、膿沸、蟲流、諾尊大驚、吾不意到於不須也、凶目汗穢之國と宣ひたる譬喩あるは、出雲は高

志人韓人の移住するもの多く、自然と殞斂にかゝる風の傳染したるかと思はる。後に沃沮は漸々と縮小になり、後漢の世に句驪に臣屬したり、思ふに其間良民の日本に徙りて良土に就たるもの必ず多數なるべし。先年^三人類學會に於て製したる古墳分布圖を見るに、余が北種の占地と指點する處に墓穴の少きも亦薄葬の一徴なり。

沃沮の西を濊國とす、耆老自謂與句驪同種、言語法俗大抵相類とあれば、韓の北部長白山脈の陽は一の句驪人種にて占住したり。濊の地はもと長白山陰の肅慎の野に及びたれど、此比その北境は夫餘の占住地となれり、僻寒の山野なれば抛棄して南に徙りたるならん、今の元山津は濊の地なれば、思ふに海を渡りて日本に拓殖したる族は必ず多かるべし。多所忌諱、疾病死亡、輒捐棄舊宅、更造新居とある、即ち奥津棄戸の俗なり、代々新宮に代るを云、濊は穢穢蕪にも作りクワイ又エの音なれど、説文の歲聲なれば、蝦夷を一に佐伯といふは、さいの訛りかとも思ふ、景行紀に於る佐伯の起りは取らず、常陸風土記に山之佐伯、野之佐伯とあり、土蜘蛛とも八擲腰ともいひ、又越後にも居る、或は安藝の佐伯郡、豊後海部郡の佐伯等、みな濊人が玄海を

渡り、或は石州より越えて、徙住したる地には非ざる歟。此後四十年許を経て、漢武帝元朔元年に、濊君南閭等朝鮮王衛右渠に畔き、二十八萬口を率ゐて、遼東に至り、漢に内屬したり、是は日本風土の良美なるより吸集せられて、人口の漸減したる餘にあるべし。

日本の向津として相對する鄰國は、新羅と右の三國なり、夏秋は小舟にても往來さるゝ、日本海を渡りて、彼より徙りたる者の多きは固り疑ひを容れず。濊の西は貂、句驪の地にして、是は海濱線を濊に間てられたり、貂をコマと訓むは、其地に果下馬とて小馬を産すといふ、因て我より此稱を與へたる歟、亦此諸國よりも徙住したる痕跡なり。沃沮濊の北を夫餘の地とす、後漢の末より漸々南進し、後に百濟高麗となる。此六七種の民族が長白山の陰陽に盛衰沿革をなしたるは、畢竟疆土の侵略に因ると雖も、亦荒寒の野より温暖の良候に進みたる所にて、濊、貂、沃沮の多くは早く去て日本に遷りたるもの多かるべし、其は有史後にも毎に證例あるとなり。是等の種族が互に國を成し、疆を保ちたる形は、即ち人種の分占なれば、人種の競争と謂て然るべしと雖も、彼泰西歴史の如く種族を頑結して相反目した事實は、看出

さるなり。

○第卅一節 日韓の古宗教

神教の國家に大關係あるとは皆人の稔知する所にして。神代の傳記は寧ろ教典として講ぜられしものにて、神宮皇居の別なき世に祭政一致の中より皇基は成立したり。されば其初め、蜚蠊の邪神及び草木言語し、換言すれば、國道に速振荒振國神の多く在てたゞよへる時といふは、泰西人のいふが如く宗教の競争劇烈なる状態に譬へたる言に適當すれども之を事實に徴すれば影を捉ふが如し。異教人渡來の原地たる對岸の北大陸に於ては、前述の挹婁沃沮に凶目汚穢の俗あるの外、其他の國國は如何なる宗教の俗なるやと釋ぬれば、先づ韓半島は、我と同種と認むる辰人種なり、後漢東夷傳に馬韓を記して、常以五月田竟魏志には下祭鬼神、晝夜酒會、群飲歌舞、輒數十人相隨、蹋地爲節、十月農功畢、亦復如之とある、我新嘗祭に相似たり。次に諸國邑各以一人主祭、天神號曰天君とある、我國縣に本居神を祭り、君長を

辰種の教

新嘗祭

日子といふに相似たり。次に立蘇塗、建大木、以懸鈴鼓、事鬼神とある、我賢木を祭神の木となすに類せり、魏志に諸逃亡、至其中、皆不還之、蘇塗之義、有似浮屠とあるは、武家時代に寺社境内は守護入部を禁ずるに相似たり、是或は古代よりの遺法ならん、辰韓辨韓の祭を記せざるは、大同小異なるを以て省筆したるなり。抑新嘗祭は、書紀に、天照大神嘗新嘗時云云、方織神衣、居齋服殿など、見えて、天神の世より行はれたり、祭月を記さねど、新稻を進むる報本の祭なれば、十月以後ならざるべからず。九月神嘗、十一月新嘗は、天武紀に始めて見ゆ、上古は十月新嘗なりしか、新嘗は郷村まで皆行はれて今に猶存ず、古代に神教を布て統轄されたる遺俗なるべし。神衣祭は孟夏季秋に兩度行はる、是或はもと下種の訖り、農功の畢り、兩度の祭なりしに、後に一度の新嘗となりて、神衣のみ猶兩度なるには非ざる歟、叡山領の山王社に御田祭をなし、田植の歌舞をなす古式あり、是等も其由來にやあらん、釋ぬべし。賢木の粧置は紀の磐戸前に神樂を奏する條に見ゆ、又景行紀に神夏磯媛仲哀紀に岡縣主、伊觀縣主みな之を船舳に立て、天皇を迎ふとを記す、其形式畧同し、伊觀縣主は新羅王の裔なり、岡縣は香春社の下流にありて、新羅の族と思はる

れば素尊の國なる新羅の祭式は略同じかるべし。
次に三韓の北なる濊、貊、句驪、沃沮は元肅慎の野より南進したる人種の分れなる
と前節に述べるが如し、周末より又北方の夫餘、人南進し、分れて高句驪となる、是みな
元は北種行國の類なれば、全く異教なるべきに、亦新嘗祭を行ふと馬韓と大異なし、
左に表列するが如し、

南韓	馬	韓	五月下種訖	祭鬼神	晝夜酒會群聚歌舞
北韓	濊	沃沮	十月	祭天	晝夜飲酒歌舞
長白	夫餘	後	十一月	祭天	國中大會連日飲食歌舞
山北	高句驪	前	十月	祭天	大會
					名東盟

馬韓のみ祭鬼神とあれど、また諸國邑祭天神ともあれば、天津神を祭ると明かなり。
此諸國みな祭禮に大會して飲酒歌舞するは、豊明節會に似たり。總て一年に一度
農功の畢りに新嘗祭をなして天神に報養し、大會宴をなすは、國民の宗教心を統轄
するに重要な事なり、而るに其祭式の大同なる國民なれば、たとへ人種の異なる

も、徙遷し來つて、我神教に衝突し相争ひ、蠶蠅草木の喧擾といふ程の事はなかるべ
く、寧ろ渠等は我教俗に同化するとも易かりなるべし。且新嘗は農業土著の國民
が報本の祭にして、遊牧轉遷の俗にはあらず、思ふに北韓の各種は初めは五穀を生
ぜぬ肅慎の野に在て、務五穀不生とは孟子に見ゆ、また安著せぬ時代に於ては、か
る祭禮はなかるべし、必らず南進したる後に、農穀の良土に安住したるより天津神
産靈の靈徳を感戴し、其地の原住民若しくは南方の神教に感化し、而して創めたる
祭なるべし。此理を推言すれば、南種の神教は此時既に韓北まで風靡したりと謂
て可なり。
大會し天を祭るは韓地のみ俗に非ず、匈奴は高句驪の西なる行國なれど、亦五
月に國を會し天を祭る、但新嘗とは異なるのみ。北支那は唐虞の時代に既に上帝
に大祭を行へり、繁文の周代に至りては、鬼神祇の説も繁雜になり、戰國の時に燕、齊
の儒者方士競ふて談天雕龍の神異を説き、秦の始皇之を信じ、徐市等に海中の三神
山を求めしむるに至れり。遼東の地理は燕に屬して、齊に對岸せり、夫餘、句驪、朝鮮
の地は其東南に接壤す、必ず燕齊の亡命人と宗教の説と早くより雜糅したるべし

と雖も漢史の文は簡短にして記す所なし只高句麗に好祠鬼神、社稷、零星の一句を
 看出すのみ。社稷は土神農神の祭にて、土木と農耕とに大功績ありし人を配享し、
 春秋分に兩度之を行ふ、諸縣邑みな其祭をなす、今に謂ゆる社日にて、我産土神の祭
 禮にたり、是は支那の教俗とす。零星とは漢書音義に、龍星、左角曰天田、即農祥也、
 辰日記之、以號曰零星と、又風俗通に、辰之神爲零星、故以辰日祠於東南也とある、是も
 農作の豊登を禱る所にて支那より移入したる教俗なり。尙尋釋したらば此に類
 する事の韓地に流布したるは多々ありて、必ず日本へも傳はりて陰陽道の前驅と
 なりたるならん。然れども新嘗の大祭に於て祭天に一致したる國民なれば、古神
 教に於て邪神惡鬼と排斥する程のとはなかるべき理なり。
 宗教の發達せぬ時代に、社會の男女が神といふ觀念より、禍福に觸れて、之を避け、
 之を迎ふる方法を豫知せんとの意は切に生ずると、現今の宗教迷信者に縱觀して
 も知らる、是を拘忌といふ事の起る原因とす、支那の神異説は最も之に適合するを
 以て、殊に蒙俗には感染し易し。拘忌とは書紀に今世人夜忌一片之火、又夜忌擲楡
 葉、詳著笠篋以入他人屋內、又詳負束草以入他人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺

反矢可畏惡以生誤死、此其緣也、忍魂耳の類にて、是等は古代の事を神話とな
 したる歴史的の拘忌とす、此他陰陽、五行、星象、干支、方位等より出たる種々の拘忌あ
 り、原は支那より流入したるもの多きに居る。這は宗教の大體には關せぬ事にて、
 後世にては陰陽道に屬す、螢蠅の亂は其衝突にもあらず。
 要するに新穀を進めて天神を祭り、其年の産靈に報ひるは農耕村落の國にして
 然も稻を稼種する國より起りたる教俗と思はるれば、原は南種の齋し來りたる教
 より弘まりたる風なるべし。中にも日本に於ては嚴正に觸穢を忌み、祓除を行ひ、
 清潔を以て神に事ふを本旨とせり、紀の一書に、伊奘諾尊曰、我所生之國者、唯有朝霧
 而薰穢哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戶邊命、是風神也といひ、又飢時生兒、號倉稻魂
 命、又生海神等といふ、是は古神教の祓除して嘗祭を行ふたる後に生業にかゝる順
 序を示したるにて、これを海山水土の生まるゝ前に冒したるは後人の増加にて尙
 古き祭式を見るべし、大和國龍田廣瀨兩社の根源とす。此清潔教は元は南方より
 來りたれど、其經由したらんと思ふ馬來安南はみな清地に非ず、廣東福建の山水は
 秀美なれど、潔俗とも聞へず、日本に至れば空氣清し、山水清し、語音清く、人民潔癖あ

りとは、外國人の皆稱道する所なり、蓋し此教の北進するに従ひ漸次に清潔に化し、竟に清き日本に高天原を定めて、氷木峻峙て宣教の中心となしたるなり。是に由りて之を見れば、蜚蠊の亂は南北より前後に徙遷拓殖したる異種異教の鼻祖等が、山谷を阻て、小割據をなし、猶不須頗傾凶目汗穢の故俗に居るを、清潔教に馴化せんとの經營にして、即ち日本の神國となる統治の基礎定まる時期なり。教化の効は短き年紀にては見るべからず、但此中より皇室一統の歴史は生れたるなり。

泰西の歴史は小亞細亞に於る古代の人種宗教の競争に起りて、猶太人が周圍の國に抗抵したる一神非偶像教の進化したる宗旨の中にて講究されたるにより、自ら一隅の偏見に滯るを免れざるものなり、殊に人種宗教の確執は基督教國の病となす。前節に略説したるが如く、泰東の原人の多くは彼西亞細亞及び印度を引き拂ふて、北漢を越え、南洋を渡り、國民の品種と祭天の教俗とを携帶し中和の良候に安住したる者なるを以て人種宗教の確執は冷淡にして、同化し易し。故に泰西人は國民品種の傳播せざりしを大幸とする、雖も亦人種宗教の確執に溺れて同化し易き地にも偏窟を作る不幸あり、互に酌量して考へざるべからず。又彼の非す

る多神偶像及び動物崇拜は、元は埃及巴庇倫等の教俗に抵抗したる言のみ、謂ゆる多神教にも自ら主とする一神あり、一神教とて始めより、其他に想像の神なきに非ず、今の唯一神教は發達したる後世の思想なり。不發達なる古教は猶人種の異なるが如く、まじりにして其想像は渾沌未割なるを常とすれど、なべて天を崇敬す、天に現世を支配する神は在すと信ず、即ち一神なり。其神徳の顯れを局部に就て祭るは、猶帝王を尊敬して勅使を尊敬するが如し、因て多神となる、其極は動物蟲豸植物岩石まで禮拜さるゝに至る、宗教の下には必ず迷信拘忌は附帶す、故に宗教は發達不發達を論ずべし、一神多神偶像及び動物崇拜を類別して泰東に遷れる古人種の歴史には及ぼすべからず。

猶太教の謂ゆる偶像教とは、埃及の如き塑像の流行したる多神教を指斥したるならん、初め余は偶像とは何の謂なるやを解せざりし、歐米を巡り美術の塑像多きを見て、是古への神像といふを聞て、偕はと解了しぬ。泰東もと偶像の風なし、秦始皇の時、洮河の上に巨人現れたりとて、兵器を鎖して十二銅人を購たり、洮河は西藏に近し、印度教の傳播なるべし、其後漢武帝匈奴より金人を得て之を崇敬し、佛教の

起りとなれり。日本は古冢より葬具の埴輪を發掘すれど、未だ神像を見ず、神體に鏡を懸くるをも偶像とするは類を充るの極なり。佛法流布して後に佛像の塑像始まれり、故に印度こそ偶像教に的當すれど、近來泰西人は印度の多神も元は同一の天を崇拜したるものといへば、何國も古宗教の想像は渾沌未剖の中に於て自ら主とする一神あり、泰西の一神教と謂は偏執を免れず。

○第卅二節 上古尙武の氣質。

諸國より日本に移徙したる異種異教の民族が、この小割據に適宜なる山谷に占居し、鼻帥の下に部落を爲したるは、古史の明記する所にして、割據すれば必ず相衝突して戰爭するを免れず、故に上代蠶蠅の亂は人種宗教の争ひと謂も不可なけれど前に述たる如く、泰西の古代とは同じからず、惟各縣邑に疆土を争ふて喧擾したるを謂と見るを允當とせん。前に^{廿八}述たる如く、忍穗耳尊天穗日命等の各地へ降臨は武力征服のための元帥にはあらず、神道布教の祭主と見ると雖も、蒙俗を

南種の強悍

教化するには恩徳と稜威とを兼ね、謂ゆる左に經典を持ち、右に劍を抜き、抵抗するものは斬るの主義を取られたるべし。神代の記事は僅に神話となりたる傳説の存するのみなれば、戰爭を記したるとはなしと雖も、諸尊は日本^{大倭}は細^{ホコ}戈^カ千^チ足^{ソク}國と宣ひ、大己貴命を八千矛神といふなど、みな武勇を尙びたるとの徴なり。又漢史に參考するも、日本の原人となりたる民族は、南種も北種も共に戰鬪に長じたる強悍の民にして、渠等が古代に於て山野に雜處し、互に戰爭の劇烈なりしとは、後世諸國の武士が膽勇を競ふて相關ふたる歴史を以て思合せらるゝ。是より日本人尙武の氣質を釋ねん。

南方の人種は險波を冒して來りたるにても、強悍の民族なるを知れ、又沖繩、臺灣、安南、馬來、南洋諸島に、獍猛なる啖人種の存するにても知るゝ、猶これを史書に徴すべし。抑國民の氣質風俗は自國の人にて記し得るものならず、必ず客觀の鑑に映る如何んを察すべきものなれば、まづ爰に支那に遷住したる南方人種の氣質を、彼北種の歴史に就て一考せん。中部の三苗、東部海岸の萊夷、徐夷、淮夷、及び吳越、みな南種なり、三苗は五帝を困めて夏禹に滅ばされたれど、其裔は周代に楚國を成し、

北方に向ふて競争をつゞけ、項羽の覇に至るまで楚人は慄悍輕疾と諸書に稱せられ、強國の譽れは隠れなし。燕、夷は齊の強兵たり、徐、夷は周初東方に覇たり、淮、夷も共に周に頑固の抗抵をなして、宣王に至り、漸くに服せり。吳、越は錢唐江を以て江蘇浙江に分據し、春秋の末に至り、迭に相興り、北に向ふて覇を争へり、漢志に吳越之君皆好勇、故其民至今好用劍、輕死、易發とあるなど、日本人の氣質に克く似たり、干將莫邪（歐冶）の劍は越の産とす。

中庸に孔子の語とて、衽、金革、死而不厭、北方之強也、強者居之、寬、柔、以、教、不、報、無、道、南方之強也、君子居之とある、この南強の評は、楚越の輕慄にして發怒し易きに似ざる様なれど此に深き意味あり。余舊藩の時、先輩の膽勇を尙ぶ人の談を聞く、凡そ人と争論する時は其顔色に注視すべし、赤くなりて抜く刀は敲き落す、青くなりて抜けば逃る、常の色にて抜くならば我命はなしといへり、假初なる談なれど大に經驗ある語なり。北強南強も是に同じ、日本の武藝は寬柔を以て教へ、忍耐を以て勇を養ふ、此主意ならざるはなし、鍛鍊の極は平氣にて決闘するに至る、是を日本尙武の氣質と謂て可なり。今京街に喧嘩を評判するもの、東國西國の喧嘩がよりは自ら

異なるを説く罵詈を募りて拳を下すは必ず東國人にて花々し、一語を反詰して拳を固むるは西國人にて決心を示すと、是は毎に實驗する所にして、其氣習の同じからざるを表白す、豈に北種南種の原質異なるに由來する歟、縱觀法にて古の歴史を今の社會に考察するは趣味ある談なり。

閩、越、南、越は陸梁地と稱せられ、漢武帝の宰相田蚡は、越人相攻撃固其常、又數反覆といひ、武帝は東越狹多阻、閩越悍、數反覆といへり、以て其人種の慄悍にして戦ひを好み山谷を阻て、相争ふたる光景を想像すべし、日韓も同じ南種なり、亦慄悍にして勇を好み、螻蟻の亂に戦争したる状を記せざれど、梟帥士蜘蛛の屬が疆を侵し土を争ひ、相攻撃したらんとは、閩地の比例にて推知さる、畿内以西は南種の占住地と覺しき地多きに居る、同種にても亦異族の反目は絶へずありつらん、北種との争ひは更に劇烈なりしなるべし。さて北種を一考せん。

挹、婁、人は寇盜を好みて鄰國に畏患されたり、既に前に述べたり。沃、沮、人は有邑落、長帥（即ち梟帥）性質強、勇、便、持、矛、步、戰（後漢書、魏志、以下同）とあれば、生熟蝦夷みな戰鬪質ある強俗なり、神武帝の宇陀郡にて八十梟帥を殺し給ひし時の御歌に蝦夷を一人、百な

人、人はいへど、手向ひもせずとある、以て其強勇を證すべし。濊人は、少寇盜能歩戰作矛長三丈、或數人共持之、樂浪、檀弓、出其地とある、亦尙武國にて長槍勁弓に誇る國なり。我鞞負部は弓兵なり、後に大伴佐伯二部となりたるは檀弓の兵を養成したるにやあらん、是も余が佐伯を濊の訛りと疑ふ一徵とす。此三國は對岸より直接に海を渡り來る位地に當れば、蝦夷高志は此人種なるべし、紀記には客觀的に之を野民部落の如く記したれど、沃沮濊は各一國をなし、濊は漢武帝より濊王之印を與へられし程にて其開化の程度は決して新羅に劣らざるべし。されば其民族が日本に縣邑を割據なし、相衝突するときは、堅石の相撃が如く、火を出す劇戰を毎に見たるべし。

間接の國に於ては、高句驪は、其人性凶急、有氣力習戰、好寇鈔、沃沮、東濊、皆屬焉とあるは、是より二三百年後の結果を記せり。夫餘は、其人體大、強勇、而謹厚、不爲寇鈔、以弓矢刀矛爲兵とあれば、較溫和の民族なれど、亦強勇の質なり。此二國はもと同じ夫餘種族にて、後に南に侵入し、濊、沃沮、句驪、貊を併せて高麗百濟をなせり、百濟は溫和に似たれど、初め新羅を惱まし、高麗と争ひ、強勇の質なるを表白せり。寇盜寇鈔、鈔とは群を結ひて鄰境に侵入し、其農桑、家財、人民を掠奪し去る風俗をいふ、關東の毎に蝦夷の寇鈔に苦めると古史に見ゆ、古時は諸國に其患は甚だ多かるべし。夫餘に其習なしといふは、較進みたる俗にて却て猾智ある、百濟は國を統轄し、兵を編制し、支那に事へ、韓地に攻入りて侵略を遂げ、中央に國家を樹立したり。思ふに是等の民族も亦早くより日本に轉移して部落をなしたらん、只史に徵すべきなきのみ、後に麗濟の徙族多きにて推知さる。貝塚を作りたる者は、謫下人として軀幹矮小なる種族にて、東察加、千島より進入し、獐猛にして人を啖ひし跡を發見すと聞く、後世まで千島、蝦夷に住たる唐子として面貌夜叉の如きものありしは、其族類か、又高志常陸等に八握脛として軀幹長大なる種族の居りしは、夫餘人にやあらん。北方人種の資質を釋ぬれば、是もみな強勇にして戰爭に長ずる種族のみなり。

之を統るに南種北種共に強悍にして、争鬪寇鈔を好む種族なれば、是等が山谷海濱に聚落をなし、蒙昧時代より相衝突して、劇烈の争ひは繼續したるべし、されば日本人は概して尙武の氣質に富み、獨立心強く、後に武士となり、猶鬪争をつけたれど、文に拙なく、智慮に短きを以て、學識政治事業は比較的の後れたり。其の中に

天神の子を奉戴せる一族が、漸々と各種族を馴化して統轄の制に、いれ、國家を結成し、皇基を定むるには、拮据經營に如何ばかり籌策を勞したらんとは、有史後の記録に據りて遙に有史前の初めに遡りて、深く考究力を用ひんを要す。朝鮮も元は尙武國にて争鬪を好み、因て之を軟化するには心を碎き、遂に衣冠の制を嚴にして争鬪に不便ならしめ、漸く其風を熄たりといふ。日本は國郡に血を流して争鬪の多かりしにより、磨礪して武士氣質となり、適宜に統一の制に就き、其中より詩歌の精華を發揮し、大陸地の文明を消化して、異彩を放つに至りしは、多く天孫人種の資質優等なるに誘導され、其血質の混化したるに因ると謂はざるを得ず、是は後の歴史に就て注意し考ふべき要點とす。

故に螻蟻の亂は異種異教の争ひにて、其平定したるを必ず戦ひの優勝とは、誰人も思ふ所なるべしと雖も、秦東の人種結合は弱し、宗教は寧ろ誘化し易し、皆素り秦西の思想に違へり、戦争に至りては前に敍列したる如く、總て戦を好み、種族をば兵力にて壓服するは火を以て火を滅するが如し、決して好結果を得る能はず。強勇の人種を循服するに稜威はなかるべからず、諸尊の瓊矛を尊て八洲を循行ありし

神社は祭
政時代の
時事堂の

とは即戦備をいふ、而して國國に置れたる別は神道布教の祭主にて討手の大將には非ず、忍穗耳尊の擾亂を見て引還し給ひしに跡には香春神社を留む、是は布教の時期尙早しの意義にして、固り敗還とは異なり。神の祭りを政となす時代には、行政司法みな祭禱を主とし、卜部が大占にて神慮に聽て疑義を決す、故に神社は政事堂なり、裁判所なり、日本の神國たるは此にあり。忍穗耳尊の御弟といふ天穗日命が、出雲神社の祭主となりし事は後に説くべし、其次の天津彦根命の事を説かん。

天津彦根
命
河内
山代
攝は水門

天津彦根命は、紀に是凡河内、直山代、直等祖と記には直を國造に作るあり、古の凡河内は和泉を合す、卷尾嶺を隔て、海岸を茅渚、和泉とし、山原を川内とす、大和川は其北に入江をたゝえて難波江に入る、因て河内、國の名あり。川内の北は山代の平原にて、淀川其南を流れて難波江となり、北に津國の平地を開く、前に七章十、豊秋津洲は河攝泉三州の稻田といひしは即ち是れなり。攝には天津彦根の跡なし、前に八節、水戸、神秋津彦は此地の主ならんと水門の名によりて判したるが、又地理に於ても、堺、難波、務古の三要津の此の地に並ひたるは、前に水戸神といふに適當す、かたゞ誤らざるに近し。上流なる山代の原野、後の平安京は丹波路にて、此比は草萊

多からん河内の平原も亦然り、大和は蝦夷雜居の地なり、諾尊の浦安^{フヤス}國河内を并せての稱なるべし、其時より拓殖を進め、此に至り天津彦根往て山河津總社の祭主となり、縣邑の主を統轄し、大和の高原に及びたるは、記に倭田中直、倭淹知造、高市縣主等之祖也とあり、姓氏錄に津國造も其後なるにて證さるゝ、山河兩州に建たる神社の跡は後に考ふべし

近^{アソ}淡海^ミ丹波は必蝦夷、高志等雜據し、大倭に接する比までは猶荒山多かるべしと雖も、諾尊の日之若宮を犬上郡に存ずれば^{十九}其時代より既に此郡まで深く入りて殖民ありしにや。天津彦根の時は山代より逢坂關を越えて鈴鹿路までは開通したると覺えて、伊勢桑名郡の多度神社は天津彦根命を祠り、桑名首は其男久之比乃命之後といひ、攝社の一目蓮社は其男山背忌寸、祖天比都禰命の訛なるべし。多度社の尾津にあるは歴史地理を考ふべし、木曾川の積淤が中島郡を露さゝりし時代には、鈴鹿路は尾津より尾張へ渡りたり、尾津は勢尾濃の要津にして今の桑名の如し、天津彦根は此要地を占有し、陸路は山背へ往來し、海路は度會名草に綴りて堺難波水戸に往來したるなり、諾尊の浦安國と并せ考へて、當時天神の子が各地の要港

近淡海

多度社

尾津は鈴鹿路の要

を占めて水運の便を開き、次第に平野に拓地殖民を進めて、蝦夷高志佐伯等を山中に追籠め、神教を布て彼等を馴化されたる規模を觀るべし、神代を鴻濛未開の時代と思へば大に謬る。

記に又天津彦根命者周芳國造之祖とある、防藝の交は佐伯及び海人の住地にて、穴門は海人一族の殖民地と思はる、周防の中央なる沙磨浦は景行帝行幸の地、仲哀帝もなり、豈此を首府としたるか。天津彦根の時代は豊國も又喧擾したれば、河内より遠く此まで手を著られしや、是は其子孫の此に兼領したるならん。

天津彦根の跡を考へても、當時國中に諸種族の占據して相争擾するに當り、高皇產靈尊の謀謨に因て、諸方の天社に祭主を派して渠等を循撫し、國家統一の業を始め給ひし大略を想望さるゝ、常人の思料するが如く、戦血を濺ひて各種の強勇なる奴等と同じく鬪争をなして、以て優勝を決したる結果と思ふは淺薄なり。各地に於る異種の衝突して劍矛に訴ふるは、猶後世の武士が他族と争ふて、亂妨狼藉をなし、夜打強盜をなすと同じ、其禦備は疆を分ち地を領したる君長が、面面に進守を令すべし、一一に天朝の大命を勞せざるとは、武人政治の世に例して知るべし。當時

の國、神(即ち國主)の中に於て強大なるは新羅兼雲紀等の君を首とし、海神山神水戸神等みな大國なり、是等とても必ず接壤の異族と争鬪するに區々たらず、遠く野民部落に向ふて荒土を拓きたると、亦後の藤原安倍諸族が蝦夷を馴服して奥羽の地を割領したるに例すべし。

第九章 國家統一。

○第卅三節 大己貴の國作り。

天照大神の國家を定め給ふ時、異族を循へ國土を開きしには、出雲の成績最も多し、是國作り大己貴の稱あるゆゑなり。其後武甕槌命強剛の談判によつて、大己貴父子は其國を奉還して大倭に遷れり、見を大三輪氏の起りとす、此事と大化の改新に皇太子天智の所領奉還とは、國家主權の大義を彰はす歴史美談となして、明治に至り、諸藩また版籍を奉還して大政統一し、其下に臣民みな土地所有の權を興へられたれば、今は既に歴史の渣滓となりぬ。されど大國主の事を是までの解釋は果して事實を得たるや、國家の主權は此の如きものなるや、史學に於て研究すべき疑問は猶存在するなり。余は是までの人は惟表面を見て裏面に及ばざる解釋の多きを見る、抑も大國主の國作りは天朝の國家の經營に於て一部分に過ぎず、たゞ他の國主よりは比較的成績の多きのみ、國家の主權者に於ては、山谷に喧擾する

各種族を鎮むるよりも、寧ろ上國下國の調和に最も軫慮し給へるを認む。如何んとなれば前に述たる諸尊の出雲の絶妻より、忍穗耳尊の日繼に定るまで、兩國の間は兎角協和を缺けり、九十八節察するに出雲は新羅往來の津にて韓人相雜り、本國の兼轄地(治外權を行ふ地)となすを便とするは必然の情なるべし。縦し君主は親族にて其間融和するとも、人民を代表しては吾意の如くなるを得ず、再尊素尊に不協の行爲あるは蓋し此に原由す、故に天朝に於ては日韓の和を傷らずして國家を定むるに尤も處置を苦められたり、大己貴の績に於ては此意を存じて講究をなさざるべからず。

素尊の新羅就國の後に、大己貴の成人して國作りを始むるまでは、しばし年月を經過したり、古事記によれば此間に出雲は兄弟争鬪の變ありき。其は大國主神之兄弟八十神座、然皆國者避於大國主神、所以避者、と冒して、八十神等が稻羽因幡の八上比賣に婚せんと欲して、比賣が大國主に嫁せんといふを怒り、大己貴を殺さんと圖りたる長さ神話一段ありて、譬喩の意は解釋に苦めど、人名地理に據て摘要すれば、八十神は稻羽にて共議し、大國主を伯耆の仲間山本に陥るれ、再ひ山中に歎き

入れしに、大國主は御祖命此神皇產靈神なるべしの營救にて、木國大屋毘古之所に往き、又逃れて須佐能男命の坐す根堅洲國に到り、大神の女須勢理毘賣と婚し、毘賣は父の生大刀生弓矢及び天詔琴とを持出して遠く逃しかば、大神追て黄泉比良坂に至り遙に望みて呼ばはりつゝ、大己貴に謂て、其汝所持之生大刀生弓矢、以而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、而おれ、爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而其我之女須勢理毘賣、爲嫡妻、而於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱ふとしり、於高天原氷木たかしり、而居、是奴也と宣へり、故に大己貴は其大刀弓を持って坂の御尾ことに追伏せ、河瀬ごとに追撥ひて、始作國也との大綱なり。

此事果して實ならば、素尊の新羅へ就國後は、大己貴弱年にて諸王權を執たるなり。八十神を兄弟、又は庶兄弟と書す、蓋し猶子の諸王なり、品種門族を重んずれば猶子を多く字なふ、是古來の風儀にして、輓近まで公卿には此風を存じたり。又國縣の君長は貴族會議にて推定即ち誓約したると思はるゝ、八十神の内には推定されて主權を攝理したるものあるべし、稻羽に往て婚を求むる時に大己貴は負袋の從者とあれば、隨行員にてありき。八上姫は稻羽の縣主なるべし、式に八上郡賣沼神社

あり、當國の豪族なるを以て其許婚は諸王の勢力に關係するとなり。古來多妻を娶り、或は采女を徵する風は、男尊女卑に似たれど、精神の例始まりて女子も國權を執るにより、却て貴人は男子より女子の意を迎ふるを務むる様になれり、後に女帝を立るの漸は由來久し。大己貴を葦原醜男ヒコといふ、醜男は醜女と同じく其勇を稱する語なれど、此神話中に、成麗丈夫而出遊、また須勢利姬還入白其父言甚麗神來など、あれば、美丈夫なり。蓋し古代尙武の氣風は、婦人も勇壯なる丈夫を愛すると後世武家の婦人の如くなりし、故に大己貴は到る處に婦人に歡迎されたり、是も國作りの英主たる資格の一なるべし。素尊根堅洲國に坐し、追て泉津比良坂とあるは神話作者に於て既に根國を出雲と解したるに似たり、記の文は雄略帝以後の敷衍多し、思はるゝ、故に古傳説と往々に齟齬し、古史考究のに困難なる所なり。

大己貴は八十神を追伏せて其領地を避しめ、須賀に宮造りして國作りを始むとある、須賀は素尊の清宮と同地か、私記に杵築邊を須賀郡といふは今俗也といふ三節に、後に大社オホヤシロを造營したるに因て須賀と稱へたるにや。大己貴が國作りを始めたるは二十歳未滿の比なるべし、諸國を開拓して領地を廣め、大名持と稱せらるゝ

出雲より
紀伊への
陸路

作備の
開

陶棺

程の縣邑は何くに在るや確微に乏しけれど、出雲の附近に就て求むれば大略は知らるゝ。まづ前の神話中に、大己貴の逃れし地理は、因幡より伯耆に逃れ、紀伊に逃れて根國に往とある、出雲より紀伊に領地あるは紀に微あり、陸路より雲紀往來の道は地理を接して知らるゝ、且此は參天の便路にも關すれば、必ず第一著手の處なるべし。雲伯の背は簸川上の鳥上峰にて東に走りて伯耆の大山七千尺の峯を陡起し、因幡に層重して但馬に綿亘す此を中國の脊梁となし、北を山陰、南を山陽と稱するなり。故に出雲港より上國への往來は伯耆より踰え、美作を経て、播磨に出る此驛路は古來必由の本路にして、美作より備前に下るをは別路したるべし、是地理の自然に示す形なり、因て先づ作備に證跡を求めん。

簸川上なる吉備の磐谷イハヤに高志人の占據せるとは前に述たり、廿二美作より備前岡山の東山にかけて北種の民族が占據したる跡あり。其は此地方より古陶棺を數多發掘されたと是なり、諸陵寮に藏さるゝ陶棺は、美作英田郡平福村より發掘せる、屋根形の臥棺にて側面に人の立て右左に馬を率たる繪を凸起す、甚だ泰西古代の畫風に肖たり、帝國博物館にあるは、備前邑久郡須惠村より發掘す、同形にて兩

菊花文をつく、頗る日本化したるは後世の物なるか或はいふ菊花は泰西古代の紋様なりと、此の外十餘も發掘されたり、他の地方には例罕なりといふ。此の屋根形陶棺は泰西の古史に於て關係多き小亞細亞地方に發掘さるゝ三千年前の物なるに、遠く日本の美作山中に葬られてあるは甚だ奇異なり。是必ず彼地方を退去したる一部落の民族が、周時代に北漠を轉徙して、終に日本に渡り、其君長の喪に率ゐたる陶工をして舊俗の如くに此の陶棺を製造させて葬り、永く家式としたるものと思はる。如何なる種族なるやを知らねど、考へ合すべき事は上古支那の西北甘肅省には西王母國を建たり、其山脈を崑崙といひ琅玕を産したり、崑崙の玉是なり第二章三節に出。其玉の古史に記述され、又各地方より多く發見するは、古代の交易俘獲に得たる珍寶とのみ謂すますを得ず。西王母國は周初穆王の時代までは存在したれど、いづしか退轉して荒野と成果たり、而して其西王母の民族は西域の條支に居ると云、條支は小亞細亞地方に當る、或は如德亞テューアの訛なるか。若し此陶棺が西王母種族の遺物ならば、姓氏錄に玉作連高魂命孫天明玉命之後也とある、素尊へ八坂勾玉を獻せし人なり、廿此家の率ゐたる玉作部の民族なるべし、否ならば埴安ヒヤスの領

ずる埴部の民なる歟。邑久郡の岬は見島郡に對す、即ち吉備子島なり、菊花紋の棺を葬りたる比には既に天朝に馴化したるならん菊紋を帝室の章と謂に非ず。此郡に美和神社、宗形神社あり、其西の上道下道兩郡にも大神神社數座あり、みな大己貴の作りし國なる徴となすべし。

播磨の開

播磨には、風土記に大名持命、少名日子命、天日槍命の同心にて經營せられしとを記したる地、揖保郡以西に多し。又完粟郡に伊和坐大名持御魂神社、大倭事代主神社あり、事代主の大倭に徙りし後にも、猶拓殖を務めたるなり、さもあるべし。然し播磨風土記は寛政の比に古木と稱じて出たる怪しき書なり、其中に風土記の逸文を博湊したりと雖も、大己貴少名彦は天日槍と同時代の人には非ず、紀に天日槍は新羅王子の國を弟知古に譲りて渡來したると記せり、風土記の文は之を打消す力なし、風土記の如くなれば、天日槍は、素尊の子にて、弟知古は五十猛命に當る信ずべからざると明かなり。さりながら、播磨に天日槍開拓地のはあるべし、如何んとなれば、但馬は新羅の殖民地にて、後に王子天日槍を出石に迎へて之を統轄せしめられたるなり。播磨の山中には佐伯の民族も多し、紀に日本武尊の俘囚をおくといへ